

(法安116)(地465)(健Ⅰ209)(健Ⅱ412)
(保303)(介175)(生101)(税経32)
令和3年1月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
副会長 今村 聡
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について

今般、厚生労働省各局・課より各都道府県衛生主管部(局)宛に、標記の通知が発出され、本会各部局に対しても会員への周知方依頼がありましたので、現時点で本会にて受領済みのものを一括してお送り申し上げます。

本件は、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全体的見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な事項を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)が公布・施行されたものです。

これにより、当該整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式ならびに既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業所等に押印を求めているものについては、当該押印欄が削除等されることとなりました。

なお、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第4号書式の死亡診断書(死体検案書)、歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)第4号書式の死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名(電子署名を含む。)によることとするとされております。

ただし、すでに「記名・押印」により作成された死亡診断書(死体検案書)については、当面の間、遺族が区市町村役場に死亡届とともに提出する添付書類としては有効とする取扱いがなされる旨が、医政局医事課より各自治体向けに事務連絡がなされております(別添資料A関係)。

整理省令の改正内容や既存の通達等の取扱い等については、下記及び添付のとおりとなりますので、貴会におかれましても本件について御了知いただき、管下会員への周知方にご高配いただきますとともに、個々の通達内容についてご不明の点などは、以下の各項目ごとに明記いたしました本会担当課までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、今後、本通知以降に、押印廃止に関する同種通知が関係当局から本会宛てに送付された場合には、可能な限りとりまとめ、整理をしたうえで、貴会宛てに情報提供をさせていただきます。ご了承ください。

【別添資料一覧】

A 医政局関係 (1 ~38)

【担当：地域医療課、医事法・医療安全課、生涯教育課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・医政発1225第1号 令和2年12月25日付 医政局長通達
 - 別添1 整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧(医政局部分抜粋)
 - 別添2 改正する医政局長通達一覧
 - 別添3 改正する医政局課室長通達一覧
- ・令和3年1月6日付 医政局医事課 事務連絡
「死亡診断書(死体検案書)の押印廃止に係る当面の取扱いについて」
- ・医政発1225第13号 令和2年12月25日付 医政局長通達(麻酔科標榜許可関係)

(参考) 厚生労働省ホームページ

押印を求める手続きの見直し等について(医政局所管手続関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

B 保険局関係 (39 ~ 78)

【担当：医療保険課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・保発1225第8号 令和2年12月25日付 保険局長通達

C 老健局関係 (79 ~ 138)

【担当：介護保険課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・老発1225第3号 令和2年12月25日 老健局長通達
- ・老総発1225第2号ほか 令和2年12月25日付 老健局総務課長他通達
- ・令和2年12月25日付 老健局総務課長他 事務連絡

D 健康局関係 (139 ~ 141)

【担当：健康医療第2課】

- ・健発1225号第3号 令和2年12月25日付 健康局長通達

E 医薬・生活衛生局(医薬品)関係 (142 ~ 147)

【担当：薬務対策室】

- ・薬生総発1225第2号 令和2年12月25日付 総務課長通達
- ・薬生発1225第3号 令和2年12月25日付 医薬・生活衛生局長通達

F 医薬・生活衛生局(食品)関係 (148 ~ 156)

【担当：健康医療第2課】

- ・薬生食基発1225第1号・生食監発1225第4号 令和2年12月25日付
医薬・生活衛生局食品基準審査課長・食品監視安全課長 通達
- ・生食発1225第9号 令和2年12月25日付 厚労省大臣官房生活衛生・食品安全
審議官より関係団体宛通達

- G 医政局研究開発振興課(再生医療)関係 (157～210) 【担当：生涯教育課】
・日医宛事務連絡
・別紙 研究開発振興課 12月25日付 事務連絡
・参考 「再生医療等提供計画等の記載要領等について」
- H 医政局研究開発振興課(臨床研究)関係 (211～241) 【担当：生涯教育課】
・日医宛事務連絡
・別紙 「臨床研究法の統一書式について」
- I 医政局総務課(国税関係手続)関係 (242～248) 【担当：医業経営支援課】
・日医あて事務連絡
・医政総発1225第1号・障企発1225第4号・老総発1225第1号・保総発1225第1号 各課長通達
- J 社会・援護局関係 (249～266) 【担当：介護保険課、健康医療第2課】
・子発1225第1号・社援発第4号・老発1225第2号 令和2年12月25日付
子ども家庭局長、社会援護局長、老健局長通達
- K 社会・援護局障害保健福祉部関係 (267～294) 【担当：健康医療第2課】
・障発1225第3号 令和2年12月25日付 障害保健福祉部長通達
・障発1225第1号 令和2年12月25日付 障害保健福祉部長通達
・障企発1225第1号、障障発1225第1号、障精発1225第1号 令和2年12月25日付
障害保健福祉部 企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長通達
- L 政策統括官(出生証明書)関係 (295～303) 【担当：健康医療第2課】
・政統発1225第4号 令和2年12月25日 政策統括官通達
「出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について(通知)」
- M 労働基準局関係 (304～323) 【担当：健康医療第1課】
・基発1225第5号 令和2年12月25日付 労働基準局長通達
・基発1225第1号 令和2年12月25日付 労働基準局長通達
- N 文部科学省初等中等教育局(学校保健)関係 (324～336) 【担当：健康医療第1課】
・日医宛て事務連絡(令和3年1月6日付)
・2文科初第1188号 令和2年11月13日付 文科省初等中等教育局長通達

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令の施行等について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部（局）あてに送付いたしました。貴団体におかれては、内容について
御了知いただくとともに、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し
上げます。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局長
〔公印省略〕

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令の施行等について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「整理省令」という。）が本日公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとした。

これと併せ、既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとする。

整理省令の改正内容や既存の通達等の取扱い等については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 整理省令の改正について

整理省令による改正後の厚生労働省関係省令のうち、医政局が所管する厚生労働省

令及び改正する様式の一覧については別添1のとおりである。

なお、整理省令には、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる経過措置が設けられている。

また、整理省令の官報及び別添1に掲載された改正後の様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

※医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第4号書式の死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第4号書式の死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続きの見直しに伴い、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとする。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第2 既存の通達等の取扱いについて

これまでに医政局から発出した医政局長通達及び医政局課室長通達で定めている様式等のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除するとともに、整理省令と同様の経過措置を設けることとする。また、併せて所要の改正を行う。

改正する医政局長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添2、改正する医政局課室長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添3のとおりである。

なお、別添2及び別添3に掲載された通達について、改正後の通達・様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第3 地方公共団体における手続きの取扱いについて

「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）（以下URL）のとおり、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルが策定されたところであるが、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続きのうち、医政局が所管する法令や通達等で申請方法や様式を定めていないものであって、当該様式等において国民や事業

者等に押印を求めている手続きについても、今般の改正趣旨を踏まえ、当該様式等から押印欄を削除されたい。

○「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

（添付内容）

【別添1】整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧（医政局部分抜粋）

【別添2】改正する医政局長通達一覧

【別添3】改正する医政局課室長通達一覧

【別添1】整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧（医政局部分抜粋）

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)			
1	第1号書式	医師免許申請書	医事課
2	第2号の2書式	再教育研修修了登録証申請書	医事課
3	第2号の3書式	再教育研修修了登録証書換交付申請書	医事課
4	第2号の4書式	再教育研修修了登録証再交付申請書	医事課
5	第3号書式	医師国家試験(医師国家試験予備試験)願書	医事課
6	第4号書式	死亡診断書(死体検案書)	医事課
歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)			
7	第1号書式	歯科医師免許申請書	歯科保健課
8	第2号の2書式	再教育研修修了登録証申請書	歯科保健課
9	第2号の3書式	再教育研修修了登録証書換交付申請書	歯科保健課
10	第2号の4書式	再教育研修修了登録証再交付申請書	歯科保健課
11	第3号書式	歯科医師国家試験(歯科医師国家試験予備試験)願書	歯科保健課
12	第4号書式	死亡診断書(死体検案書)	歯科保健課
医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)			
13	附則様式第1	経過措置医療法人の移行計画認定申請書	医療経営支援課
14	附則様式第2	経過措置医療法人の移行計画	医療経営支援課
15	附則様式第4	認定医療法人の移行計画変更認定申請書	医療経営支援課
16	附則様式第5	認定医療法人の実施状況報告書	医療経営支援課
17	附則様式第7	認定医療法人の出資持分の放棄申出書	医療経営支援課
18	附則様式第8	認定医療法人の運営の状況報告書	医療経営支援課
19	別記様式第1の3	社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書	医療経営支援課
20	別記様式第1の4	地域医療連携推進法人認定申請書	医療経営支援課
死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号)			
21	第1号書式	死亡の事実を証明する書類	医事課
22	第2号書式	解剖に関する遺族の承諾書	医事課
23	第3号書式	遺族の諾否確認不能証明書	医事課
24	第4号書式	死体解剖資格認定申請書	医事課
25	第5号書式	解剖経験証明書	医事課
26	第6号書式	解剖用死体(死胎)交付申請書	医事課
診療放射線技師法施行規則(昭和26年厚生省令第33号)			
27	第1号書式	診療放射線技師免許申請書	医事課
28	第2号書式の2	診療放射線技師免許証書再交付申請書	医事課
29	第3号書式	診療放射線技師国家試験願書	医事課
保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)			
30	第1号様式	保健師免許申請書	看護課
31	第1号の2様式	助産師免許申請書	看護課
32	第1号の3様式	看護師免許申請書	看護課
33	第2号様式	保健師(助産師、看護師)国家試験願書	看護課
歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)			
34	様式第1号	歯科技工士免許申請書	歯科保健課
35	様式第1号の2	歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付申請書	歯科保健課
36	様式第2号	歯科技工士免許証再交付申請書	歯科保健課
37	様式第4号	歯科技工士国家試験受験願書	歯科保健課
臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)			

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
38	様式第1	臨床検査技師免許申請書	医事課
39	様式第4	臨床検査技師免許証再交付申請書	医事課
40	様式第5	臨床検査技師国家試験願書	医事課
41	様式第6	衛生検査所登録申請書	計画課
42	様式第7	衛生検査所登録変更申請書	計画課
43	様式第8	衛生検査所休止・廃止・再開届書	計画課
44	様式第9	衛生検査所の管理者等変更届	計画課
45	様式第10	衛生検査所の登録証明書書換え交付申請書	計画課
46	様式第11	衛生検査所の登録証明書再交付申請書	計画課
理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和40年厚生省令第47号)			
47	様式第1号	理学療法士(作業療法士)免許申請書	医事課
48	様式第4号	理学療法士(作業療法士)免許証再交付申請書	医事課
49	様式第5号	理学療法士(作業療法士)国家試験願書	医事課
50	様式第6号	理学療法士(作業療法士)国家試験科目免除申請書	医事課
視能訓練士法施行規則(昭和46年厚生省令第28号)			
51	様式第1号	視能訓練士免許申請書	医事課
52	様式第4号	視能訓練士免許証再交付申請書	医事課
53	様式第5号	視能訓練士国家試験願書	医事課
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)			
54	様式第6号	臨床修練証明書	医事課
臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)			
55	様式第1号	臨床工学技士免許申請書	医事課
56	様式第5号	臨床工学技士免許証再交付申請書	医事課
57	様式第6号	臨床工学技士国家試験受験願書	医事課
義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)			
58	様式第1号	義肢装具士免許申請書	医事課
59	様式第5号	義肢装具士免許証再交付申請書	医事課
60	様式第6号	義肢装具士国家試験受験願書	医事課
歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)			
61	様式第1号	歯科衛生士免許申請書	歯科保健課
62	様式第2号	歯科衛生士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書	歯科保健課
63	様式第3号	歯科衛生士名簿登録抹消申請書	歯科保健課
64	様式第4号	歯科衛生士免許証(免許証明書)再交付申請書	歯科保健課
65	様式第6号	歯科衛生士国家試験受験願書	歯科保健課
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)			
66	様式第1号	あん摩マッサージ指圧師免許申請書	医事課
67	様式第1号の2	はり師免許申請書	医事課
68	様式第1号の3	きゆう師免許申請書	医事課
69	様式第2号	○師名簿訂正・免許証(免許証明証)書換え交付申請書	医事課
70	様式第3号	○師名簿登録削除申請書	医事課
71	様式第4号	○師免許証(免許証明書)再交付申請書	医事課
72	様式第5号	あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゆう師)国家試験受験願書	医事課
柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)			
73	様式第1号	柔道整復師免許申請書	医事課
74	様式第2号	柔道整復師名簿訂正・免許証書換え交付申請書	医事課
75	様式第4号	柔道整復師免許証再交付申請書	医事課

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
76	様式第5号	柔道整復師国家試験受験願書	医事課
救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)			
77	様式第1号	救急救命士免許申請書	地域医療計画課
78	様式第3号	救急救命士名簿登録消除申請書	地域医療計画課
79	様式第4号	救急救命士免許証再交付申請書	地域医療計画課
80	様式第5号	救急救命士国家試験受験願書	地域医療計画課
言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号)			
81	様式第1号	言語聴覚士免許申請書	医事課
82	様式第2号	言語聴覚士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書	医事課
83	様式第3号	言語聴覚士名簿登録消除申請書	医事課
84	様式第4号	言語聴覚士免許証(免許証明書)再交付申請書	医事課
85	様式第5号	言語聴覚士国家試験受験願書	医事課
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)			
86	様式第1号	臨床研修修了登録証申請書	医事課
87	様式第2号	臨床研修修了登録証書換交付申請書	医事課
88	様式第3号	臨床研修修了登録証再交付申請書	医事課
歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号)			
89	様式第1号	臨床研修修了登録証申請書	歯科保健課
90	様式第2号	臨床研修修了登録証書換交付申請書	歯科保健課
91	様式第3号	臨床研修修了登録証再交付申請書	歯科保健課
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)			
92	様式第1(第1面)	研究のための再生医療等提供計画の提出様式	研究開発振興課
93	様式第1の2(第1面)	治療のための再生医療等提供計画の提出様式	研究開発振興課
94	様式第2	再生医療等提供計画の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
95	様式第3	再生医療等提供計画の軽微な変更の届書	研究開発振興課
96	様式第4	再生医療等の提供中止の届書	研究開発振興課
97	様式第5(第1面)	再生医療等委員会の認定の申請書	研究開発振興課
98	様式第7	再生医療等委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の申請書	研究開発振興課
99	様式第8	再生医療等委員会の認定事項の軽微な変更の届書	研究開発振興課
100	様式第9	再生医療等委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
101	様式第10	再生医療等委員会の認定証書の書換え交付の申請書	研究開発振興課
102	様式第11	再生医療等委員会の認定証の再交付の申請書	研究開発振興課
103	様式第12(第1面)	再生医療等委員会の認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
104	様式第13	認定再生医療等委員会の廃止の届書	研究開発振興課
105	様式第14(表面)	特定細胞加工物の製造許可の申請書	研究開発振興課
106	様式第16	特定細胞加工物の製造許可事項の変更の届書	研究開発振興課
107	様式第17	特定細胞加工物の製造許可証等の書換え交付の申請書	研究開発振興課
108	様式第18	特定細胞加工物の製造許可証等の再交付の申請書	研究開発振興課
109	様式第19(表面)	特定細胞加工物の製造許可事項の更新の申請書	研究開発振興課
110	様式第20(表面)	特定細胞加工物の製造許可等の調査の申請書	研究開発振興課
111	様式第22(第1面)	特定細胞加工物の製造認定の申請書	研究開発振興課
112	様式第24(表面)	特定細胞加工物の製造認定事項の変更の届書	研究開発振興課
113	様式第25(第1面)	特定細胞加工物の製造認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
114	様式第26(表面)	特定細胞加工物の製造認定等の調査の申請書	研究開発振興課
115	様式第27(表面)	特定細胞加工物の製造届書	研究開発振興課
116	様式第28	特定細胞加工物の製造届出事項の変更の届書	研究開発振興課

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
117	様式第29	特定細胞加工物の製造の廃止届書	研究開発振興課
臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)			
118	様式第1	特定臨床研究の実施計画の提出様式	研究開発振興課
119	様式第2	特定臨床研究の実施計画の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
120	様式第3	特定臨床研究の実施計画の軽微な変更の届書	研究開発振興課
121	様式第4	特定臨床研究の中止の届書	研究開発振興課
122	様式第5(第1面)	臨床研究審査委員会の認定の申請書	研究開発振興課
123	様式第7	臨床研究審査委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の申請書	研究開発振興課
124	様式第8	臨床研究審査委員会の認定事項の軽微な変更の届書	研究開発振興課
125	様式第9	臨床研究審査委員会の認定事項の変更の届書	研究開発振興課
126	様式第10	臨床研究審査委員会の認定証の書換え交付の申請書	研究開発振興課
127	様式第11	臨床研究審査委員会の認定証の再交付の申請書	研究開発振興課
128	様式第12(第1面)	臨床研究審査委員会の認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
129	様式第13	認定臨床研究審査委員会の廃止の届書	研究開発振興課

【別添2】改正する医政局長通達一覧

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
1	S37.8.31	医発800	麻酔科標榜許可書の再交付及び書換交付について	全文改正	総務課
2	H10.5.19	健政発639号	医療法の一部を改正する法律の施行について	(様式例第11)〇〇病院の地域医療支援病院の業務報告について	総務課
3	H5.2.15	健政発第98号	医療法の一部を改正する法律の施行について	(様式第1)〇〇病院の特定機能病院の名称の承認について	総務課
				(様式第8)〇〇病院の紹介率及び逆紹介率の向上に関する年次計画について	
				(様式第8)〇〇病院の標榜する診療科の整備に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の専門の医師の配置に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の論文発表等の向上に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の昨年度の業務報告において提出した年次計画の経過について	
				(様式第8)医療に係る安全管理のための体制整備に関する計画について	
				(様式第9)〇〇病院に関する変更について	
				(様式第10)〇〇病院の業務に関する報告について	
4	H19.3.30	医政発第0330010号	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について	(別添1)入院診療計画書	
				(別添2)退院療養計画書	
5	H20.10.10	医政発1010005号	法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について	(様式1-1)証明申請書	総務課
				(様式2-1)証明申請書	
6	H26.4.9	医政発0409第4号	検体測定室に関するガイドライン	全文改正	地域医療計画課
7	R2.1.16	医政発0116第3号	医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(通知)	別紙 法第5条の2第1項の認定の申請等の手続きについて	地域医療計画課
8	H20.3.31	医政発第0331008号	社会医療法人の認定について	別添2-1 社会医療法人認定申請書	医療経営支援課
				別添2-2 決算届	
				別表1 医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類	
				別表2 医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類	
				別添3 社会医療法人の定款例	
				別添4 社会医療法人の寄付行為例	
				別添5 社会医療法人の認定について	
				別添6 社会医療法人の認定の取消について	
				添付書類(構造設備及び体制)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-1(救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-2(救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-3(精神科救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類2(災害医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-1(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-2(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-3(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-4(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-5(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類4(周産期医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類5(小児救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
				添付書類6 公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号)に該当する旨を説明する書類(運営)	
				添付書類7 公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)	
				別添7 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請書	
				別添8 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画	
				別添9 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定について	
				別添10 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書	
				別添11 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に係る支出確認書について	
				別添12 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書	
				別添13 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて	
9	H28.3.15	医政発0315第1号	農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について	別添1 医療法人への組織変更に係る認可申請書 別添2 医療法人への組織変更に係る認可について 別添3 医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定申請書 別添4 社会医療法人の認定について	医療経営支援課
10	H29.2.17	医政発0217第16号	地域医療連携推進法人制度について	別添5-1(法人社員用) 表明・確約書 別添5-2(法人社員用) 表明・確約書 別添6(個人社員用・理事・監事用) 表明・確約書 別添7 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書 別添8 地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書	医療経営支援課
11	H29.3.31	医政発0331第49号	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領の一部改正について	様式1 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
12	H29.3.31	医政発0331第50号	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領の一部改正について	様式1 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
13	H29.3.31	医政発0331第51号	はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドラインの一部改正について	様式1 はり師、きゆう師養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
14	H29.3.31	医政発0331第53号	あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について	別添 臨床実習施設承諾書 承諾書	医事課
15	H29.3.31	医政発0331第54号	あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について	別添 臨床実習施設承諾書	医事課

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
				承諾書	
16	H29.3.31	医政発0331第55号	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師臨床実習指導者講習会の開催指針について	全文改正	医事課
17	H29.3.31	医政発0331第52号	柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について	様式1 柔道整復師養成施設設置計画書	医事課
				承諾書	
				臨床実習施設承諾書	
				様式2 柔道整復師養成施設設定員変更計画書	
18	H29.3.31	医政発0331第56号	柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針について	全文改正	医事課
19	H30.10.5	医政発1005第1号	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて	承諾書	医事課
20	H30.10.5	医政発1005第2号	理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針について	全文改正	医事課
21	S35.4.14	医発第293号(最終改正R1.12.18)	医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について	別紙取扱要領	医事課
				別添3 診断書	
22	S42.8.23	医発第1077号	登録免許税法の施行に伴う医師法施行規則等の一部改正等について	別記第1号様式 過誤納金還付通知済通知書	医事課
				別添写 過誤納金還付通知書	
				別記第2号様式 過誤納金還付通知請求書	
				別記第3号様式 再使用証明請求書	
				別記第4号様式 領収証書(収入印紙)再使用証明書	
				別記第5号様式 再使用しないこととなつた登録免許税の還付申出書	
23	H16.3.18	医政発第0318008号(最終改正H26.12.10)	医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について	全文改正	医事課
24	H15.6.12	医政発第0612004号(最終改正H31.3.29)	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	様式1 臨床研修病院指定申請書	医事課
				様式10 年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書	
25	H31.3.29	医政発0329第39号	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について	全文改正	医事課
26	R2.9.24	医政発0924第3号	「看護教員に関する講習会の実施要領について」の一部改正について	別紙二 修了証	看護課
27	R2.9.24	医政発0924第5号	「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について」の一部改正について	別紙三 修了証	看護課
28	H27.3.31	医政発0331第61号	歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて	様式2-6、2-7 就任承諾書	歯科保健課
				様式2-12 臨床実習施設承諾書	
				様式2-13 実習施設承諾書	
29	H23.6.28	医政発0628第4号	歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について	補てつ物管理表	歯科保健課
30	H16.6.17	医政発第0617001号	歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について	全文改正	歯科保健課
31	H17.6.28	医政発第0628012号(最終改正H28.02.23)	歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	様式7 臨床研修修了証	歯科保健課

【別添3】改正する医政局課室長通達一覧

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
1	H15. 10. 9	医政指発第1009001号	租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について	別添2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 付表1 証明願記1及び2に係る添付書類 付表2 証明願記3に係る添付書類 付表3 証明願記4に係る添付書類 付表4 証明願記6に係る添付書類	医療経営支援課
				別添3 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願 付表1 証明を受けようとする医療施設に係る明細書 付表2 証明を受けようとする事実(2)イに係る添付書類 付表3 証明を受けようとする事実(2)ロ又はハに係る添付書類	
2	H19. 3. 30	医政指発第0330003号	医療法人における事業報告書等の様式について	様式1 事業報告書 様式2 財産目録 様式3-1 貸借対照表 様式3-2 貸借対照表 様式4-1 損益計算書 様式4-2 損益計算書 様式6 監事監査報告書	医療経営支援課
3	H29. 2. 17	医政支発0217第1号	地域医療連携推進法人の定款例について	別添 地域医療連携推進法人(一般社団法人)の定款例	医療経営支援課
4	H29. 2. 17	医政支発0217第3号	地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について	別添1 事業報告書 別添3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書 別添4 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書 別添5 監事監査報告書	医療経営支援課
5	H29. 9. 29	医政支発0929第1号	持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について	別添様式1 附則様式第1(附則第56条第1項関係) 移行計画認定申請書 別添様式2 附則様式第2(附則第56条第2項関係) 移行計画 別添様式4 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類(医療法施行規則附則第57条の2関係) 別添様式5 附則様式第4(附則第58条第1項関係) 移行計画変更認定申請書 別添様式6 附則様式第5(附則第60条第1項から第3項まで関係) 実施状況報告書 別添様式7 附則様式第8(附則第60条第1項、第2項及び第5項関係) 運営の状況報告書 別添様式9 附則様式第7(附則第60条第4項関係) 出資持分の放棄申出書	医療経営支援課
6	H26. 10. 31	医政研発1031第1号(最終改正R2. 09. 17)	「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて	全様式改正	研究開発振興課
7	H30. 2. 28	医政経発0228第1号・医政研発0228第1号(最終改正R2. 08. 06)	臨床研究法施行規則の施行等について	別紙様式1 終了届書 別紙様式3 定期報告書	研究開発振興課

事務連絡
令和3年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第19条の2に規定する死亡診断書については、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、整理省令により、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとしたところであるが、今回の改正に伴う死亡診断書（死体検案書）に係る手続への影響を緩和しつつ、改正後の規定に基づく運用への円滑な移行を図る観点から、当面の間は、死亡診断書（死体検案書）に係る取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

整理省令においては、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとする経過措置が設けられているところであり、当分の間は、改正前の様式により、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）（※）が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 86 条に規定する死亡の届出の際の添付書類等として遺族等から提出された場合については、当該死亡診断書（死体検案書）について、改正後の医師法施行規則第 20 条及び第四号書式又は改正後の歯科医師法施行規則第 19 条の 2 及び第四号書式に基づいて作成されたものとみなして差し支えないこと。

（※）署名に加えて押印がなされた死亡診断書（死体検案書）については、「署名がなされた死亡診断書（死体検案書）」に該当するため、「署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）」には該当しない。

なお、市区町村においては、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）が提出された場合は、記名された医師又は歯科医師に連絡し、整理省令により死亡診断書（死体検案書）については記名押印ではなく必ず署名（電子署名を含む。）によることとなったことについて、その趣旨を説明の上、理解を得るよう努めること。

また、上記の取扱いにかかわらず、医師又は歯科医師においては、今後、死亡診断書（死体検案書）を作成する場合においては、整理省令による改正後の医師法施行規則第 20 条又は歯科医師法施行規則第 19 条の 2 に基づき、記名押印ではなく署名（電子署名を含む。）する必要があることに留意すること。

（添付内容）

【別添】整理省令による医師法施行規則・歯科医師法施行規則の改正（死亡診断書（死体検案書）関係部分抜粋）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号) (抜粋)

(医師法施行規則の一部改正)

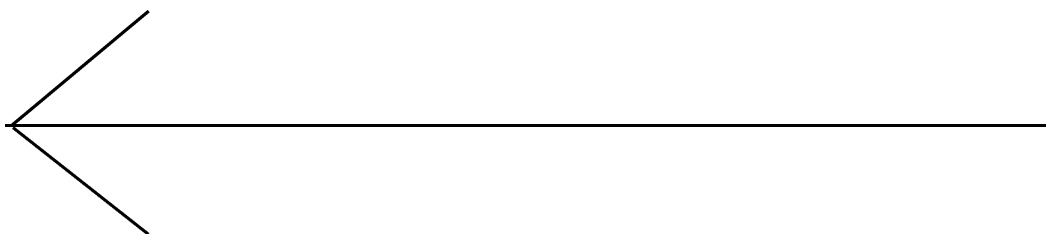
第八条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p>

第二号の二書式から第四号書式までを次のように改める。



死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 年 月 日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	午前・午後 時 分
	死亡したとき 令和 年 月 日 午前・午後 時 分			
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他		
	死亡したところの番地番号	番 地 番 号		
死亡の原因	I ◆ I欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆ I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆ I欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください	(ア)直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例: 1年3ヵ月、5時間20分)	令和 年 月 日 平成 年 月 日 昭和
		(イ)(ア)の原因		
		(ウ)(イ)の原因		
		(エ)(ウ)の原因		
II 直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	手術 1無 2有 { 部位及び主要所見 } 手術年月日			
解剖	1無 2有 { 主要所見 }	昭和		
死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焰による傷害 } 外因死 { 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 }			
	12 不詳の死			
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県
	◆ 伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()	市 郡 区 町村
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数	都道府県
	グラム	1単胎 2多胎 (子中第 子)	満 週	
追加事項	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日	前回までの妊娠の結果	市 郡 区 町村
	1無 2有 { }	昭和 平成 令和 年 月 日	出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら				
上記のとおり診断(検案)する		診断(検案)年月日	令和 年 月 日	
〔 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所 〕		本診断書(検案書)発行年月日	令和 年 月 日	
(氏名) 医師		番地	番 号	

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。

I欄では、各傷病について発病の型(例:急性)、病因(例:病原体名)、部位(例:胃噴門部がん)、性状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

(歯科医師法施行規則の一部改正)

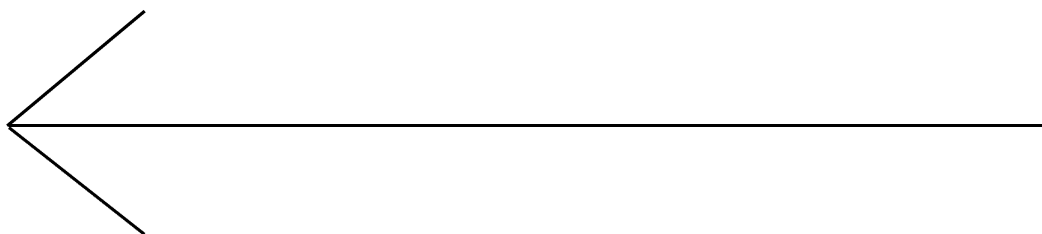
第九条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	2 (略) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。 一 十三 (略)
改正前	2 (略) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、 <u>記名押印又は署名</u> しなければならない。 一 十三 (略)

第二号の二書式から第四号書式までを次のように改める。



死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	年 月 日	午前・午後 時 分
	〔生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください〕				
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他			
	死亡したところ	番 地 番 号			
	(死亡したところの種別1~5) 施設 の 名 称	()			
死亡の原因	I	(ア) 直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分)	手術年月日	令和 平成 昭和 年 月 日
		(イ)(ア)の原因			
		(ウ)(イ)の原因			
		(エ)(ウ)の原因			
	II	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	1無 2有	部位及び主要所見			
解剖	1無 2有	主要所見			
死因の種類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 外因死 { 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }			
	12 不詳の死				
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県	市 区 町 村
	◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	グラム	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)	妊娠週数
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		母の生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	前回までの妊娠の結果
	1無 2有		3不詳		出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)
その他特に付言すべきことがら					
上記のとおり診断する					
〔 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は歯科医師の住所 〕			診断年月日	令和 年 月 日	
(氏名) 歯科医師			本診断書発行年月日	令和 年 月 日	
			番地		
			番 号		

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付けて書いてください。

夜の12時は「午前0時」、星の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃噴門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後何日」と書いてください。

I欄及びII欄に係る手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付けて書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

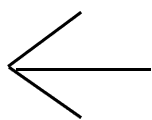
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
ができる。

（栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第五十号）
の一部を次のように改正する。

第一条のうち栄養士法施行規則第一号様式から第九号様式までの様式の改正規定中第一号様式を次のよ
うに改める。



医政発 1225 第 13 号
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の
留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区
長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周
知方宜しくお取り計らい願います。

医政発 第 0502004 号
平成 17 年 5 月 2 日
一部改正 平成 30 年 1 月 29 日
一部改正 令和 2 年 10 月 2 日
一部改正 令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について

「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 60 号。以下「改正省令」という。）が本年 3 月 31 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることとなった。

麻酔科標榜許可の審査については、従来「麻酔科の標榜の許可について」（昭和 35 年 3 月 14 日付け健政発第 183 号厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）に基づき、手術記録や麻酔記録の提出を求めてきたところであるが、本年 4 月から「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）が施行されることとなり、同法第 16 条及び第 23 条の規定によって、法令に基づく場合等、一定の場合を除いて個人情報の第三者への提供等には原則として本人の同意が必要となった。また、平成 17 年 1 月 19 日に医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会においてとりまとめられた「麻酔科標榜資格の許可基準等の見直しについて」において、麻酔科標榜資格の円滑な審査を行うことができるよう、麻酔科標榜の許可基準等を見直すことが適当であるとされた。このため、今回許可基準を省令として位置づけ、個人情報保護法に適切に対応できるようにするとともに、同部会の意見を踏まえて許可基準の見直しを行うこととした。

改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日厚生労働省令第 50 号）（以下「新省令」という。）の運用に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、制度の趣旨等を十分御了知いただくとともに、管内の医師及び管下関係団体にその周知をお願いする。

なお、新省令の施行に伴い、「麻酔科の標榜の許可について」（昭和 35 年 3 月

1 4 日付け健政発第 183 号厚生省医務局長通知) 及び「麻酔科標榜の許可について」(昭和 4 0 年 2 月 3 日付け医政局総務課長通知) は廃止する。

記

1 麻酔科標榜許可に係る申請書等について

医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号) 第 6 条の 6 第 1 項の規定による診療科名として麻酔科につき同項の許可を受けようとする医師は、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないとされたこと(新省令第 1 条の 1 0 第 1 項)。

新省令第 1 条の 1 0 第 1 項の申請書は、別紙第 1 の様式によるものとし、同条第 2 項第 1 号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第 2、同項第 2 号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第 3 の様式についてもあわせて記載し、提出すること。

2 新省令第 1 条の 1 0 第 2 項に係る基準についての留意事項

厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、当該医師が次の各号のいずれかの基準を満たしていると認めるときは、医療法第 6 条の 6 第 1 項の許可を与えるものとするとしてされたこと(新省令第 1 条の 1 0 第 2 項)。

(1) 新省令第 1 条の 1 0 第 2 項第 1 号の基準について

医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練(麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うことをいう。以下同じ。)を行うことのできる病院又は診療所において、2 年以上修練をしたこと(新省令第 1 条の 1 0 第 2 項第 1 号)。

ア 修練の期間及び指導した医師の氏名等については、許可を受けようとする医師が修練した医療機関の長が証明すること。複数の医療機関で修練した場合は、それぞれの医療機関の長が証明すること。

イ 修練の期間は、連続した期間でなくとも差し支えないこと。ただし、複数の医療機関で修練を受けている場合であって、1 医療機関における修練期間が 1 か月に満たない場合は、当該期間を修練の期間に算入しないこと。

ウ 麻酔の実施に関する修練を受けた期間内に、連続して麻酔を実施しない期間が 2 年以上ある場合は、それ以前の期間について、麻酔の実施に関する修練を受けた期間として取り扱わないことがあること。

エ 「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所」において行う「修練」とは、次に掲げる全てを満たすものとする。

(ア) 手術において行う麻酔に関する業務に週 3 0 時間以上従事すること。

(イ) 麻酔の実施を担当する医師として、修練を行う日当たり 1 例以上、手術

において行う麻酔を経験すること。ただし、医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会において、十分な修練をしていると認められた場合は、その限りではない。

オ 「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所」とは次に掲げる要件の全てを満たす医療機関であること。

(ア) 麻酔部門の責任者として、十分な指導を行う医師が常時勤務していること。

(イ) 麻酔科医が実施した症例（以下「麻酔症例」という。）が年間200症例以上であること。

(ウ) 安全な麻酔を行うための手術室、半閉鎖回路麻酔器などの施設、設備が整備されていること。

カ 「麻酔指導医」については、別紙第2の別紙として添付された略歴に基づき判断されるものであること。

(2) 新省令第1条の10第2項第2号の基準について

医師免許を受けた後、2年以上麻酔の業務に従事し、かつ、麻酔の実施を主に担当する医師として気管への挿管による全身麻酔を300症例以上実施した経験を有していること（新省令第1条の10第2項第2号）。

ア 麻酔の業務に従事した期間は、麻酔の実施における主たる医師（以下「主な麻酔担当医」という。）として麻酔を実施した最初の症例から最後の症例までの期間とすること。

イ 連続して麻酔の業務に従事していない期間が1か月以上ある場合には、当該期間を麻酔の業務に従事した期間に算入しないこと。

ウ 連続して麻酔の業務に従事しない期間が2年以上ある場合には、それ以前の麻酔を施行した症例について、経験した症例数として算入されないことがあること。

エ 麻酔を1日に3件以上実施した場合は、申請書にその麻酔記録を添付すること。ただし、当該麻酔症例以外に300症例以上実施した経験を有している場合には、当該麻酔記録の添付の必要はないこと。

オ 別紙第1における「麻酔業務に関する経歴」の「麻酔指導医の氏名」の欄の記載は不要であること。

(3) 上記のほか、許可を与えるのに必要と認めるときには、許可を受けようとする医師が麻酔を実施した症例に関する麻酔記録、手術記録等必要な書類の提出を求めることがあること。

3 留学等海外での修練期間の取扱いについて

海外の医療機関で麻酔の修練を受けた期間がある場合には、当該医療機関

の指導者、麻酔症例数、修練の期間、麻酔のための施設、設備等、当該医療機関における麻酔の修練が許可基準を満たすことについて、当該医療機関が証明する資料を添付すること。

4 新省令第1条の10第3項第1号の「麻酔記録」について

- (1) 麻酔を行った医師が複数いる場合には、原則として先頭に記載されている医師を主な麻酔担当医とみなすこと。
- (2) 主な麻酔担当医として麻酔を実施していない場合、麻酔を実施した時間帯が重複している場合、又は術者兼務で実施した麻酔の症例の場合等については、申請に係る症例として認めないこと。
- (3) 新省令第1条の10第4項第3号の「患者の氏名等麻酔記録をそれぞれ識別できる情報」とは、患者の氏名のほか、患者の登録番号等、病院において患者を識別することのできる情報を指すこと。
- (4) 同項第8号の「麻酔に使用した薬剤」の量においては、薬剤の量又は濃度を記載すること。
- (5) 同項第9号の「血圧その他の患者の身体状況に関する記録」とは、麻酔開始から麻酔終了までの患者の血圧、心拍数、酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素分圧等を記したものとすること。

5 新省令第1条の10第3項第2号の「手術記録」について

新省令第1条の10第5項第2号の「患者の氏名等手術記録をそれぞれ識別できる情報」とは、患者の氏名のほか、患者の登録番号等、病院において患者を識別することのできる情報を指すこと。

6 新省令第1条の10第6項について

医療法第6条の6第1項の規定による診療科として麻酔科につき同項の許可を受けようとする医師は、新省令第1条の10第1項の申請書の提出にあたって必要な場合には、当該医師が現に従事し、又は過去に従事していた病院又は診療所に対し、同条第3項各号に掲げる書類の提供を求めることができること（新省令第1条の10第6項）。

- (1) 許可を受けようとする医師は、申請書の提出にあたって必要な場合には、修練を行っていた医療機関等に対して麻酔記録、手術記録等の必要な書類の提供を求めることができること。
- (2) (1)の場合、新省令第1条の10第6項に基づき提供する患者の個人情報、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号に該当し、同法に規定する個人情報取扱事業者である医療機関の長は、患者の個人情報の提

供に当たって患者本人の承諾を取る必要はないこと。

- (3) 許可を受けようとする医師は、(1) によって病院から提供された患者の個人情報を麻酔科標榜許可の申請以外の目的に使用することはできないこと。

[別紙第1]

麻酔科標榜許可申請書

医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可されたく、麻酔施行経験証明書を添付し申請します。

年 月 日

氏名 _____

厚生労働大臣 殿

ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日生 (満 才)
ふりがな 現住所 〒(-)					電話番号 () —	
ふりがな 従事先の名称					電話番号 () —	
診療科名(注1)		役職又は地位				
医籍登録番号		医籍の 登録年月日				

年	月	略 歴	常勤又は非常勤の別
		大学卒業	
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤

麻酔業務に関する経歴(注2)	期 間	年 数	常勤又は非常勤の別	症例数	施設名	施設の所在地	麻酔指導医の氏名
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	年 月 日～ 年 月 日	年 か月	常勤(週 時間) 非常勤(週 時間)	例			
	合 計	年 か月		例			

注1) 診療科名については、現在診療に従事している診療科名を記載のこと。

注2) 麻酔業務に関する経歴については別紙第2または別紙第3の内容と一致していること。

[別紙第2]

麻酔施行経験証明書

当該医療機関における麻酔の実施に係る体制及び申請者の麻酔業務に係る経歴に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日

病院

病院長

医療機関名 _____

所在地 _____

申請者の氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ)

修練した期間

(_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日: _____ 年 _____ か月) (常勤(週 _____ 時間)・非常勤(週 _____ 時間))

(_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日: _____ 年 _____ か月) (常勤(週 _____ 時間)・非常勤(週 _____ 時間))

(_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日: _____ 年 _____ か月) (常勤(週 _____ 時間)・非常勤(週 _____ 時間))

症例数*1 (_____ 症例)

申請者の指導を行った医師(麻酔指導医)の氏名 _____

麻酔指導医の略歴*2 _____ (認定番号)

申請者が修練した期間における医療機関の体制*3

麻酔部門について

部門の名称 _____

責任者の氏名(役職) _____ (_____)

常勤・非常勤の別 _____ 常 勤 ・ 非 常 勤 _____

麻酔部門の責任者の略歴*2 _____ (認定番号*4)

麻酔症例 年間 _____ 症例 (_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日)

手術室 _____ 室

麻酔器 _____ 台

*1 申請者が担当した症例数を記載することが望ましい。

*2 麻酔指導医及び麻酔部門の責任者の略歴(別途添付)については、(公社)日本麻酔科学会又は(一社)日本専門医機構による専門医の認定を受けている旨及び専門医番号を記載した場合は、省略して差し支えない。

*3 申請者が麻酔業務を行っていた期間にかかる医療機関の体制について記載すること。

*4 麻酔部門の責任者が、麻酔指導医と同一の場合は、省略して差し支えない。

厚生労働大臣 殿

[別紙第3]

麻酔施行経験証明書

申請者の麻酔施行経験について、下記の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

病院

病院長

医療機関名

所在地

申請者氏名

(年 月 日生まれ)

症例数 計 症例

番号	実施日	麻酔法	年齢	性別	病名	手術術式	術者
1							
2							
3							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
298							
299							
300							
・							
・							

注) 記載する症例は、気管への挿管による全身麻酔であって、申請者が麻酔の実施を主に担当した症例に限る。
 注) 麻酔法については、吸入麻酔、静脈麻酔、硬膜外麻酔等の別を明記すること。
 また、複数の麻酔法を用いた場合は、併用した麻酔法のすべてを明記すること。

厚生労働大臣 殿

医政発 1225 第 11 号
令和 2 年 12 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の
留意事項について」の一部改正について

麻酔科標榜許可の申請事項については、「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」（平成 17 年 5 月 2 日医政発 0502004 号。以下「通知」という。）において定めているところである。近年の勤務形態の多様化及び令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、今般通知の一部を次の表のとおり改正し、本日から適用することとしたため、その取扱いに遺漏のないよう御配慮いただくとともに、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、改正前の様式による申請は令和 3 年 2 月 1 日到着までとする。

「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」

(平成一七年五月二日 医発第〇五〇二〇〇四号)

【新旧対照表】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>医政発第 0502004 号 平成 17 年 5 月 2 日 一部改正 平成 30 年 1 月 29 日 一部改正 令和 2 年 10 月 2 日 <u>一部改正 令和 2 年 12 月 25 日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について (前文略)</p> <p>記</p> <p>1 麻酔科標榜許可に係る申請書等について 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科につき同項の許可を受けようとする医師は、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないとされたこと(新省令第1条の10第1項)。 <u>新省令第1条の10第1項の申請書は、別紙第1の様式によるものとし、同条第2項第1号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第2、同項第2号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第3の様式についてもあわせて記載し、提出すること。</u></p> <p>2 新省令第1条の10第2項に係る基準についての留意事項 厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、当該医師が次の各号のいずれかの基準を満たしていると認めるときは、医療法第6条の6第1項の</p>	<p>医政発第 0502004 号 平成 17 年 5 月 2 日 一部改正 平成 30 年 1 月 29 日 一部改正 令和 2 年 10 月 2 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について (前文略)</p> <p>記</p> <p>1 麻酔科標榜許可に係る申請書等について 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科につき同項の許可を受けようとする医師は、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないとされたこと(新省令第1条の10第1項)。 <u>(1) 新省令第1条の10第1項の申請書は、別紙第1の様式によるものとし、同条第2項第1号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第2、同項第2号の基準を満たすことにより申請する場合には別紙第3の様式についてもあわせて記載し、提出すること。</u> <u>(2) 別紙第1中の「氏名」については、記名押印に代えて署名でも差し支えないこと。</u></p> <p>2 新省令第1条の10第2項に係る基準についての留意事項 厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、当該医師が次の各号のいずれかの基準を満たしていると認めるときは、医療法第6条の6第1項の</p>

改正後

許可を与えるものとする」とされたこと（新省令第1条の10第2項）。

(1) 新省令第1条の10第2項第1号の基準について

医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練（麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うことをいう。以下同じ。）を行うことのできる病院又は診療所において、2年以上修練をしたこと（新省令第1条の10第2項第1号）。

ア～ウ (略)

エ「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所」において行う「修練」とは、次に掲げる全てを満たすものとする。

(ア)～(イ) (略)

オ～カ (略)

(2) (略)

3～6 (略)

改正前

許可を与えるものとする」とされたこと（新省令第1条の10第2項）。

(1) 新省令第1条の10第2項第1号の基準について

医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練（麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うことをいう。以下同じ。）を行うことのできる病院又は診療所において、2年以上修練をしたこと（新省令第1条の10第2項第1号）。

ア～ウ (略)

エ「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所」において行う「修練」とは、次に掲げる全てを満たすものとする。

(ア)～(イ) (略)

オ～カ (略)

(2) (略)

3～6 (略)

(別紙第1)

麻酔科標榜許可申請書

(略)

年 月 日

氏名 _____

(略)

診療科名(注1)		役職又は地位	
----------	--	--------	--

(略)

年	月	略 歴	常勤又は非常勤の別 _____
		大学卒業	
			常勤 ・ 非常勤 _____
			常勤 ・ 非常勤 _____
			常勤 ・ 非常勤 _____

(別紙第1)

麻酔科標榜許可申請書

(略)

年 月 日

氏名 _____ 印

(注1)

(略)

診療科名(注2)		役職又は地位	
----------	--	--------	--

(略)

年	月	略 歴	常勤又は非常勤の別 (注3) _____
		大学卒業	
			常勤 ・ 非常勤 (週 時間) _____
			常勤 ・ 非常勤 (週 時間) _____
			常勤 ・ 非常勤 (週 時間) _____

改正後

			常勤 ・ <u>非常勤</u>
			常勤 ・ <u>非常勤</u>
			常勤 ・ <u>非常勤</u>
			常勤 ・ <u>非常勤</u>
			常勤 ・ <u>非常勤</u>

改正前

			常勤 ・ <u>非常勤 (週 時間)</u>
			常勤 ・ <u>非常勤 (週 時間)</u>
			常勤 ・ <u>非常勤 (週 時間)</u>
			常勤 ・ <u>非常勤 (週 時間)</u>
			常勤 ・ <u>非常勤 (週 時間)</u>

麻酔業務に関する経歴 (注2)	期 間	年数	常勤又は非常勤の別	(略)
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤 (週 時間)</u> <u>非常勤 (週 時間)</u>	
	(略)			

麻酔業務に関する経歴 (注4)	期 間	年数	常勤又は非常勤の別	(略)
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	年月日～ 年月日	年 か月	<u>常勤</u> <u>非常勤</u>	
	(略)			

注1) 診療科名については、現在診療に従事している診療科名を記載のこと。

注2) 麻酔業務に関する経歴については別紙第2または別紙第3の内容と一致していること。

注1) 電子申請の場合、個人印は不要であること。

注2) 診療科名については、現在診療に従事している診療科名を記載のこと。

注3) 非常勤の場合は、週当たりの勤務時間を記載のこと。また、麻酔業務に関連のない期間については、記入不要であること。

注4) 麻酔業務に関する経歴については別紙第2または別紙第3の内容と一致していること。

改正後	改正前
<p>(別紙第2)</p> <p style="text-align: center;">麻酔施行経験証明書</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____病院 病院長_____</p> <p>(略)</p> <p>修練した期間</p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤(週 時間)・非常勤(週 時間))</u></p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤(週 時間)・非常勤(週 時間))</u></p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤(週 時間)・非常勤(週 時間))</u></p> <p>(略)</p> <p>* 2 麻酔指導医及び麻酔部門の責任者の略歴(別途添付)については、(公社)日本麻酔科学会又は(一社)日本専門医機構による専門医の認定を受けている旨及び専門医番号を記載した場合は、省略して差し支えない。</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙第2)</p> <p style="text-align: center;">麻酔施行経験証明書</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____病院 病院長_____印</p> <p>(略)</p> <p>修練した期間</p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤・非常勤)</u></p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤・非常勤)</u></p> <p>(年 月 日～ 年 月 日：年 か月) <u>(常勤・非常勤)</u></p> <p>(略)</p> <p>* 2 麻酔指導医及び麻酔部門の責任者の略歴(別途添付)については、(公社)日本麻酔科学会による専門医の認定を受けている旨及び専門医番号を記載した場合は、省略して差し支えない。</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙第3)</p> <p style="text-align: center;">麻酔施行経験証明書</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____病院 病院長_____</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙第3)</p> <p style="text-align: center;">麻酔施行経験証明書</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____病院 病院長_____印</p> <p>(略)</p>

事務連絡
令和2年12月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の公布・施行等について

標記につきまして、別紙のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、地方厚生（支）局長、社会保険診療報酬支払基金理事長、健康保険組合連合会長あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

保発 1225 第 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の公布等について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布され、同日付けで施行又は適用されたところである。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られたい。都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底をお図りいただくようお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている以下の手続について、国民や事業者等の押印等を不

要とする改正を行うこと。

第2 改正省令の内容（保険局所管省令関係）

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第82条第3項（移送費の支給の申請）
- ・第84条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・第87条第4項（出産手当金の支給の申請）
- ・第99条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・様式第1号（健康保険任意適用申請書）
- ・様式第2号（健康保険任意適用取消申請書）
- ・様式第3号（健康保険被保険者資格取得届）
- ・様式第4号（健康保険被保険者報酬月額算定基礎届）
- ・様式第5号（健康保険被保険者報酬月額変更届）
- ・様式第6号（健康保険被保険者賞与支払届）
- ・様式第7号（健康保険被保険者氏名変更届）
- ・様式第18号（健康保険印紙購入通帳）
- ・様式第19号（健康保険印紙受払等報告書）

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第67条第3項（移送費の支給の申請）
- ・第69条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・第79条第3項（出産手当金の支給の申請）
- ・第88条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・様式第3号（船員保険療養補償証明書）

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）の一部改正（改正省令第10条）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第1号（表面）（保険医療機関、保険薬局の指定の申請）
- ・様式第1号の2（表面）（保険医療機関の指定の変更の申請）

- ・様式第 2 号（表面）（保険医、保険薬剤師の登録の申請）
- 4 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 43 号）の一部改正（改正省令第 20 条関係）

別記様式（収入印紙を貼付するための書面）について、押印を求める記載を削除すること。
 - 5 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正（改正省令第 30 条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

 - ・第 15 条（届書の記載事項等）
 - ・第 27 条の 11 第 3 項（移送費の支給申請）
 - 6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正（改正省令第 112 条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

 - ・第 60 条第 3 項（移送費の支給の申請）
 - ・第 62 条第 3 項（特定疾病認定の申請）
 - ・第 76 条第 2 項（口頭による申請等）

第 3 改正告示の内容（保険局所管告示関係）

- 1 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号）の一部改正（改正告示第 8 条関係）

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の十一の（3）において、患者申出療養の申出書に添付する意見書に関して、押印を求める記載を削除すること。
- 2 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 7 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成 20 年厚生労働省告示第 126 号）の一部改正（改正告示第 9 条関係）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

 - ・様式第 1（1）（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科・歯科における入院・入院外併用の診療報酬請求書）

- ・様式第1(2) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第1(3) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、歯科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第4 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、調剤報酬請求書)
- ・様式第6 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第7 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)
- ・様式第8 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第9 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)

3 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第2条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第127号)の一部改正(改正告示第10条関係)

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第1 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第2 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第3 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)

第4 施行日又は適用日

令和2年12月25日

第5 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができること。

○厚生労働省令第二百八号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年十二月二十五日
 厚生労働大臣 田村 憲久

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
 （健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（移送費の支給の申請） 第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第九十九条（略） （特定疾病の認定の申請等）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>	<p>（移送費の支給の申請） 第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第九十九条（略） （特定疾病の認定の申請等）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>

様式第一号(第二十一条関係)

(表面)

様式コード	健康保険 厚生年金保険	任意適用申請書
9 2 9 9		
令和 年 月 日 提出		
提出者記入欄	事業所所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。 〒 — (フリガナ)
	事業所名称	(フリガナ)
	事業主氏名	
	電話番号	
		社会保険労務士記載欄
		氏名等
事業所記入欄	① 事業の種類	
	② 被保険者となるべき者の数	
	③ 備考	

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

(裏面)

記入方法

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従ってご記入ください。
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者となるべき者の数 : 被保険者となる条件を満たす従業員の人数を記入してください。

③備考 : この申請と同時に、その事業所について、健康保険組合の設立又は事業所の編入に関する規約変更の認可申請をする場合には、その旨をご記入ください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第二号(第二十二条関係)

(表面)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">様式コード</td></tr> <tr><td style="text-align:center;">9 2 9 9</td></tr> </table>	様式コード	9 2 9 9	<p style="text-align:center;">健康保険 厚生年金保険</p> <p style="text-align:right;">任意適用取消申請書</p>	
様式コード				
9 2 9 9				
令和 年 月 日提出				
提出者記入欄	事業所整理記号	—	<p>下記のとおりに、別紙同意書を添えて、申請します。</p> <p>〒 —</p>	
	事業所所在地			
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">社会保険労務士記載欄</td></tr> <tr><td style="text-align:center;">氏名等</td></tr> </table>	社会保険労務士記載欄	氏名等
社会保険労務士記載欄				
氏名等				
事業所記入欄	①	事業の種類		
	②	被保険者数		
	健康保険組合	名称		
		所在地		
解散するかしないかの別				

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	—	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号又は厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従って記入してください。
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者数 : 被保険者数を記入してください。

③健康保険組合 : 健康保険組合に加入している場合のみ、記入してください。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第三号(第二十四条関係)

(表面)

様式コード
2 2 0 0

健康保険 被保険者資格取得届
 厚生年金保険
 (兼)厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	事業所番号
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	()

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(現物) 円	㊨(合計 ㊦+㊧) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒							

被保険者2	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(現物) 円	㊨(合計 ㊦+㊧) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒							

被保険者3	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(現物) 円	㊨(合計 ㊦+㊧) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒							

被保険者4	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 [基礎年金番号]	⑦ 取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(現物) 円	㊨(合計 ㊦+㊧) 円	⑩ 備考					
	⑪ 住所	〒							

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤	昭和	年	月	日
7.	平成	6	3	0
9.	令和			

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。
「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「○(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。

「○(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考 : 必要に応じて記入してください。

⑪住所 : 住所を記入してください。

※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第四号(第二十五条関係)

(表面)

様式第四号から様式第七号までを次のように改める。

様式コード 2 2 2 5	令和 年 月 日提出	健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届	
提出者記入欄	事業所整理記号	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -		
	事業所所在地			
	事業所名称			
	事業主氏名			
電話番号	()	社会保険労務士記載欄		
		氏名等		

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑰ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額
					⑯ 修正平均額
					⑱ 備考
1	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	⑧ 遡及支払額 年9月 円
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円
	5月	日	円	円	円
	6月	日	円	円	円
					⑭ 総計 円
					⑮ 平均額 円
					⑯ 修正平均額 円
2	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	⑧ 遡及支払額 年9月 円
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円
	5月	日	円	円	円
	6月	日	円	円	円
					⑭ 総計 円
					⑮ 平均額 円
					⑯ 修正平均額 円
3	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	⑧ 遡及支払額 年9月 円
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円
	5月	日	円	円	円
	6月	日	円	円	円
					⑭ 総計 円
					⑮ 平均額 円
					⑯ 修正平均額 円
4	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	⑧ 遡及支払額 年9月 円
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円
	5月	日	円	円	円
	6月	日	円	円	円
					⑭ 総計 円
					⑮ 平均額 円
					⑯ 修正平均額 円
5	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦ 昇(降)給 月	⑧ 遡及支払額 年9月 円
	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 日	⑪ 通貨 円	⑫ 現物 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 円
	5月	日	円	円	円
	6月	日	円	円	円
					⑭ 総計 円
					⑮ 平均額 円
					⑯ 修正平均額 円

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号										
		0	1	-	イ	ロ	ハ			

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ず記入してください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 ③ 5-630503
9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

⑦昇(降)給 : 4月～6月の支払期において、昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給又は降給の区分を○で囲んでください。

⑧遡及支払額 : 4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。※昇給が遡ったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。

⑭総計 : 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計した金額を記入してください。※「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計してください。

⑮平均額 : 「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上月数で除して得た金額を記入してください。算出した平均額は、1円未満を切り捨ててください。※「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15日以上月数で除してください。

⑯修正平均額 : 遅配分給与の支払いや昇給が遡ったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。

⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみ記入が必要になります。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号(基礎年金番号)を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑱備考 : 必要に応じて記入してください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第五号(第二十六条関係)

(表面)

様式コード 2 2 2 1	健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険	被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届	
令和 年 月 日提出			
提出者記入欄	事業所整理記号	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所所在地	〒 _____	
	事業所名称		
	事業主氏名		
	電話番号	() _____	
社会保険労務士記載欄			
氏名等			

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑰ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数		⑪ 通貨によるもの額	
		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計
				⑮ 平均額	⑯ 備考
				⑰ 修正平均額	

1	①	②	③	④	⑰
	⑤ 健	千円	厚	千円	⑥
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)
	月	日	円	円	円
				⑭ 総計	⑮ 平均額
				⑯ 修正平均額	

2	①	②	③	④	⑰
	⑤ 健	千円	厚	千円	⑥
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)
	月	日	円	円	円
				⑭ 総計	⑮ 平均額
				⑯ 修正平均額	

3	①	②	③	④	⑰
	⑤ 健	千円	厚	千円	⑥
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)
	月	日	円	円	円
				⑭ 総計	⑮ 平均額
				⑯ 修正平均額	

4	①	②	③	④	⑰
	⑤ 健	千円	厚	千円	⑥
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)
	月	日	円	円	円
				⑭ 総計	⑮ 平均額
				⑯ 修正平均額	

5	①	②	③	④	⑰
	⑤ 健	千円	厚	千円	⑥
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)
	月	日	円	円	円
				⑭ 総計	⑮ 平均額
				⑯ 修正平均額	

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号	0	1	—	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ず記入してください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】	1. 明治	3. 大正	5. 昭和	7. 平成	③
	9. 令和				5—630503
【記入例】	昭和63年5月3日の場合				

④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月を記入してください。「⑨給与支給月」で記入した3カ月目の翌月となります。

⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月を記入してください。

⑦昇(降)給 : 昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給又は降給の区分を○で囲んでください。

⑧遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。

⑨給与支給月 : 固定的賃金の変動が反映した月から3カ月分の月について記入してください。

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。
※昇給が遡ったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。

⑭総計 : 3カ月間の「⑬合計」を総計してください。

⑮平均額 : 「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。

⑯修正平均額 : 昇給が遡ったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。

⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみ記入が必要になります。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を(基礎年金番号)記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑱備考 : 必要に応じて記入してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第六号(第二十七条関係)

(表面)

様式コード
2 2 6 5

健康保険 被保険者賞与支払届
 厚生年金保険
 (兼)厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届

令和 年 月 日提出

事業所整理記号-.....
---------	-------------

提出者記入欄

事業所所在地 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
 事業所名称
 事業主氏名
 電話番号 ()

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考

共通	④ 賞与支払年月日(共通)	9. 令和 年 月 日
----	---------------	-------------

1	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

2	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

3	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

4	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

5	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

6	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

7	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

8	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

9	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
---	---	-------------------------	----------------------------	--------

10	① ④※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9. 令和 年 月 日	② ⑤(通貨) 円 ④(現物) 円	③ ⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て 円	⑦ ⑧
----	---	-------------------------	----------------------------	--------

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号										
			0	1	—	イ	ロ	ハ		

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成
9. 令和
【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③ 5—630503

④賞与支払年月日(共通) : 事業所における賞与支払年月日を記入してください。

なお、各被保険者欄にある「④賞与支払年月日」欄は、「④賞与支払年月日(共通)」と異なる方のみ記入してください。

⑤賞与支払額 : 「㊟(通貨)」には、賞与・手当等名称を問わず労働の対償として、3カ月を超える期間ごとに金銭(通貨)で支払われる全ての金額を記入してください。

※年間4回以上支払われる賞与等については標準報酬月額の対象となりますので、『被保険者報酬月額算定基礎届』又は『被保険者報酬月額変更届』に記入する報酬月額に算入してください。

「㊞(現物)」には、賞与のうち食事・住宅・被服等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑥賞与額 : 「㊟(通貨)」と「㊞(現物)」の合計から1,000円未満切捨てた金額を記入してください。

⑦個人番号 : 70歳以上被用者の方のみ記入してください。本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑧備考 : 必要に応じて記入してください。

備考1 : この用紙は、A列4番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第七号(第二十八条関係)

様式コード	
2	2 0 7
届書コード	
2	0 7

健康保険 被保険者氏名変更届
厚生年金保険

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号		③ 個人番号(又は基礎年金番号)		④ 生年月日		⑤ 種別 (性別)	
					明. 1 3 年 月 日 大. 昭. 5 7 年 月 日 平. 9 7 年 月 日 令.			1. 2. 3. 5. 6. 7.
⑤ 被保険者の氏名 (変更後)		(氏)	(名)	変更前の氏名	(氏)	(名)	⑥健康保険被 保険者証不要 ※ 要 0 不要 1	送 信
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電 話		届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 _____ (局) 番						備 考

令和 年 月 日 提出

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※印欄は記入しないでください。

社会保険労務士記載欄	氏名等

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「	明	1	年	月	日	」
	大	3				
	昭	5				
	平	7	3	2	0	2
	令	9				0
						7

のように記入してください。

3. ⑤は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲んでください。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲んでください。

4. ⑥の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

5. ⑦は、被保険者整理番号又は年金手帳の基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。

6. 本手続は電子申請による届出も可能です。
なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第十八号を次のように改める。
様式第十八号(第百四十五条関係)

(表紙)

健康保険印紙購入通帳	
交付年月日	令和 年 月 日
事業所名称	所在地
事業主氏名	
交付年金事務所名	印

事業所番号	
-------	--

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟

(一)から五ページまで)

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	級()円)	枚	円	
	計	枚	円	㊟
買戻請求理由	印紙の種類	買戻請求枚数	金額	買戻の請求理由は、健康保険法施行規則に該当することを確認します。
より右の印紙の買戻を請求します。	級()円)	枚	円	令和 年 月 日 年金事務所長 氏名
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
令和 年 月 日	級()円)	枚	円	
事業主 氏名	計	枚	円	㊟

六〇一〇

注 意 事 項

(裏表紙)

- 1 事業主は、健康保険印紙を購入する際には、この通帳の該当欄に、購入する印紙の種類、枚数、金額及び購入年月日を記入し、健康保険印紙販売機関に提出してください。
 - 2 事業主は、その保有する印紙の買戻しを請求しようとするときは、あらかじめ年金事務所長の確認を受け、健康保険印紙販売機関に申し出てください。
 - 3 事業主は、事業所ごとに日雇特例被保険者の保険料納付(健康保険印紙の貼り付け及び現金による保険料の納付)に関する帳簿を備え付け、保険料納付の都度、記帳しなければなりません。
 - 4 事業主は、一月間の保険料納付の状況を翌月末日までに年金事務所長に所定の様式により報告しなければなりません。また、健康保険組合に加入している事業主は、併せてその健康保険組合に報告しなければなりません。
- 備考 この通帳の大きさは、B列6番とする。

様式第十九号を次のように改める。

様式第十九号(1)(第百四十九条関係)

健康保険印紙受払等報告書(介護保険第2号被保険者非該当者用)

印紙購入番号		事業所整理記号		事業の種類		健康保険等		名称		現金納付保険料内訳	
				(令和 年 月分)		健康保険等		健康保険番号		(賞与に関する保険料を除く)	
適用除外				事業所整理記号		健康保険等級別		前月末の健康保険印紙の枚数		4月から本月までの印紙貼付枚数の合計(4月から翌年3月まで)	
3,500円未満(第1級)				人		第1級		枚		枚	
3,500円以上5,000円未満(第2級)				人		第2級		枚		枚	
5,000円以上6,500円未満(第3級)				人		第3級		枚		枚	
6,500円以上8,000円未満(第4級)				人		第4級		枚		枚	
8,000円以上9,500円未満(第5級)				人		第5級		枚		枚	
9,500円以上12,000円未満(第6級)				人		第6級		枚		枚	
12,000円以上14,500円未満(第7級)				人		第7級		枚		枚	
14,500円以上17,000円未満(第8級)				人		第8級		枚		枚	
17,000円以上19,500円未満(第9級)				人		第9級		枚		枚	
19,500円以上23,000円未満(第10級)				人		第10級		枚		枚	
23,000円以上(第11級)				人		第11級		枚		枚	
計				人		計		枚		枚	
本月中に日雇特別被保険者に支払った賞金総額				円		現金納付保険料(賞与に関する保険料を除く)		本月中の現金納付保険料延納付日数		左欄の4月から翌年3月までの累計(4月から翌年3月まで)	
				円				人日		人日	

この報告は、事実と相違ありません。
令和 年 月 日

年金事務所長殿
事業所名称
所在地
事業主の氏名
電話番号

(注) 健康保険組合等の名称・保険者番号は、加入している健康保険組合等の本部の名称・保険者番号を記入すること。
本手続は電子申請による報告も可能であること。なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本報告書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができることを本報告書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。
備考 この用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第十九号(2)(第百四十九条関係)

健康保険印紙受払等報告書(介護保険第2号被保険者該当者用)

印紙帳番号	購入番号	事業所整理記号	事業の種類		健康保険等		健康保険組合名称	健康保険番号	4月から印紙貼付枚数の合計(4月から翌年3月まで)	現金納付保険料内訳(賞与に関する保険料を除く)
			(令和 年 月分)	前月末の健康保険印紙の枚数	本月に購入した健康保険印紙の枚数	本月中に貼付けた健康保険印紙の枚数				
適用除外			人	人	人	人	人	人	人	人
3,500円未満(第1級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
3,500円以上5,000円未満(第2級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
5,000円以上6,500円未満(第3級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
6,500円以上8,000円未満(第4級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
8,000円以上9,500円未満(第5級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
9,500円以上12,000円未満(第6級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
12,000円以上14,500円未満(第7級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
14,500円以上17,000円未満(第8級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
17,000円以上19,500円未満(第9級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
19,500円以上23,000円未満(第10級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
23,000円以上(第11級)			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
計			人	枚	枚	枚	枚	枚	人	
本月中に日雇特別被保険者に支払った賞金総額			円						人	

この報告は、事実と相違ありません。
 令和 年 月 日
 年金事務所長殿
 事業所名称
 所在地
 事業主の氏名
 電話番号

(注) 健康保険組合等の名称・保険者番号は、加入している健康保険組合等の本部の名称・保険者番号を記入すること。
 本手続は電子申請による報告も可能であること。なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本報告書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本報告書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。

備考 この用紙の大きさは、A7H4番とする。

(船員保険法施行規則の一部改正)
第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(移送費の支給の申請) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請) 第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請) 第七十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病の認定の申請等) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(移送費の支給の申請) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(傷病手当金の支給の申請) 第六十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(出産手当金の支給の申請) 第七十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定疾病の認定の申請等) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p>

様式第三号(第四十三条関係)

様式第三号を次のように改める。

船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)					
本 人	記号・番号	(枝番)		職務の種類	
	氏名			生年月日	明・大・昭 平・令 年 月 日
	被保険者資格取得 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	雇入年月日	昭 和 平 成 令 和 年 月 日
乗組船舶	船舶名			総トン数	
傷病・事故発生 の日時及び 場所	日時	令和 年 月 日	午前 時 分頃 午後		
	場所				
傷 病	1 疾 病	部 位 及 び			
	2 負 傷	症 状			
船員法第二項該当 第八十九条	下船の場所 及び年月日	下船港			
		下船年月日	令和 年 月 日	下船後三月 満了年月日	令和 年 月 日
負傷原因記入欄(負傷の場合は記入してください)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

	船 舶 所 有 者	住所又は所在地 氏名又は名称
[船 長	住所又は所在地 氏名又は名称
	又 是	
	保 險 者	所 在 地 名 称
]		

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(医療法施行規則等の一部改正)

第十条 次に掲げる省令の規定中「三」を削る。

- 一 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）附則様式第一、附則様式第二、附則様式第三、附則様式第四、附則様式第五、附則様式第七、附則様式第八、別記様式第一の三及び別記様式第一の四
- 二 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）別記様式第四
- 三 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十一年厚生省令第十三号）様式第一号（表面）、様式第一号の二（表面）及び様式第二号（表面）
- 四 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）別記様式第一
- 五 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）様式第一号及び様式第二号
- 六 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第五十三号）様式第一から様式第八まで
- 七 臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）様式第一から様式第五（第一面）まで、様式第七から様式第十二（第一面）まで及び様式第十三（死体解剖保存法施行規則の一部改正）

第十一条 死体解剖保存法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年 月 日 生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医学の別）

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を認定されたい。

年 月 日

取 入
印 紙

氏 名

厚生労働大臣 殿

第五号書式中「四」を削る。
第六号様式を次のように改める。

第六号書式

解剖用死体（死胎）交付申請書

一 死者の氏名、性別及び年齢（死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数）

二 死亡の年月日時（死胎の場合は、分、ん年月日時）

三 解剖の目的

四 埋葬又は火葬の予定場所

右により死体（死胎）を交付されたい。

年 月 日

〇〇医科大学（〇〇大学医学部）長

氏 名

市町村長 殿

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 第一条第二項に規定する様式第二号による申請者選定届の提出については、被選人の氏名、未帰還者との続柄及び住所を記録したフレキシブルディスク並びに届出の趣旨及びその年月日並びに被選人及び当該被選人人によつて留守家族手当の支給を受けようとする留守家族全員(以下この項において「被選人等」という。)の住所及び未帰還者との続柄を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条第一項及び第二項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条第一項及び第二項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条第一項及び第二項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申請者又は届出者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>3 第一条第二項に規定する様式第二号による申請者選定届の提出については、被選人の氏名、未帰還者との続柄及び住所を記録したフレキシブルディスク並びに届出の趣旨及びその年月日並びに被選人及び当該被選人人によつて留守家族手当の支給を受けようとする留守家族全員(以下この項において「被選人等」という。)の住所及び未帰還者との続柄を記載することともに、被選人等が署名し、かつ、押印した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

別記第三十四号様式から別記第四十一号様式までの様式中「㉞」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令及び社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正)

第二十條 次に掲げる省令の規定中「㉞」を削る。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令(昭和二十八年厚生省令第四十号) 別記様式

二 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十三号) 別記様式

(未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)

第二十一条 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
 第三十条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(届書の記載事項等)</p> <p>第十五条 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p>第二十七条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(届書の記載事項等)</p> <p>第十五条 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者が不在場合にあつては、届出人の住所、個人番号及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p>第二十七条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p>

(未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正)
 第三十一条 未帰還者に関する特別措置法施行規則(昭和三十四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正)
 第百十一条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(提出書類の記載事項) 第二条 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載しなければならない。	(提出書類の記載事項) 第二条 前条第一項及び第二項の書類には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第百十二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(移送費の支給の申請) 第六十条 (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 4 (略) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 4 (略)	(移送費の支給の申請) 第六十条 (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4 (略) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4 (略)

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第百十三条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

(口頭による申請等) 第七十六条 (略) 2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、氏名を記載しなければならない。	(口頭による申請等) 第七十六条 (略) 2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。
---	---

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)
第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をすることともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をすることともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。

(裏 面)

注意

- 1 ⑤及び⑩の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ①から④までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ③の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合に監護すること、請求者が父である場合に監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ④の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。
 - イ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した。
 - ハ 父が養育の状態にある。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ニ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ロ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ヲ 養育などで父母がいけないが明らかでない。
 - ロ 父が死亡した。
 - ハ 父が養育の状態にある。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ニ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ロ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
 - ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
 - チ 母が死亡した。
 - ハ 父が養育の状態にある。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ニ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
 - ロ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
 - ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
- 5 ⑥及び⑦の欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑧及び⑨の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。」「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「遺族」等をいいます。また、⑧の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付(労働者災害補償保険の障害(補償)年金、傷病(補償)年金等)をいいます。
- 7 ⑥の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 8 ⑥の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 9 この請求書に係るべき書類は、次のとおりです。
 - イ なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
 - ロ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の原本とその児童を養育する世帯の世帯の住民票の写し
 - ハ 請求者が母である場合、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないであることを確認しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ニ 請求者が父である場合、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないことを確認し、かつ、これを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ホ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍の原本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにする書類
 - ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が養育者の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の欄に掲げるときにはエコーグラフィック撮影写真、呼吸器科結核・肺炎、心臓病、胃がん、十二指腸がん、よう、内臓下垂症、動脈硬化、骨すい炎、骨又は関節損傷、その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- ～ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
 - (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を養育している場合
 - (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
 - (ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
 - (ホ) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童養育手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと)のいずれかに該当する児童をいう。である方は、併せて児童養育手当支給停止関係書を出してください。
- 11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書については分らないことになりました。市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

告 示

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

(国立感染症研究所試験検査依頼規程等)の一部改正

第一条 次に掲げる告示の規定中「㊸」を削る。

- 一 国立感染症研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)別記様式
 - 二 国立感染症研究所製剤交付規程(昭和三十五年厚生省告示第八十三号)別記様式
 - 三 国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十四号)別記様式第一から別記様式第三まで
- (労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部改正
- 第二条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和三十五年労働省告示第十号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)
 第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類及び委任状</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限る。)</p> <p>ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限り)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。)</p>

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医において、記名及び押印をする。</p>

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正)
 第九条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 様式第一及び様式第四中「四」を削る。

令和 年 月 分

診療報酬請求書(医科・歯科)

保 險 者

医療機関
コード

(別 記) 殿
下記のとおり請求する。
令和 年 月 日

保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名

国民健康保険

			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
			件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
一 般 (七 〇 歳 以 上) (一 般 ・ 低 所 得)	請 求	入 院				円			円	円
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 (七 〇 歳 以 上) (七 割)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 被 保 険 者	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 (六 歳)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (本 人)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (被 扶 養 者)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (六 歳)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六

様式第六を次のように改める。

公費負担医療		療養の給付				食事療養・生活療養			
		件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額 (公費分)
請 求	入院				円			円	円
	入院外					/	/	/	/
※ 決 定	入院								
	入院外					/	/	/	/
請 求	入院								
	入院外					/	/	/	/
※ 決 定	入院								
	入院外					/	/	/	/

備 考

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月分

調剤報酬請求書

保 險 者

(別 記) 殿

薬局コード

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の
所在地及び名称
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第七
様式第七を次のように改める。

		件数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考	
国民健康保険	一般被保険者 (70歳以上一般・ 低所得)	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (70歳以上7割)	請求					
		※決定					
	一般被保険者	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (6歳)	請求					
		※決定					
	退職者	本人	請求				
			※決定				
		被扶養者	請求				
			※決定				
6歳		請求					
		※決定					

公費負担医療		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第八
様式第八を次のように改める。

令和 年 月分 診療報酬請求書 (医科・歯科)

各広域連合 殿 医療機関
コード

下記のとおりに請求する。
令和 年 月 日 保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名

後期高齢者医療

		療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
		件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
後 期 割 高 齢	請 求	入 院			円			円	円
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							
後 七 期 割 高 齢	請 求	入 院							
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							

公費負担医療

		療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
		件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額 (公費分)
	請 求	入 院			円			円	円
		入 院 外							
	※ 決 定	入 院							
		入 院 外							
	請 求	入 院							
		入 院 外							
※ 決 定	入 院								
	入 院 外								

備 考

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月分 調剤報酬請求書

保 険 者

各広域連合 殿

薬局コード

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の
所在地及び名称
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第九
様式第九を次のように改める。

		件 数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考
後期 高齢者 医療	後期高齢 9割	請 求				
		※決定				
	後期高齢 7割	請 求				
		※決定				
公費 負担 医療		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(第2面)

○氏名〔 〕の「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄について確認しました。

・会社名:

・所在地:

(期間ごとに確認する場合)

No.1について : 役職・氏名()

No.2について : 役職・氏名()

No.3について : 役職・氏名()

No.4について : 役職・氏名()

No.5について : 役職・氏名()

No.6について : 役職・氏名()

(同一者が全ての期間について確認できる場合)

役職・氏名()

(注意事項)

- 原則として、会社ごとに記入してください。
なお、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄に係る会社の確認を行わない場合等は、1枚のシートに複数社の職務経歴を記入して差し支えありません。
- 本シートは、キャリア・プランシート作成時の資料、求職時の応募書類等として活用します。
- 「期間、会社名・所属・職名」欄、「職務の内容」欄及び「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能等」欄は、本人が記入します。なお、本シートは応募書類として社外にて活用する場合があることに留意して記入してください。
- 「職務の内容」欄には、本人が従事した職務の内容とともに、可能な限り、果たした役割、貢献したこと等を記入してください。
- 所属又は職務の内容が変更されるごとに記入しますが、複数の所属の内容をまとめて記入してもかまいません。
- 会社が、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄の内容を確認した場合、会社確認の欄に会社名、所在地と確認した担当者の方の役職、氏名を記入してください。
会社の確認は、主に、在職労働者が離職の際に、求職時の応募書類として活用するためのもので、可能な範囲で行ってください。なお、キャリア・プランニング時には必ずしも必要ありません。
記録がない等により内容の確認ができない場合は、その理由等を「役職・氏名」欄に記入してください。
- 会社の状況に応じて、全ての期間を同一者が、又は期間ごとに異なる者が確認してください。
- 会社の確認が行われていない場合は、第1面のみを応募書類等として提出してください。
- 記入しきれないときは、適宜枠の数を増やす等により記入してください。
- 本シートは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをもって作成することができます。
- 必要があるときは、各欄を区分し、または各欄に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができます。

第十條 次に掲げる告示の規定中「三」を削る。
 一 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部改正)
 二 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号)様式第一号
 (職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正)
 第十一條 職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件(平成三十年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
 様式二(第二面)を次のように改める。

事務連絡
令和2年12月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令」の公布等について（周知）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていること等を踏まえ、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が、本日公布及び施行され、また、これを踏まえ、押印を求めている手続を見直すため、関係通知及び事務連絡について押印を不要とする改正等を行い、本日、都道府県知事等宛てに別添の通知等を発出いたしました。

貴会におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別添】

- 「「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について」（令和2年12月25日老発1225第3号）
- 「押印を求める手続の見直し等のための「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」等の一部改正について」（令和2年12月25日老総発1225第2号・老介発1225第1号・老高発1225第1号・老認発1225第1号・老老発1225第1号）
- 「押印を求める手続の見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について」（令和2年12月25日付厚生労働省老健局総務課ほか連名事務連絡）

老発 1225 第 3 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令
の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、同日施行されました。

このうち、当局所管の省令の改正の概要及び関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第 1 当局所管の省令の改正

1 改正の概要

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていること等を踏まえ、次に掲げる省令において、押印を求めている手続について、以下の改正を行う。

（※）所管する行政手続等のうち、法令又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

（1）福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成 5 年厚生省令第 43 号）（改正省令第 10 条第 4 号関係）

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行令（平成 5 年政令第 313 号）第 2 項の規定による認定の申請手続を行う場合に、申請書に記名押印を求めていたところ、押印を求めないこととする。

- (2) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）（改正省令第 96 条関係）
要介護認定又は要支援認定の申請手続を、指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが代わって行う場合に、申請書に記名押印を求めていたところ、押印を求めないこととする。
- (3) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（改正省令第 97 条関係）
(2) に準じた改正を行うこととする。

2 経過措置

- (1) 改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。
- (2) 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。

第2 当局関係通知等における押印の取扱い

今回の省令改正にあわせ、当職から発せられた主な通知については、以下のとおり改正する。

また、その他当職及び当局から発せられた通知等における行政手続の規定及び様式についても、改正省令による見直しに準じて、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、変更の主な方法は、押印を求めることとしている規定を削り、また、様式中の「印」等の表記を削ることとする。また、当職及び当局から発せられた通知等における行政手続の規定及び様式について、第1の2の経過措置と同様の対応を行う。

なお、当局が発出する交付要綱等会計手続に関する押印廃止については、別途、それぞれの通知改正等により個別に通知する予定であることを申し添える。

- 1 介護老人保健施設の開設者について（平成 12 年 9 月 30 日老発第 621 号）の別記様式の一部改正
別紙 1のとおり改正する。
- 2 要介護認定等の実施について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号）の別添 1-1 及び 1-2 の一部改正
別紙 2のとおり改正する。
- 3 介護医療院を開設できる者について（平成 30 年 3 月 30 日老発 0330 第 14 号）の別記様式の一部改正

別紙3のとおり改正する。

- 4 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」
中間とりまとめを踏まえた対応について（令和2年3月6日老発0306第8号）の一部改
正

別紙4のとおり改正する。

第3 貴職が独自に定める様式等の取扱い

当局所管の法令に基づいて貴職が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知に基づくものとは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等に押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知。参考別紙。）及び本通知を参考として、押印の見直しへの積極的な取組を期されたい。

省

令

○厚生労働省令第二百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年十二月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（移送費の支給の申請）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p>第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4、8（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>5、6（略）</p> <p>（特定疾病の認定の申請等）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>4、9（略）</p>	<p>（移送費の支給の申請）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）</p> <p>第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4、8（略）</p> <p>（出産手当金の支給の申請）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>5、6（略）</p> <p>（特定疾病の認定の申請等）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならぬ。</p> <p>4、9（略）</p>

(医療法施行規則等の一部改正)

- 第十條 次に掲げる省令の規定中「四」を削る。
 - 一 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)附則様式第一、附則様式第二、附則様式第三、附則様式第四、附則様式第五、附則様式第七、附則様式第八、別記様式第一の三及び別記様式第一の四
 - 二 狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)別記様式第四
 - 三 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年厚生省令第十三号)様式第一号(表面)、様式第一号の二(表面)及び様式第二号(表面)
 - 四 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)別記様式第一
 - 五 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)様式第一号及び様式第二号
 - 六 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第五十三号)様式第一から様式第八まで
 - 七 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)様式第一から様式第五(第一面)まで、様式第七から様式第十二(第一面)まで及び様式第十三
- (死体解剖保存法施行規則の一部改正)
- 第十一條 死体解剖保存法施行規則(昭和二十四年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第一号書式から第三号書式までの書式中「㊦」を削る。
 - 第四号書式を次のように改める。

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所
氏名
年 月 日生

- 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医師又は歯科医師登録番号
 - 二 主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医学の別)
 - 三 主として行おうとする場所
 - 四 罰金以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)
- 右により資格を認定された。
- 年 月 日

取 入
印 紙

氏名

厚生労働大臣 殿

第五号書式中「㊦」を削る。
第六号様式を次のように改める。

第六号書式

解剖用死体(死胎)交付申請書

- 一 死者の氏名、性別及び年令(死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数)
 - 二 死亡の年月日時(死胎の場合は、分娩年月日時)
 - 三 解剖の目的
 - 四 埋葬又は火葬の予定場所
- 右により死体(死胎)を交付されたい。
- 年 月 日

〇〇医科大学(〇〇大学医学部)長
氏名

市町村長 殿

(介護保険法施行規則の一部改正)
第九十六条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(要介護認定の申請等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(要支援認定の申請等)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(要介護認定の申請等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(要支援認定の申請等)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)
第九十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(要介護認定の申請等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(要介護認定の申請等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならない。

5・6 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならない。

5・6 (略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による遷付の請求手続に関する省令の一部改正)

第九十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による遷付の請求手続に関する省令(平成十一年厚生省令第五十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>3 第一項の規定によって提出する請求書には、請求者の氏名及び請求の年月日を記載しなければならない。</p>	<p>3 第一項の規定によって提出する請求書には、請求者の氏名及び請求の年月日を記載し、押印しなければならない。</p>

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第九十九条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの様式中「四」を削る。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)
 第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。

開設者等認定申請書

厚生労働大臣
○○○○殿

令和 年 月 日

住所（法人であるときは
申請者 主たる事務所の所在地）
氏名（法人であるときは
名称及び代表者の職氏名）

○○○○（氏名又は法人の名称）を○○都道府県○○市町村○○町○○丁目○○番地
○○号に開設使用とする○○○介護老人保健施設の開設者として認定されたい。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

〇〇市(町村)長様
次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

被 保 険 者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
	氏名		性別	男 ・ 女
	住所	〒 電話番号		
前回の要介護認定の結果等	*要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分 1 2 3 4 5	要支援状態区分 1 2	
	※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入	有効期限 平成・令和 年 月 日から	令和 年 月 日	
過去6月間の介護保険施設、医療機関等への入院、入所の有無	介護保険施設等の名称等・所在地	期間	年 月 日～	年 月 日
有 ・ 無	介護保険施設等の名称等・所在地	期間	年 月 日～	年 月 日
	医療機関等の名称等・所在地	期間	年 月 日～	年 月 日
	医療機関等の名称等・所在地	期間	年 月 日～	年 月 日

提出代行者	名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)
	住所	〒 電話番号

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証 記号番号	
特定疾病名			

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

〇〇市(町村)長 様

次のおり申請します。

申請年月日

令和

年

月

日

被 保 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ											生年月日	明・大・昭	年	月	日						
	氏名											性別	男	・	女							
	住所	〒										電話番号										
	前回の要介護認定の結果等	要介護状態区分 1 2 3 4 5					要支援状態区分 1 2					有効期限 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日										
	変更申請の理由																					
	過去6月間の介護保険施設医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設の名称等・所在地					期間 年 月 日～年 月 日															
		介護保険施設の名称等・所在地					期間 年 月 日～年 月 日															
		医療機関等の名称等・所在地					期間 年 月 日～年 月 日															
	有・無	医療機関等の名称等・所在地					期間 年 月 日～年 月 日															

提出 代 行 者	名称	該当に○(地域包括支援センター、居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設、介護医療院)																		
	住所	〒										電話番号								

主治 医	主治医の氏名											医療機関名										
	所在地	〒										電話番号										

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名											医療保険被保険者証 記号番号										
特定疾病名																					

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を。〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

(別記様式)
開設者等認定申請書

厚生労働大臣
○○○○殿

令和 年 月 日

住所（法人であるときは
申請者 主たる事務所の所在地）
氏名（法人であるときは
名称及び代表者の職氏名）

○○○○（氏名又は法人の名称）を○○都道府県○○市町村○○町○○丁目○
○番地○○号に開設しようとする○○○介護医療院の開設者として認定されたい。

- 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（令和2年3月6日老発0306第8号厚生労働省老健局長通知）（抄）
- （傍線部分は改正部分）

新	旧
第一 (略)	第一 (略)
第二 中間取りまとめにおいて「令和元年度内目途の取組」とされた項目 (各指定権者における具体的な対応については、別添2を併せて参照)	第二 中間取りまとめにおいて「令和元年度内目途の取組」とされた項目 (各指定権者における具体的な対応については、別添2を併せて参照)
1 押印及び原本証明の見直しによる簡素化 (削る)	1 押印及び原本証明の見直しによる簡素化
(1) <u>指定(更新)申請書、誓約書(申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書)、付表、添付書類、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</u> 等への押印は不要とする。 (削る)	(1) <u>法律に基づき、申請者が介護報酬等の支払いを受けることを認めるにあたり前提となる事項に関する申請について、押印を求める。具体的には、原則として以下の文書のみを対象とし、正本1部に限る。</u>
(2) (略)	・ <u>指定(更新)申請書</u> ・ <u>誓約書(申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書)</u> ・ <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</u>
2～11 (略)	(2) <u>付表や添付書類への押印は原則不要とする。</u>
第三 (略)	(3) <u>押印した文書をPDF化し、電子メール等により送付することも可とする。</u>
	(4) (略)
	2～11 (略)
	第三 (略)

府政経シ第 631 号
令和 2 年 12 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）
各 指 定 都 市 市 長
（行政改革担当課扱い）

殿

規制改革・行政改革担当大臣
（ 公 印 省 略 ）

地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、押印原則、書面主義、対面主義からの決別が喫緊の課題となっています。デジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮しますが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されます。

この度、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルを作成し、以下の内閣府ホームページで公開しましたので、このマニュアルを参考に、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、このマニュアルは今後もユーザーの声や取組の成功事例を踏まえながら改訂していく予定ですので、ご意見は以下の宛先にお寄せいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知をよろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

○マニュアル掲載先（インターネット接続端末からご覧ください）

内閣府 HP「押印手続の見直し・電子署名の活用促進について」

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

○マニュアルに関するご意見等の提出先

kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.a3y@cao.go.jp

【担当】

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

大迫、龍石、吉原、安田

TEL : 03-6910-2035

E-mail :

[kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.](mailto:kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.a3y@cao.go.jp)

a3y@cao.go.jp

老総発 1225 第 2 号
老介発 1225 第 1 号
老高発 1225 第 1 号
老認発 1225 第 1 号
老老発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
（公印省略）
介護保険計画課長
（公印省略）
高齢者支援課長
（公印省略）
認知症施策・地域介護推進課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

押印を求める手続の見直し等のための「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」等の一部改正について

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全体的見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通

達等の改正やオンライン化を行う」こととされていること等を踏まえ、押印を求めている手続を見直すため、下記のとおり、関係通知について押印を不要とする改正を行いますので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等にその周知をお願いいたします。

記

第1 関係通知の改正

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の別紙2及び別紙26の一部改正

別紙1のとおり改正する。

- 2 高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について（平成21年1月16日老介発第0116001号）の別添1及び別添4の一部改正

別紙2のとおり改正する。

※ 医療保険者を介して提出される様式であるため、適用時期については、各医療保険者によるもの。

- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について（平成27年3月31日老介発0331第1号）の別紙様式2-1及び別紙様式2-2の一部改正

別紙3のとおり改正する。

第2 経過措置

- 1 本通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分

の間、例えば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別	法人の種別		法人所轄庁		
代表者の職・氏名	職名			氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
事業所・施設 の状況	フリガナ 事業所・施設の名称					
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で 一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
管理者の氏名	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
届出を行う事業所・施設の 種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了			
施設	介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了		
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了		
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了		
	介護医療院			1新規 2変更 3終了		
介護保険事業所番号						
医療機関コード等						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類	別添のとおり					

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

市町村長 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類			法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名			氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
通所型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別添のとおり				

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

別紙 2

申請対象年度		申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号	
--------	--	------	-------	-------	--------	-----------	-----------	--

フリガナ		生年月日	性別	個人番号	
氏名				試算期間の始期及び終期	

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1. 世帯主 2. 擬制世帯主 3. 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード	本支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座 管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込	1								口座名義人	

保険者 加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1		年 月 日から 年 月 日まで		
	2		年 月 日から 年 月 日まで		
	3		年 月 日から 年 月 日まで		

〒999-9999 ○○県○○市△△町1-1 年 月 日
 ○○市長 国保太郎 殿

① 上記対象者について、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。
 ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
 高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。

郵便番号 住所
 申請代表者
 氏名
 電話番号

枚中		枚目
----	--	----

備考

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

ご記入上の注意事項等

1. 高額介護合算療養費等支給申請について

- (1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の7月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載して下さい。
- (3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2. 擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。
- (4) 計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載して下さい。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載して下さい。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。
- (5) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載して下さい。
例）口座管理番号2の被保険者への支給額を、口座管理番号1の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号2の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に1と記載する。
- (6) 備考欄には、以下の内容を記載して下さい。
 - ①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者
・当該医療保険者（広域連合）の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）
 - ②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者
・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴
 - ③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中で被保険者資格を喪失した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く）
・被保険者資格を喪失した年月日、被保険者資格を喪失した事由
- (7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご留意下さい。
- (8) 2名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載して下さい。
- (9) 介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間）の記載は不要です。
- (10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が3割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

2. 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載して下さい（2以上の市町村の保険者番号を記載しないで下さい）。
- (2) 各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

保険者記入上の注意事項

1. 複数枚に渡る支給申請の受付時において、右上の支給申請書整理番号には提出者単位で同一の番号を記載すること。
2. 支給申請書整理番号は以下の番号体系とすること。
「GYY（申請対象年度和暦、平成の場合、Gは“4”）＋保険者番号8桁（介護保険者の場合、先頭2桁を“99”とする）＋保険者が付する通し番号6桁」（計17桁）
なお、保険者が付する通し番号は、申請対象年度ごとに申請受付順に1から付番すること。
3. 保険者加入歴に介護保険（総合事業）自己負担額証明書の情報（保険者名、加入期間、添付の自己負担額証明書整理番号）が記載されている場合、介護保険者においてのみ使用するため、医療保険者は、システムへの登録を行わないこと。
なお、介護保険（総合事業）自己負担額証明書整理番号の番号体系については、以下のとおり。
「証明対象年度西暦（4桁）＋“98”＋保険者番号（6桁）＋保険者が付する通し番号（8桁）」

(別添 4)

〒999-9999 〇〇県〇〇〇市〇〇町1-2-3 介護 太郎 様

高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書（案）

先に申請のありました高額介護合算療養費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者証記号		被保険者(証)番号	
計算対象期間	年 月 ~ 年 月				
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日		
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円		支給額	円	
給付の種類					
不支給の理由					
備考					

支 払 方 法					
* * *			口座払		
お持ちいただくもの	・この通知書 ・〇〇保険被保険者証	振込先	金融機関		
支払場所			口座種目		
支払期間			口座番号		
			口座名義人		

〒 (所在地)	全国健康保険協会 支部長 健康保険組合理事長 市長 県後期高齢者医療広域連合長	印
---------	--	---

問い合わせ先 〒123-45XX 〇〇県××市□□□1-2-3 ××市 市〇〇課 電話番号 XXX (XXX) XXXX
--

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、〇〇健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、□□に対して提起することができます。
 - 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求ができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考

1. この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

記入上の注意事項

1. 「備考」欄には、平成 20 年度において計算対象期間が 12 ヶ月となった場合に、“計算対象期間 12 ヶ月での計算による支給(計算対象期間 16 ヶ月での計算より支給額大)”等、被保険者への計算対象期間にかかる説明等を記載すること。
その他、被保険者への連絡において留意すべき事項があればその内容を記載すること。

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名		被保険者番号																		
生年月日	年	月	日	性別	男・女															
住所	連絡先																			
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先																			
入所(院)年月日 (※)	年	月	日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。																

配偶者の有無	有	無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																	
配偶者に関する事項	フリガナ 氏名																			
	生年月日	年	月	日	個人番号															
	住所	連絡先																		
	本年1月1日 現在の住所 (現住所と 異なる場合)																			
	課税状況	市町村民税	課税	非課税																

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者																		
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円以下です。 (受給している年金にOして下さい) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。																		
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円を超えます。 (受給している年金にOして下さい)																		
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり																		
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債 を含む)	()※ 円	※内容を記入して下さい													

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

市(町村)長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市(町村)長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課
総務課介護保険指導室
介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

押印を求める手続きの見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていること等を踏まえ、押印を求めている手続を見直すため、下記のとおり、関係事務連絡等について押印を不要とする改正を行いますので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第1 関係事務連絡の改正

- 1 介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について（平成27年3月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）の第1号様式及び第2号様式の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及

び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（平成 30 年 9 月 28 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）のうち以下についての一部改正

- ・ 別添 1 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所向け様式例のうち、第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号の 2 様式から第 10 号様式まで及び参考様式 6
- ・ 別添 2 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所向け様式例のうち、第 1 号様式、第 2 号の 2 様式から第 5 号様式まで及び参考様式 6

別紙 2 のとおり改正する。

第 2 全国担当課長会議等の資料でお示した様式の改正

1 全国担当課長会議（平成 11 年 9 月 17 日開催） 資料 NO. 1

介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（償還払い用）（案）、介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）（案）、介護保険高額介護サービス費等支給申請書（案）及び介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書（案）の一部改正

別紙 3 のとおり改正する。

2 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 18 年 3 月 13 日開催）

指定市町村事務受託法人指定申請書、介護保険法施行規令第 11 条の 2 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書、変更届出書、廃止・休止・再開届出書及び指定市町村事務受託法人指定更新申請書の一部改正

別紙 4 のとおり改正する。

第 3 経過措置

- 1 本事務連絡による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本事務連絡による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。

第 1 号様式（第 2 条・第 4 条関係）

受付番号

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備)又は第 4 項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号		A																	
業 者	1 届出の内容																				
	(1)法第115条の32第2項関係（整備）																				
	(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）																				
	フリガナ 名 称																				
	主たる事務所の所在地		(〒 -) 都道 郡 市 府県 区																		
			(ビルの名称等)																		
			電話番号				F A X 番号														
	法人の種別																				
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職名		フリガナ 氏 名		生年 月日		年 月 日												
	代表者の住所		(〒 -) 都道 郡 市 府県 区																		
		(ビルの名称等)																			
3 事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所 在 地																
		計 力所																			
4 介護保険法施行規 則第140条の40第1 項第2号から第4号に 基づく届出事項		第 2 号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日														
		第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																		
		第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要																		
区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																				
	事業者（法人）番号		A																		
	区分変更の理由																				
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																				
	区 分 変 更 日		年 月 日																		

連絡先	所属		メール アドレス	電話 番号	
	フリガナ				
	氏名				

(日本工業規格 A 列 4 番)

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第 115 条の 32 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けること。
 なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

- (5) 「連絡先」
 届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。

と。(既存資料の写し及び両面印刷可)

(3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

②第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。

③第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2項から第4号に基づく届出事項」

「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に合わせて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4) 「5 区分変更」欄

① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	A																		
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項

- | |
|-----------------------------|
| 1 法人の種別、名称(フリガナ) |
| 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号 |
| 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 |
| 4 代表者の住所、職名 |
| 5 事業所名称等及び所在地 |
| 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 |
| 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 |

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号	
	フリガナ					
	氏名					

(日本工業規格A列4番)

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 6 届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

第1号様式

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

知事 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、
 関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
		Email				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市					
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問介護				付表1	
	訪問入浴介護				付表2	
	訪問看護				付表3	
	訪問リハビリテーション				付表4	
	居宅療養管理指導				付表5	
	通所介護				付表6	
	通所リハビリテーション				付表7	
	短期入所生活介護				付表8	
	短期入所療養介護				付表9	
	特定施設入居者生活介護				付表10	
	福祉用具貸与				付表11	
	特定福祉用具販売				付表12	
	介護老人福祉施設				付表13	
	介護老人保健施設				付表14	
	介護医療院				付表15	
	介護予防訪問入浴介護				付表2	
	介護予防訪問看護				付表3	
	介護予防訪問リハビリテーション				付表4	
	介護予防居宅療養管理指導				付表5	
	介護予防通所リハビリテーション				付表7	
介護予防短期入所生活介護				付表8		
介護予防短期入所療養介護				付表9		
介護予防特定施設入居者生活介護				付表10		
介護予防福祉用具貸与				付表11		
特定介護予防福祉用具販売				付表12		
介護保険事業所番号					(既に指定又は許可を受けている場合)	
医療機関コード等					(保険医療機関として指定を受けている場合)	

* 裏面に記載に関しての備考があります。

指定を不要とする旨の届出書

年 月 日

知事 殿

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称	
	施設種別	
	所在地	
管理者	氏名	
	住所	
申出に係る居宅サービスの種類	<input type="checkbox"/>	訪問看護
	<input type="checkbox"/>	介護予防訪問看護
	<input type="checkbox"/>	訪問リハビリテーション
	<input type="checkbox"/>	介護予防訪問リハビリテーション
	<input type="checkbox"/>	居宅療養管理指導
	<input type="checkbox"/>	介護予防居宅療養管理指導
	<input type="checkbox"/>	通所リハビリテーション
	<input type="checkbox"/>	介護予防通所リハビリテーション
	<input type="checkbox"/>	短期入所療養介護
	<input type="checkbox"/>	介護予防短期入所療養介護

備考 申し出を行う居宅サービスについて○印を付してください。

再開届出書

年 月 日

知事 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号
再開した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
再開した年月日	年	月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

廃止(休止)する事業所	介護保険事業所番号
	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止	
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置		
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日	

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

指定辞退届出書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	介護保険事業所番号
	名称	
	所在地	
指定を受けた年月日	年	月 日
指定を辞退する年月日	年	月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地
 名称
 代表者氏名

次のとおり開設許可事項の変更の許可を申請します。

申請に係る施設		介護保険事業所番号
		名称	
		所在地	
開設許可年月日		年	月 日
変更年月日		年	月 日
変更事項(該当に○)		変更の内容	
	敷地面積	(変更前)	
	建物建造		
	施設の共用の場面の利用計画		
	運営規則(職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)	(変更後)	
	協力病院の変更		

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり管理者の承認を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号
	名称	
管理者になろうとする者の氏名、 住所及び資格	所在地	
	氏名	
	住所	
申請理由(該当に○)	資格	
		新規開設のため
		管理者の変更のため

備考 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり広告の許可を申請します。

介護保険事業所番号	
許可を受けようとする広告事項	
広告の内容	
広告の方法	

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定の変更を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号	
	名称	
	所在地	
当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型 (該当に○)	療養病床を有する病院	
	療養病床を有する診療所	
	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	
入院患者の推定数 (申請にかかる事業を行う部分に限る。)	人	
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	(変更後)
	人	人

備考 1 「当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型」については、当該項目番号に○を付してください。

2 以下の書類を添付(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)してください。

- (1) 施設の使用許可書の写し
- (2) 建物の構造概要及び平面図ならびに設備の概要
- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所
 介護保険施設

指定(許可)更新申請書

年 月 日

知事 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)の更新を受けたいので、下記のとおり、
 関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称	-----			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
		Email			
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
事 業 所	事業等の種類	介護保険事業所番号			
	指定有効期間満了日				
	フリガナ 名称	-----			
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名称	-----			
主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
管 理 者	フリガナ 氏名	-----		生年月日	
	住所	(郵便番号 ー) 県 郡市			

- 別添 1 誓約書(参考様式6)
 2 介護支援専門員一覧(参考様式7)

(参考様式6)

誓約書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①： 居宅サービス事業所向け
	別紙②： 介護老人福祉施設向け
	別紙③： 介護老人保健施設向け
	別紙④： 介護医療院向け
	別紙⑤： 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

第1号様式

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定申請書

年 月 日

市(町・村)長 殿 (名称)
 申請者 (代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ							
	名 称							
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡市					
	連絡先		電話番号	FAX番号				
			Email					
代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏 名		生年 月日			
代表者の住所		(郵便番号 ー) 県 郡市						
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	同一所在地において行う事業等の種類			指定申請 対象事業 (該当事業に○)	既に指定を 受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事 業の開始予定年月 日	様 式	
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護						付表1
		認知症対応型通所介護						付表2
		小規模多機能型居宅介護						付表3
		認知症対応型共同生活介護						付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表7
		複合型サービス						付表8
	地域密着型通所介護						付表9	
	居宅介護支援事業						付表10	
サ ー ビ ス 防 止 型	介護予防認知症対応型通所介護						付表2	
	介護予防小規模多機能型居宅介護						付表3	
	介護予防認知症対応型共同生活介護						付表4	
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)					

* 裏面に記載に関する備考があります。

再開届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号
再開した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
再開した年月日	年	月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

廃止(休止)する事業所	介護保険事業所番号
	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止	
廃止・休止する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置		
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日	

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

指定辞退届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

開設者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	介護保険事業所番号
	名称	
	所在地	
指定を受けた年月日	年	月 日
指定を辞退する年月日	年	月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

第5号様式

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

市(町・村)長 殿 (名称)
 申請者 (代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称	-----		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
		Email		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市			
事業所	事業等の種類		介護保険事業所番号
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称	-----		
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ 名称	-----		
主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			
管理者	フリガナ 氏名	-----		生年月日
	住所	(郵便番号 ー) 県 郡市		

- 別添 1 誓約書(参考様式6)
 2 介護支援専門員一覧(参考様式7)

(参考様式6)

誓約書

年 月 日

市(町・村)長 殿

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①： 地域密着型サービス事業所向け
	別紙②： 居宅介護支援事業所向け
	別紙③： 地域密着型介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（償還払い用）（案）

{ 介護保険居宅介護（支援）サービス費、特例居宅介護（支援）サービス費
 居宅介護（支援）サービス計画費、特例居宅介護（支援）サービス計画費
 施設介護サービス費、特例施設介護サービス費 } 支給申請書
 (年 月分)

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号	-----	-----	-----	-----
	-----		被保険者番号	-----	-----	-----	-----
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住所	〒			電話番号			
支払金額合計							円
申請理由	----- ----- -----						
○○市（町村）長 様 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（支援）サービス費、特例居宅介護（支援）サービス費、居宅介護（支援）サービス計画費、特例居宅介護（支援）サービス計画費、施設介護サービス費、又は特例施設介護サービス費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名							

注意・この申請書の裏面に該当月分の領収証及びサービス提供証明書又は居宅介護支援提供証明書も併せて添付してください。

上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	種目	口座番号		
	金融機関コード		店舗コード	1 普通預金	-----	-----	-----
	-----		-----	2 当座預金	-----	-----	-----
	フリガナ 口座名義人		-----				

市（町村）記入欄

区分	保険料納付状況	領収証 確認欄	サービス 提供証明書 確認欄	備考
1 一般	未納保険料 有・無 滞納保険料 有・無			
2 支払方法の 変更				
3 給付額減額				

介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）（案）

介護保険特例居宅介護（支援）サービス費、特例居宅介護（支援）サービス計画費支給申請書
（受領委任用）

（ 年 月 分）

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号						
			被保険者番号						
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女			
住所	〒				電話番号				
費用額合計					円	うち被保険者負担分			円
<p>〇〇市（町村）長様</p> <p>上記の特例居宅介護（支援）サービス費、特例居宅介護（支援）サービス計画費の支給を申請します。また、上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>									
受取人の氏名 及び事業者名	(事業者名)								
受取人の住所	〒				電話番号				
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号			
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金				
					2 当座預金				
フリガナ 口座名義人		-----							
<p>注意・保険料を完納されていない方で、支払方法の変更により償還払い給付となっている方は、受領委任による給付はできません。</p> <p>・受領委任契約事業者等は、この申請書の裏面に該当月分のサービス提供証明書を添付してください。</p>									
市（町村）記入欄									
保険料納付状況	サービス 提供証明書 確認欄	備 考							
未納保険料 有・無									
滞納保険料 有・無									

介護保険高額介護サービス費等支給申請書（案）

介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書
（ 年 月分）

フリガナ 被保険者氏名		-----		保険者番号					
				被保険者番号					
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女			
住所	〒			電話番号					
該当月分の 支払額合計									
		氏名	生年月日	性別	介護保険の被保険者の場合 被保険者番号				
世帯構成	世帯主								
	世帯員								

〇〇市（町村）長 様

上記のとおり関係書類を添えて高額介護（居宅支援）サービス費の支給を申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

電話番号

注意 ・ 給付制限を受けている方については、高額介護（居宅支援）サービス費の支給ができない場合があります。

・ この申請書の裏面に領収証を添付してください。

高額介護（居宅支援）サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目	口座番号				
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金					
					2 当座預金					
					3 その他					
フリガナ 口座名義人		-----								

市（町村）記入欄

区分	世帯集約 番号	領収書 確認欄	給付制限 状況	備 考 (所得分布の状況等を把握)	
1 単独			有・無 給付割合		
2 合算					

介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書（案）

介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号	-----	-----	-----
	-----		被保険者番号	-----	-----	-----
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女
住 所	〒		電話番号			
支払った	支払った期間	年 月 日から		年 月 日		
標準負担額等	支払った標準負担額	円				
食事の提供を受けた 介護保険施設の 所在地及び名称	〒		電話番号			
既に減額認定証の 交付を受けている 方のみ記入	交付年月日	年 月 日				
	適用年月日	年 月 日				
減額認定証の交付 申請又は証を提出 できなかった理由						
<p>〇〇市（町村）長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて食事に係る標準負担額差額の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>						

注意・この申請書の裏面に該当月分の領収証を添付して下さい。

上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	-----	
			2 当座預金	-----	
			3 その他	-----	
フリガナ 口座名義人		-----			

市（町村）記入欄

領収証 確認欄	備 考

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定申請書

年 月 日

知事 殿

所在地

申請者

名称

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市区町村番号

申請者	フリガナ 名称							
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区						
		(ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
	法人の種別				法人所轄庁			
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日			
			氏名					
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県 市区 (ビルの名称等)						
指定を受けようとする事務所	事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区 (ビルの名称等)						
	事務所連絡先	電話番号				FAX番号		
	指定を受けようとする事務	法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務) 法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)						
居宅サービス	既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業		既に指定等を受けている事業等の 指定(許可)年月日			
	訪問介護							
	訪問入浴介護							
	訪問看護							
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護							
	通所リハビリテーション							
	短期入所生活介護							
	短期入所療養介護							
	特定施設入居者生活介護							
	福祉用具貸与							
	特定福祉用具販売							
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						
		認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特定施設入居者生活介護								
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								

居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域包括型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業者番号	(既に指定又は許可を受けている場合)		
医療機関コード等			

- 備考
- 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 「法人の種類」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
 - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12年4月1日」）を記載してください。
 - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

介護保険法施行令第11条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

知 事 殿

住 所

申請者

氏 名 (法人名及び代表者名)

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法施行令第11条の2第2項】

- 一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下この条及び第十一条の五において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。
- 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第四号又は前号に該当する者
 - ハ 第十一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

変更届出書

年 月 日

知事 殿

住所
申請者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事務所		名称
		所在地
受託事務の種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書等 （当該事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

知事 殿

住所
申請者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事務所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止した理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定更新申請書

年 月 日

知事 殿 所在地
申請者 名称

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事務所所在地市町村番号		
申請者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区		
		(ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種別	法人所轄庁		
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区			
	(ビルの名称等)			
指定更新を受けようとする事務所	フリガナ 名称			
	事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区		
		(ビルの名称等)		
	事務所連絡先	電話番号	FAX番号	
指定更新を受けようとする事務	法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務)			
	法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)			
管理者の氏名、生年月日	フリガナ	生年月日	住所・経歴	
住所及び経歴	氏名		別添のとおり	
現に受けている指定の有効期間満了日				
役員の名、生年月日及び住所		別添のとおり		
施行規則第34条の3各号に該当しないことを誓約する書面		別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		別添のとおり		

- 備考 1 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 添付資料については、指定申請時の様式を参照してください。
 3 「指定更新を受けようとする事務」欄は、今回更新申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。

健発 1225 第 3 号
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について (通知)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。) については本日公布・施行され、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示 (令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。) については本日告示・適用されたところである。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりであるので、これを十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、原則として全ての見直し対象手続 (法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。) について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第 2 改正省令の概要 (健康局所管省令関係)

次に掲げる厚生労働省健康局所管の省令の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 栄養士法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 2 号) (改正省令第 4 条関係)
- (2) 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) (改正省令第 5 条関係)

- (3) 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）（改正省令第 10 条第 2 号関係）
- (4) 公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 26 号）（改正省令第 26 条関係）
- (5) 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（改正省令第 29 条関係）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）（改正省令第 89 条関係）
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）（改正省令第 95 条関係）
- (8) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）（改正省令第 115 条関係）
- (9) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 144 号）（改正省令第 118 条関係）
- (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）（改正省令第 125 条関係）
- (11) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号）（改正省令第 14 条第 9 号関係）
- (12) 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 50 号）（改正省令附則第 3 条関係）
- (13) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（令和元年厚生労働省令第 73 号）（改正省令第 133 条関係）

第 3 改正告示の概要（健康局所管告示関係）

次に掲げる厚生労働省健康局所管の告示の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成 16 年厚生労働省告示第 337 号）（改正告示第 7 条関係）
- (2) 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（平成 21 年厚生労働省告示第 238 号）（改正告示第 10 条関係）
- (3) ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程（令和元年厚生労働省告示第 173 号）（改正告示第 12 条関係）

第 4 施行期日等

1 施行期日及び適用期日

公布及び告示の日（令和 2 年 12 月 25 日）

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式（(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととする。 (改正省令附則第2条第1項及び改正告示附則第2条第1項関係)
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。 (改正省令附則第2条第2項及び改正告示附則第2条第2項関係)

第5 当局関連通知等により定められた様式等の取扱い

1 当局関連通知等により定められた様式等

「第4 1 施行期日及び適用期日」前に厚生労働省健康局が発出した通知のうち、行政手続において国民、事業者等に対して押印等を求めているものについては、押印等を不要とする改正を行ったものとみなすこととする。通知ではなく、慣例的に押印等を求めている書類等についても、同様の取扱いとする。

具体的には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 記名押印を求めているもの・記名押印又は署名を求めているものについては、氏名の記載を求めることとする。
- (2) 署名押印を求めているものについては、署名を求めることとする。
- (3) 署名のみを求めているものについては、引き続き署名を求めることとする。

なお、上述の取扱いは、他の部局と連名で発出した通知等についても同様とする。対象となる通知等を次のとおり参考にお示しする。

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」(平成20年5月19日付け健発0519004号・保発0519001号厚生労働省健康局長及び厚生労働省保険局長連名通知)
- (2) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則等の施行について」(平成21年4月28日付け医政医療発0401002号・健疾発0401002号厚生労働省医政局政策医療課長及び厚生労働省健康局疾病対策課長連名通知)

2 経過措置

1の見直しに係る経過措置については、第4の2と同様とすること。

薬生総発1225第2号
令和2年12月25日

公益社団法人 日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて

今般、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する
省令（令和2年厚生労働省令第208号）の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印
等の取扱いについて、別添のとおり、都道府県知事等宛てに通知しましたので、ご
了知のほどお願いいたします。

薬生発1225第3号
令和2年12月25日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて

平素より医薬品・医療機器等行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が公布され、同日施行されました。本省令は、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者に対して記名押印又は署名（以下「押印等」という。）を求める手続における国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行うものであり、このうち薬事関係省令の改正箇所等及び施行に当たっての留意事項について、下記のとおり周知します。また、これまで医薬・生活衛生局（旧生活衛生・食品全部を除く。）が発出した通知等における押印等の取扱いについても、併せて周知します。

御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印等を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を

行い、法令、告示、通達等の改正を行う（年内の対応が困難なものについては見直しの方針を明らかにする）こととされた。

本省令は、上記計画を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）等の薬事関係省令を含め、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者に対して押印等を求める手続きにおける国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行うものである。

（参考）規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）抄

6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組

No. 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

第 2 改正省令の主な内容（薬事関係省令部分）

以下に掲げる省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

第 13 条	毒物及び劇物取締法施行規則	昭和 26 年厚生省令第 4 号
第 14 条 第 1 号	覚醒剤取締法施行規則	昭和 26 年厚生省令第 30 号
第 19 条	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	昭和 28 年厚生省令第 14 号
第 22 条	あへん法施行規則	昭和 29 年厚生省令第 26 号
第 14 条 第 2 号	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則	昭和 31 年厚生省令第 22 号
第 36 条	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号
第 37 条	薬事法施行規則の一部を改正する省令附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号
第 38 条	薬事法施行規則の一部を改正する省令附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号

第 39 条	薬剤師法施行規則	昭和 36 年厚生省令 第 5 号
第 91 条	医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 9 年厚生省令 第 21 号
第 92 条	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 9 年厚生省令 第 28 号
第 106 条	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 17 年厚生労働 省令第 36 号
第 107 条	医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 17 年厚生労働 省令第 37 号
第 114 条	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則	平成 20 年厚生労働 省令第 3 号
第 122 条	再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 26 年厚生労働 省令第 88 号
第 123 条	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (※)	平成 26 年厚生労働 省令第 89 号
第 14 条 第 10 号	麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令	令和 2 年厚生労働 省令第 169 号

※ OECD-GLP、ICH-GCP 等の国際基準との整合性の観点から、以下の項目において署名を引き続き求めている。

- ・ 信頼性保証部門において作成する報告文書における署名（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 8 条第 1 項第 8 号、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 8 条第 1 項第 8 号、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 8 条第 1 項第 8 号）
- ・ 試験計画書における運営管理者及び試験責任者の署名（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 15 条第 1 項第 10 号、同条第 2 項、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 15 条第 1 項第 10 号、同条第 2 項、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 15 条第 1 項第 10 号、同条第 2 項）
- ・ 最終報告書における試験責任者及び信頼性保証部門責任者の署名（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 17 条第 1 項第 12 号、同項第 13 号、同条第 2 項、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 17 条第 1 項第 12 号、同項第 13 号、同条第 2 項、再生

医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令第 17 条第 1 項第 12 号、同項第 13 号、同条第 2 項)

- ・ 同意文書への署名（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第 52 条第 1 項、第 53 条、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第 72 条第 1 項、第 73 条、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令第 72 条第 1 項、第 73 条）

第 3 改正省令の経過措置等

本省令の施行の際現にある本省令による改正前の様式により使用されている書類は、本省令による改正後の様式によるものとする。

本省令の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第 4 改正省令の施行に当たっての留意事項

1 申請者が本人であるか否かの確認について

本省令の施行に伴い、薬事関係省令における国民や事業者に対して押印等を求めている手続についてはその押印等が不要になるが、本省令の施行に関わらず、行政機関においては、これまで同様、申請があった場合は、必要に応じ本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書、国家資格の証明書等）の提示を求めるなどにより、申請内容に虚偽や齟齬等がないかを適切に確認すること。

2 「新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関連法令に係る行政手続の押印省略等の扱いについて」（令和 2 年 5 月 8 日付け事務連絡）の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関連法令に係る行政手続の押印省略等の扱いについて」（令和 2 年 5 月 8 日付け事務連絡）において、薬事関連法令の一部に基づく行政手続については、「当面の間、許認可の申請や届出等の諸手続の代表者等の押印がない場合も受け付けて差し支えないこととする。この際、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。」とされている（以下、当該扱いは「コロナ特例」という。）。

本省令の趣旨を踏まえ、本省令の施行日前にコロナ特例に基づき行われた申請等について、改めて押印等のなされたものへの差替え等を求めることは不要とする。

第5 医薬・生活衛生局（旧生活衛生・食品安全部を除く。）が発出した通知における押印等の取扱いについて

本省令の趣旨を踏まえ、施行日前に厚生労働省医薬・生活衛生局（旧生活衛生・食品安全部を除く。）が発出した通知であって、申請等の際に押印等を求めているものについては、押印等が無かったとしても、特段の定めのない限り、正当に申請等があったものとして受け付けることとする。ただし、以下に掲げる手続については、OECD-GLP等の国際基準との整合性の観点から、本省令と同様、記名押印のみを不要とし、署名は引き続き求めることとするため、以下のとおり改正する。

- ・ 「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令による改正後の医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の取扱いについて（薬食発第0613007号 平成20年6月13日）」中「(13) 第16条関係」のウ及び「(14) 第17条関係」のウ中「又は記名なつ印」を削る。
- ・ 「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令による改正後の医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の取扱いについて（薬食発第0613010号 平成20年6月13日）」中「(13) 第16条関係」のウ及び「(14) 第17条関係」のウ中「又は記名なつ印」を削る。
- ・ 「再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について（薬食発0812第20号 平成26年8月12日）」中「(13) 第16条関係」のウ及び「(14) 第17条関係」のウ中「又は記名なつ印」を削る。

以上

薬生食基発 1225 第 1 号/生食監発 1225 第 4 号
令和 2 年 12 月 25 日

各

〔	都 道 府 県	〕	衛生主管部局長 殿
	保健所設置市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の
押印及び署名の見直しについて

「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされています。

また、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について(生活衛生・食品安全関係)」(令和 2 年 12 月 25 日生食発 1225 第 8 号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)において、通知等により様式が定められた申請書等については、「様式の改正等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとすること。」とされています。

これらを踏まえ、通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の押印及び署名の具体的な事務取扱いについては、次によることとしましたので、ここに通知いたします。

記

第1 国民及び民間事業者等の押印及び署名の事務取扱い

以下の申請書等（別紙）については、国民及び民間事業者等の押印及び申請者記名欄又は署名欄等の署名を不要とし、記名を必要とすること。また、過去に生活衛生・食品安全企画課、食品基準審査課又は食品監視安全課（以下「担当課」という。）が発出した通知等によりお示しした申請書等のうち別紙に掲げていないものであって、国民及び民間事業者等の押印及び署名を不要とし、記名を必要として差し支えないと担当課が認めるもの（以下「当該申請書等」という。）についても、事務取扱いの変更を行うこととするので、当該申請書等について、担当課にお問い合わせいただきたい。

なお、自己の氏名を自署で記載することを「署名」、自己の氏名を自署で記載することが義務づけられておらず、何らかの方法（ゴム印・印刷・タイプ等）で申請書等の作成者の名称を記すことを「記名」とする。

第2 実施時期

令和2年12月25日以降

(別紙)

- (1) シアン化合物含有豆類の取扱いについて
(昭和 37 年 5 月 26 日環発第 175 号の 2 厚生省環境衛生局食品衛生課長通知)
 - 販売報告書(別記)

- (2) 食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(平成 5 年 3 月 17 日衛乳第 55 号 厚生省生活衛生局乳肉安全課長通知)
 - 食品、添加物の規格基準に基づく食肉製品の製造輸入承認申請書(別記様式)

- (3) 食中毒統計の報告事務の取扱いについて
(平成 6 年 12 月 28 日衛食第 218 号 厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生・食品化学課長連名通知)
 - 食中毒患者等届出票(様式 1 の 1)

- (4) 品目登録について
(平成 21 年 11 月 11 日食安輸発 1111 第 1 号 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知)
 - 品目登録申請時の確認書(別紙)

- (5) 食品添加物確認書発行事務について
(平成 22 年 10 月 18 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)
 - 食品添加物確認書発行申請書(様式第 1 号)
 - 念書(様式第 2 号)
 - 念書(様式第 3 号)
 - 念書(様式第 4 号)
 - 念書(様式第 5 号)
 - 念書(様式第 6 号)
 - 念書(様式第 7-1 号)
 - 念書(様式第 7-2 号)
 - 念書(様式第 8 号)

- (6) 組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準の留意事項について
(平成24年7月17日食安基発0717第3号 厚生労働省医薬食品局食品安全全部基準審査課長通知)、組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準
(平成12年厚生省告示第234号)(告示第4条関係)
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準(別記様式1)及び申請添付資料
- (7) 食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引きについて
(平成26年9月9日食安基発0909第2号 厚生労働省医薬食品局食品安全全部基準審査課長通知)
- 新規指定要請書(別添1)
 - 規格基準改正要請書(別添2)
- (8) 牛海綿状脳症(BSE)発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱いについて
(平成27年3月27日食安監発0327第2号 厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課長通知)
- BSE発生国等から輸入される牛由来原材料に係る用途計画書(別紙)
- (9) 食品に係る添加物の自主検査について
(平成27年3月31日食安輸発0331第3号 厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知)
- 添加物の使用に係る説明書(別紙)
- (10) 食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る資料作成の手引について
(令和2年5月29日薬生食基発0529第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知)
- 食品、添加物等の規格基準 別表第1の新規収載要請書(様式1)
 - 食品、添加物等の規格基準 別表第1の規格改正要請書(様式2)
 - 食品、添加物等の規格基準 別表第1の新規収載要請書(様式3)

(別 記) 御中

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
施行等について (生活衛生・食品安全関係)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。) が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて (再検討依頼)」 (令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議長依頼) において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、原則として全ての見直し対象手続 (法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。) について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第 2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。

(別 記)

公益社団法人 日本食品衛生協会理事長
一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長
農薬工業会会長
畜水産品残留安全協議会会長
一般財団法人 食品産業センター会長
公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会会長
一般社団法人 全国農業協同組合中央会会長
一般社団法人 大日本水産会会長
公益社団法人 日本食肉協議会会長
一般社団法人 日本食肉加工協会理事長
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長
全国食肉生活衛生同業組合連合会会長
一般社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会会長
日本羊腸輸入組合理事長
日本食肉輸出入協会会長
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合理事長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
日本エキス調味料協会会長
一般社団法人 日本卵業協会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
日本鰻輸入組合理事長
一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長
全国農協乳業協会会長
一般社団法人 日本乳業協会会長
全国乳業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本アイスクリーム協会会長
チーズ普及協議会会長
日本輸入チーズ普及協会会長
一般社団法人 全国清涼飲料連合会会長
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
一般社団法人 全国はちみつ公正取引協議会会長

一般社団法人 全国ローヤルゼリー公正取引協議会会長
日本ナッツ協会会長
油糧輸出入協議会理事長
飼料輸出入協議会理事長
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会会長
日本チェーンストア協会会長
一般社団法人 日本百貨店協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
主婦連合会会長
一般社団法人 全国消費者団体連絡会事務局長
一般社団法人 日本食品添加物協会会長
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長
一般社団法人 日本栄養評議会理事長
一般社団法人 日本健康食品規格協会理事長
公益社団法人 日本通信販売協会会長
一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会理事長
一般社団法人 健康食品産業協議会会長
印刷インキ工業会会長
エンプラ技術連合会事務局長
可塑剤工業会会長
合成樹脂工業協会会長
シリコーン工業会事務局長
軟包装衛生協議会会長
ウレタンフォーム工業会会長
ウレタン原料工業会会長
一般社団法人 日本ゴム工業会会長
日本スチレン工業会会長
日本製缶協会会長
日本接着剤工業会会長
日本プラスチック日用品工業組合理事長
日本ポリエチレン製品工業連合会会長
日本ポリオレフィンフィルム工業組合理事長
日本ポリプロピレンフィルム工業会会長
発泡スチレンシート工業会会長
PETトレイ協議会会長
PETボトル協議会会長
ポリカーボネート樹脂技術研究会会長

塩化ビニリデン衛生協議会会長
塩ビ食品衛生協議会会長
ポリオレフィン等衛生協議会会長
一般社団法人 日本ゴム協会 会長
一般社団法人 日本乳容器・機器協会会長理事
一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会理事長
一般社団法人 日本冷凍食品協会会長
一般社団法人 日本惣菜協会会長
一般財団法人 食品環境検査協会理事長
一般財団法人 日本食品分析センター理事長
公益財団法人 日本食品油脂検査協会理事長
一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター長
発泡スチロール協会会長
一般社団法人 日本電機工業会会長
一般社団法人 日本食品機械工業会会長
公益社団法人 日本医師会会長
全国食鳥指定検査機関協議会会長
日本成鶏処理流通協議会会長

事務連絡
令和2年12月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区・地方厚生（支）局衛生主管部（局）宛に事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和2年12月25日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
地方厚生(支)局
衛生主管部(局)御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)による再生医療等提供計画等の記載に係る留意事項等については、「再生医療等提供計画等の記載要領等について」(平成26年11月21日付厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡(最終改正:平成31年4月26日)。以下「事務連絡」という。)によりお示ししているところですが、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、事務連絡の別紙3(特定細胞加工物製造許可申請書(様式第14)及び特定細胞加工物製造届出書(様式第27)の記載要領等について)を別添のとおり改訂することとしました。

(※) 「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されています。

つきましては、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知徹底をお願いします。

特定細胞加工物製造許可申請書（様式第 14）及び特定細胞加工物製造届出書（様式第 27）
の記載要領等について

I 特定細胞加工物製造許可申請書の記載要領等（様式第 14）

- ※ 収入印紙貼付欄には収入印紙を貼り付けずに、9 万円分の登録免許税の領収証書を添付すること。
- ※ 正副二通を提出すること。
- ※ 別途、「特定細胞加工物製造許可／許可の更新調査申請書」（様式第 20）を提出し、調査手数料の振込金受取書（写）を添付すること。
- ※ 申請者が法人にあっては、登記事項証明書に記載されている名称・主たる事務所と代表者の氏名を記載すること。

「1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項」欄について

(1) 「細胞培養加工施設の名称」、「細胞培養加工施設の所在地」欄について

施設の名称については、事業者名を付記することが望ましい。細胞培養加工施設の所在地については、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、細胞培養加工施設のある階数まで記載すること。

(2) 「施設管理者に関する事項」欄について

施設管理者の略歴については、医師又は歯科医師の場合は、それを示す資格及び略歴を簡潔に記載すること。それ以外の場合は、職歴、実務経験、管理経験、取得資格、著書、研究実績等のうちから、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有することを示す主なものを記載すること。

(3) 「業務を行う役員の氏名（法人の場合）」欄について

申請者が法人の場合は、次に掲げる場合に応じて当該者の氏名を記載すること。

- ・合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ・合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び特定細胞加工物の製造の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び特定細胞加工物の製造に係る業務を担当する執行役。
- ・外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者
- ・医療法人・公益法人・協同組合等（学校法人、独立行政法人等を含む）にあつては理事全員。ただし、特定細胞加工物の製造の許可に係る業務を担当しない理事を除く。

(4) 「申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項」欄について

「関係法令又はこれに基づく処分に違反した事」欄に該当する関係法令には、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 90 号）

若しくは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）、その他薬事に関する法令で再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第 3 条の各号に定める法令（「大麻取締法」（昭和 23 年法律第 124 号）、「毒劇及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）等）が挙げられること。

(5) 「製造しようとする特定細胞加工物の種類」欄について

特定細胞加工物の製造に使用する細胞に応じて、該当する項目をチェックすること。

「動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物」とは、動物の細胞を構成細胞として含む特定細胞加工物が該当し、加工の過程で動物の細胞を共培養する目的で用いる場合はこの限りではない。

「添付書類」について

(1) 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類

細胞培養加工施設の構造設備に関する書類には次の図面を含めること。

イ 細胞培養加工施設付近略図

周囲の状況がわかるものであること。例えば、航空写真が挙げられる。

ロ 細胞培養加工施設の敷地内の建物の配置図又は建物の平面図

細胞培養加工施設と同一敷地内にある建物を全て記載するものであるが、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、当該建物のフロアのどの位置に細胞培養加工施設が所在しているかを示す図面は必要であるが、細胞培養加工施設と関連のない部分の詳細な図面は含めなくても差し支えない。

ハ 細胞培養加工施設平面図

許可申請に係る細胞培養加工施設の範囲を明示し、製造工程、試験検査及び保管に必要な室名及び面積が識別できるものであること。例えば、表示例として、窓、出入口、事務室、秤量室、調製室（混合、溶解、ろ過等）、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、原料等の倉庫等製造工程に必要な室名を表示すること。また清浄度管理区域及び無菌操作等区域を図示すること。

ニ その他参考となる図面

その他参考となる図面としては、主要な製造用機器器具と試験用機器器具の配置を含む図面が挙げられる。また、製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図を含めること。他に厚生局で指示する書類として、例えば、医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所に係る平面図が挙げられる。

(2) 登記事項証明書

法人の場合、法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出すること。

(3) その他

細胞培養加工施設（許可）の情報の公表に関する同意書に署名し添付すること。

II 特定細胞加工物製造届出書の記載要領等（様式第 27）

- ※ 届出者が法人にあっては、登記事項証明書に記載されている名称・主たる事務所と代表者の氏名を記載すること。

「1 細胞培養加工施設及びその内容」欄について

（1）「届出をする者の区分」について

「病院に設置されるもの」、「診療所に設置されるもの」、「医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第 30 条の臍帯血供給事業の許可を受けた者であって、臍帯血供給事業の用に供するもの」のいずれかをチェックすること。

（2）「細胞培養加工施設の名称」、「細胞培養加工施設の所在地」欄について

病院又は診療所の手術室等を細胞培養加工施設とする場合は、例えば、医療機関名に手術室を付記すること。細胞培養加工施設の所在地は、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、細胞培養加工施設のある階数まで記載すること。

（3）「施設管理者に関する事項」欄について

施設管理者の略歴については、医師又は歯科医師の場合は、それを示す資格及び略歴を簡潔に記載すること。それ以外の場合は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有することを示す職歴、実務経験、管理経験、取得資格、著書、研究実績等を記載すること。

（4）「業務を行う役員の氏名（法人の場合）」欄について

- ・合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ・合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び特定細胞加工物の製造の届出に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び特定細胞加工物の製造の届出に係る業務を担当する執行役。
- ・外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者
- ・医療法人・公益法人・協同組合等（学校法人、独立行政法人等を含む）にあつては理事全員。ただし、特定細胞加工物の製造に係る業務を担当しない理事を除く。

（5）「届出をする者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の停止事由」欄について

「関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと」欄に該当する関係法令には、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 90 号）若しくは医薬品医療機器法、その他薬事に関する法令で再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第 3 条の各号に定める法令（「大麻取締法」（昭和 23 年法律第 124 号）、「毒劇及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）等）が挙げられること。

(6) 「製造しようとする特定細胞加工物の種類」欄について

特定細胞加工物の製造に使用する細胞に応じて、該当する項目をチェックすること。

「動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物」とは、動物の細胞を構成細胞として含む特定細胞加工物が該当し、加工の過程で動物の細胞を共培養する目的で用いる場合はこの限りではない。

「添付書類」について

(1) 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類

細胞培養加工施設の構造設備に関する書類には次の図面を含めること。

イ 細胞培養加工施設付近略図

周囲の状況がわかるものであること。例えば、航空写真が挙げられる。

ロ 細胞培養加工施設の敷地内の建物の配置図又は建物の平面図

細胞培養加工施設と同一敷地内にある建物を全て記載するものであるが、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、当該建物のフロアのどの位置に細胞培養加工施設が所在しているかを示す図面は必要であるが、細胞培養加工施設と関連のない部分の詳細な図面は含めなくても差し支えない。また例えば、建物の一部を占める診療所内に細胞培養加工施設を設置する場合、当該建物中にある診療所と関連のない部分の図面は含めなくても差し支えない。

ハ 細胞培養加工施設平面図

製造工程に必要な室名及び面積が識別できるものであること。例えば、表示例として、窓、出入口、事務室、秤量室、調製室（混合、溶解、ろ過等）、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、原料等の倉庫等製造工程に必要な室名を表示すること。また清浄度管理区域及び無菌操作等区域を図示すること。

ニ その他参考となる図面

その他参考となる図面としては、主要な製造用機器器具と試験用機器器具の配置を含む図面が挙げられる。また、製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図を含めること。他に厚生局で指示する書類として、例えば、病院の開設備に係る平面図、医薬品医療機器等法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所に係る平面図が挙げられる。

(2) 登記事項証明書

法人の場合、法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出すること。

(3) 許可証の写し

医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 30 条の許可を受けている場合は、添付すること。

(4) その他

細胞培養加工施設（届出）の情報の公表に関する同意書に署名し添付すること。

参 考

事 務 連 絡
平成26年11月21日
(平成27年8月21日改正)
(平成31年1月31日改正)
(平成31年4月26日改正)
(令和2年12月25日改正)

各 { 都道府県衛生主管部 (局)
保 健 所 設 置 市 } 御中
特 別 区
地 方 厚 生 (支) 局 }

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）による再生医療等提供計画等の記載については別紙1、再生医療等委員会認定申請書については別紙2、特定細胞加工物製造許可申請書等及び特定細胞加工物製造届出書については別紙3のとおり留意事項を定めましたので、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

再生医療等提供計画（様式第 1）の記載要領等について

再生医療等提供計画（様式第 1）の記載に当たっては、添付書類に詳細を記したことをもって各欄の記載を省略するのではなく、当該様式における記載をもって提供しようとする再生医療等の概要がわかるよう、各欄において簡潔に記載すること。なお、各欄で記載内容が一部重複する場合であっても、それぞれの欄に当該内容について簡潔に記載すること。

「再生医療等の提供を行う医療機関の名称及び住所」欄の記載に当たっては、再生医療等の提供を多施設共同研究として行う場合は、代表管理者が所属する医療機関の名称及び住所を記載すること。

- ・提供計画については、厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials。以下「jRCT」という。）において作成すること。

(URL : <https://jrct.niph.go.jp/>)

- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」という。）の施行の際現に再生医療等の安全性の確保等に関する法律において、再生医療等を提供している医療機関については、改正省令施行までは「各種申請書作成支援サイト」により登録・変更等を実施していたが、今後、改正省令への対応のための提供計画の変更の際には jRCT から登録すること。（改正省令に伴わない変更については、所管の厚生局に相談のうえ、厚生労働省のホームページから様式をダウンロードし必要事項を記載の上、提出すること。）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058916.html>)

（申請の際の留意事項）

jRCT には「各種申請書作成支援サイト」により登録したデータの移行は行われていないため、改正省令への対応のために提供計画を変更する場合でも、まずは新規申請（様式第 1）により jRCT から登録すること。

また、併せて様式第 2（変更申請）を厚生労働省のホームページからダウンロードし必要事項を記載の上、提出すること。

- ・第 1 面の日付については、認定再生医療等委員会へ提出する際には、委員会申請日を入力すること。また、厚生労働大臣へ提出する際には、地方厚生局に提供計画を提出する日を記載すること。
- ・英語が併記されている項目は WHO(世界保健機関)が公表を求める事項のため、日本語と英語の両言語表記とすること。

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

(1) 再生医療等の名称及び分類

- ・「提供しようとする再生医療等の名称」欄について

再生医療等技術の内容が明確に判別できるように、用いる特定細胞加工物の種類及び提供する目的を含み、かつ簡潔な名称とすること。

- ・「再生医療等の分類」欄の「判断理由」欄について

提供しようとする再生医療等の内容及び再生医療等に用いる特定細胞加工物の特性を簡潔に記載し、分類を判断した理由について、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて（平成26年10月31日付け医政研発1031第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知（最終改正：平成31年4月1日）以下「課長通知」という。）の図2（第一種・第二種・第三種再生医療等技術のリスク分類）に基づき、どのような検討を経て、どのように図中で分類を判断したかについて判断の結果を含め記載すること。

（2）「再生医療等の内容」

- ・「研究の目的」欄について

国内における研究の対象となる疾患の患者数、研究の対象となる疾患の治療法の現状と今回行う予定の治療法が従来の治療法と比べて優れていると考えられる理由を簡潔に記載すること。

- ・「試験のフェーズ」欄について

jRCTの選択肢から選択すること。

- ・「症例登録開始予定日」欄について

予定日（目処）を記載すること。公開日を開始予定日とする場合は、jRCTから「公開日」を選択すること。

- ・「第1症例登録日」欄について

新規届出の場合は空欄で可。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第5条第3項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。

- ・「実施期間」欄について

研究計画書で定めている期間（明確な日付けがない場合は、見込み日付け）を記載すること。

- ・「実施予定被験者数」欄について

予定する被験者数（例：50例、被験者群25例、対照群25例）と設定数の根拠についても記載すること。

- ・「試験の種類」欄について

jRCTの選択肢から選択すること。

- ・「試験デザイン」欄について

jRCTの選択肢から選択すること。

- ・「再生医療等の提供を行う国（日本以外）」欄について

ない場合は「なし」と記載すること。

- ・「Countries of Recruitment」欄について
ない場合は「none」と記載すること。
- ・「中止基準」欄について
個々の患者の中止基準及び研究全体の中止基準について記載を行うこと。
- ・「対象コード」欄について
jRCTのMeSHコードを参照に記載すること（任意記載）。
- ・「対象疾患キーワード」欄について
任意記載
- ・「介入コード」欄について
jRCTのMeSHコードを参照に記載すること（任意記載）。
- ・「介入キーワード」欄について
任意記載
- ・「再生医療等の内容（再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したものを含む）」欄について
再生医療等の内容を記載した上で、「再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの」については、別途資料を作成し、添付書類としてjRCT内に添付すること。

2 人員及び構造設備その他の施設等

(1) 人員及び構造設備その他の施設に関する事項

- ・「実施責任者の連絡先」欄について
第三種再生医療等の場合は、「実施責任者に準ずる者」を記載すること。
- ・「e-Rad 番号」欄について
任意記載
- ・「救急医療に必要な施設又は設備」欄の「救急医療に必要な施設又は設備の内容（他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容）」欄について
救急医療のために確保している病床数、設備の内容（エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための装置等）について記載すること。
また、第三種再生医療等の提供を行う場合においても、救急カート等の救急医療に必要な設備を有している場合は記載すること。

(2) その他研究の実施体制に関する事項

- ・「e-Rad 番号」欄については任意記載。
- ・「データマネジメント担当機関」欄、「統計解析担当機関」欄、「研究・開発計画支援担当機関」欄、「調整・管理実務担当機関」欄、「実施責任者・再生医療等の提供を行う医療機関の管理者以外の研究を総括する者」欄については任意記載。
- ・「監査担当機関」については必要に応じて記載すること。

- ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師に関する事項」欄について

再生医療等を行う医師又は歯科医師（非常勤を含む。）が複数名の場合は、「医師・歯科医師の区分」から「役職」までの欄を増やして、当該再生医療等を行う全ての医師又は歯科医師に関して記載すること。

- ・「研究・開発計画支援担当機関」欄について

「研究・開発計画支援担当者」とは、研究全体の方向性を明確にし、着想から戦略策定、成果の公表（又は実用化）までの一連のプロセスの効率的な計画・運営と、必要な複数の臨床研究及び基礎研究等の最適化を支援する者であって、臨床薬理学再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者（特に薬効評価細胞培養加工に関する識見、研究倫理）、一般的臨床診療、臨床研究関連法令又は再生医療関連法令に関する見地から研究計画（又は開発戦略）に批判的評価を加え、臨床開発計画に基づく最も有効で効率的な（最適化された）臨床研究計画の基本骨格の作成を支援する者をいう。法令に基づく要件との形式的な整合の観点から、単に作成を代行する者や作成を指導するものは含まない。該当する業務を担当する者が複数いる場合は、部門の責任者であるか又は職位が高いかにかかわらず、当該業務に最も主体的に関与し、実務的に貢献したものを記載すること。

- ・「調整・管理実務担当機関」欄について

「調整・管理実務担当者」とは、臨床研究の計画的かつ効率的な運営管理に関する知識及び手法に基づき、臨床研究を円滑に運営する者をいう。該当する業務を担当する者が複数いる場合は、部門の責任者であるか又は職位が高いかに関わらず、当該業務に最も主体的に関与し、実務的に貢献した者を記載すること。

- ・「実施責任者・再生医療等の提供を行う医療機関の管理者以外の研究を総括する者」欄について

当該再生医療等に用いる特定細胞加工物又は再生医療等製品もしくは医薬品等の特許権を有する者や、研究として再生医療等を行う場合は、当該研究の研究資金等を調達する者等であって、研究を総括する者を記載すること。

（3）多施設共同研究に関する事項

- ・「多施設共同研究の該当の有無」欄について

国際共同研究については多施設共同研究には該当しないため、「無」を選択すること。ただし、その場合、7 その他「国際共同研究を行う研究」欄において、「該当」を選択すること。

- ・「共同研究機関」欄について

複数の共同研究機関がある場合は、「名称」から「救急医療に必要な施設又は設備（第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行う場合のみ必須）」までの欄を研究機関の数に合わせて増やして、記載すること。

「e-Rad 番号」欄については任意記載。

・「再生医療等を行う医師又は歯科医師に関する事項」欄について

再生医療等を行う医師又は歯科医師（非常勤を含む。）が複数名の場合は、再生医療等を行う医師又は歯科医師欄を追加し、「氏名」から「役職」までの欄に、当該再生医療等を行う全ての医師又は歯科医師に関して記載すること。

・「救急医療に必要な施設又は設備」欄の「救急医療に必要な施設又は設備の内容（他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容）」欄について

救急医療のために確保している病床数、設備の内容（エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための装置等）について記載すること。

また、第三種再生医療等の提供を行う場合においても、救急カート等の救急医療に必要な設備を有している場合は記載すること。

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法等（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

・「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる場合にあつては当該細胞の採取を行う機関等の名称）」欄について

細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等を提供する医療機関と同一である場合には、「再生医療等の提供を行う医療機関と同じ。」と記載すること。

また、細胞の提供を受ける医療機関等が複数ある場合は、各医療機関ごとに記載すること。

・「細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の選定方法）」欄について

次に掲げる事項（ドナー動物についてはこれに準ずる事項）について記載すること。

① 細胞提供者の健康状態

② 細胞提供者の年齢

・「細胞提供者の適格性の確認方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の適格性の確認方法）」欄について

細胞提供者を選定した後に行う適格性の確認事項、例えば、既往歴、診察内容、検査項目、検査方法について記載すること。また、感染症の感染後、検査をしても感染を証明できない時期があることを勘案し、可能な範囲で、適切な時期に再検査を実施することについても記載すること。ただし、再生医療等を受ける者の細胞を用いる場合であつて、当該者のスクリーニングを行わない場合は、その旨を記載すること。

・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」欄について

省令第7条第6号に掲げる項目を含むこと。

その記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。

細胞提供者及び代諾者に対する説明同意文書については、細胞提供者と再生医療等を受ける者が一致する場合でも作成することが望ましい。

なお、本項目については非公開とする。

- ・「細胞の採取の方法」欄について
用いる器具、採取する量、麻酔方法等を記載すること。

(2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

複数の細胞培養加工施設で特定細胞加工物の製造を行う場合は、「製造及び品質管理の方法の概要」から「細胞培養加工施設」までの欄を細胞培養加工施設の数に合わせて増やし、記載すること。

- ・「製造及び品質管理の方法の概要」欄について
採取した細胞の加工の方法、特定細胞加工物等の保管方法（保管場所、保管条件及び保管期間）、試験検査の方法等について簡潔に記載すること。
- ・「特定細胞加工物の投与の方法」欄について
投与を行う場所（例：手術室）及び投与方法を記載すること。

(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

- ・「再生医療等製品の名称」欄について
再生医療等製品の添付文書に記載されている再生医療等製品の販売名及び一般的な名称を記載すること。
- ・「再生医療等製品の製造販売業者の名称」欄について
再生医療等製品の製造販売業者の正式名称を記載すること。
- ・「再生医療等製品の承認の内容（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）」欄について
再生医療等製品の添付文書のうち、用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項を簡潔に記載すること。また、再生医療等製品の承認番号を記載すること。
- ・「再生医療等製品の投与の方法」欄について
投与を行う場所（例：手術室）及び投与方法を記載すること。

(4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

対照薬や評価する併用薬（併用療法を評価している場合に併用している医薬品等）が対象となる。

- ・「一般的名称等」欄の「医薬品：一般的名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること）」欄について
後発品が多い場合は、主となる薬剤で「〇〇等」として差し支えない。

- ・「一般的名称等」欄の「医療機器」欄について

承認・認証・届出がなされている医療機器については番号を記入するとともに、添付文書中にある一般的名称・類別を参照して記載すること。承認・認証・届出されていない医療機器については、PMDAのHPを参照の上、一般的名称の定義を元に、類別及び一般的名称を記載すること。

(http://www.std.pmda.go.jp/scripts/stdDB/JMDN/stdDB_jmdn_search.cgi?mode=1)

- ・「医薬品又は医療機器の提供者」の欄について

後発品が多い場合は、主となる提供者名「〇〇等」として差し支えない。

4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

(1) 利益相反管理に関する事項

①再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与

- ・「契約締結日」欄について

認定再生医療等委員会への新規申請時は空欄で可。厚生労働大臣届出時は、契約締結日を記載すること。(届出後の締結の場合は変更届を提出し、契約締結までは研究を開始できないよう留意すること)

②再生医療等に対する医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供その他の関与

- ・「契約締結日」欄について

認定再生医療等委員会への新規申請時は空欄で可。厚生労働大臣届出時は、契約締結日を記載すること。(届出後の締結の場合は変更届を提出し、契約締結までは研究を開始できないよう留意すること)

(2) その他再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」欄について

検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報(研究論文や学会発表等)や実験結果(動物実験等)も含め、検討の概要を記載すること。

同様の再生医療等技術の国内外の実施状況について、具体的な実施件数、報告例等を簡潔に記載すること。文献報告があれば(筆頭著者名、雑誌名、巻号、ページ、発行年)を記載すること。

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」欄について

検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報(研究論文や学会発表等)や実験結果(動物実験等)を含め、提供する再生医療等の利益及び不利益について検討の概要を記載すること。

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「特定細胞加工物の投与の可否の決定の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）」欄について

特定細胞加工物の投与の可否の決定方法について次に掲げる事項を記載すること。

- ① 決定を行う時期
- ② 決定を行う者
- ③ その他

- ・「再生医療等を受ける者又は代諾者に対する説明及び同意の内容」欄について

省令第13条第2項各号に掲げる項目を含むこと。

その記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。なお、本項目については非公開とする。

（公開用の説明同意文書については、個人情報や知的財産に係る内容等をマスキングした後、「添付資料4 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式」に添付を行うこと）

- ・「細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置の内容」欄について

安全性に疑義が生じた場合の報告体制、再生医療等の提供の可否決定の手段、既に当該再生医療等が提供された患者の状態把握の手段や必要な経過観察等の対応について記載すること。

- ・「疾病等の発生時における報告体制の内容」欄について

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、疾病等の発生を知った場合の報告体制（報告先や報告方法等）について記載すること。

- ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証の内容）」欄について

再生医療等を受けた個々の患者の定期検査やフォローアップを行う期間や方法等について記載すること。

- ・「実施状況の確認」欄の「研究の進捗状況：進捗状況」欄について

jRCTの選択肢より選択すること。

公開後すぐに研究を開始する場合は「募集中」を選択すること。

研究の進捗に伴い変更を行う場合、軽微変更届で変更を行うこと。

- ・「実施状況の確認」欄の「研究の進捗状況：主たる評価項目に係る研究結果」欄について

初回申請時は空欄で提出すること。結果が明らかになった場合、変更届で記載すること。

5 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

- ・「細胞提供者について」欄の「補償の内容（保険への加入等の具体的内容）」欄について

細胞提供者が再生医療等を受ける者以外の者であり、保険に加入予定の場合は、

その名称や内容について記載すること。健康被害に対する医療を提供する場合は、その旨を記載すること。

・「再生医療等を受ける者について」欄の「補償の内容（保険への加入等の具体的内容）」欄について

保険に加入予定の場合はその名称や内容について記載すること。健康被害に対する医療を提供する場合は、その旨を記載すること。

6 審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項

・「認定再生医療等委員会による審査結果」欄について

初回認定再生医療等委員会での審査における結果を選択すること。

・「認定再生医療等委員会による意見書の発行日」欄について

初回認定再生医療等委員会での審査における意見書の発行日を記載すること。

・「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」欄について
番号がない場合は、なしと記載すること。

7 その他

・「個人情報の取扱いの方法」欄について

細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報について、匿名化の有無等の個人情報の取扱いの方法の概要を記載すること。

・「教育又は研修の方法」欄について

再生医療等の提供に係る関係者の教育又は研修の方法（内容や頻度等）を記載すること。外部機関が実施する教育若しくは研修又は学術集会への参加の機会を確保する場合は、その内容及び方法について記載すること。

・「苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況」欄について

苦情及び問合せを受けるための窓口、対応の手順について記載すること。

・「他の臨床研究登録機関発行の研究番号」欄について

経過措置期間中の研究で、すでに UMIN 等の登録がある場合は入力すること。

「添付資料」について

(1) 認定再生医療等委員会意見書

再生医療等提供計画に記載した認定再生医療等委員会が述べた意見書（別紙様式第5）の写し、審査の過程がわかる記録の写し及び当該認定再生医療等委員会に記載した再生医療等提供基準チェックリストの写しを添付すること。

(2) 提供する再生医療等の詳細を記した書類

省令第8条の4各号に掲げる事項及び次に掲げる事項が記載された研究計画書を添付すること。

① 細胞の入手の方法

- イ 細胞の提供を受けた後に再検査を行う場合はその方法
 - ロ 細胞の提供を受ける際の微生物等による汚染を防ぐための措置
 - ハ 採取した細胞について微生物等の存在に関する検査を行う場合はその内容
 - ニ 厚生労働大臣が定めるES細胞の樹立に関する指針に従ったものである場合は、その旨を証明する書類
- ② 環境への配慮の内容（環境に影響を及ぼすおそれのある再生医療等を行う場合）
- ③ 細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の安全性の確保等を図るための措置の内容
- ④ 再生医療等を受ける者の健康状態等を把握するための把握の内容
- (3) 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究に関する実績がある場合には、当該実績を含む。）を記載した書類
- 略歴は、学歴、職歴、資格、臨床経験（特に提供する再生医療等に関する臨床経験）及び研究に関する実績がある場合は研究実績をA4用紙1～2枚に記載すること。
- (4) 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式
- 公開用の説明同意文書であるため、個人情報や知的財産に係る内容等をマスキングした後に添付すること。
- (5) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類
- 再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の研究論文等及びその概要（提供しようとする再生医療等との関連性についても明記したもの。）を添付すること。
- 法の施行の際現にヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成25年厚生労働大臣告示第317号）に基づき厚生労働大臣が意見を述べたヒト幹細胞臨床研究を実施している者は、当該厚生労働大臣の意見と当該意見を求めるに当たって提出した書類一式を添付すること。
- 法の施行の際現に遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働大臣告示第2号）に基づき厚生労働大臣が意見を述べた遺伝子治療臨床研究を実施している者は、当該厚生労働大臣の意見と当該意見を求めるに当たって提出した書類一式を添付すること。
- 法の施行の際現に「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱い」（平成24年医政発0731第2号、薬食発0731第2号、保発0731第7号）に基づき先進医療を実施している者は、厚生労働大臣に提出している書類一式を添付すること。
- (6) 再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類
- 使用する細胞に関連する研究論文等及びその概要（提供しようとする再生医療等との関連性についても明記したもの。）を添付すること。

(7) ～ (11) 特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書及び品質管理基準書

特定細胞加工物を用いる場合は、特定細胞加工物を製造する際の特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書及び品質管理基準書を添付すること。複数の細胞培養加工施設を利用して特定細胞加工物の製造を行う場合は、それぞれの施設における標準書と各基準書を添付すること。共同研究として行う場合は、共同研究機関ごとの概要書、細胞培養加工施設ごとの標準書及び基準書を添付すること。

(12) 再生医療等製品の添付文書等

再生医療等製品を用いる場合は、再生医療等製品の承認の内容が分かる文書（添付文書等）又は文書の写しを添付すること。

(13) 委託契約書の写しその他これに準ずるもの

特定細胞加工物の製造を委託する場合は、委託契約書の写し又は契約締結前の契約の様式等の契約者及びその内容が分かる書類を添付すること。

(14) 個人情報取扱実施規程

省令第 27 条第 8 項第 8 号、課長通知 V (10) に掲げる事項を含む個人情報取扱実施規程の写しを添付すること。

(15) (16) モニタリングの手順書及び監査の手順書

手順書を作成した場合にあっては、当該手順書を添付すること。

(17) (18) 利益相反管理基準及び利益相反管理計画

省令第 8 条の 8 に定める書類を添付すること。

(19) 統計解析計画書

統計解析計画書を作成した場合にあっては、当該書類を添付すること。

(20) その他

認定再生医療等委員会における審査時に、当該認定再生医療等委員会から提出を求められた書類等がある場合、添付すること。

※ 再生医療等を多施設共同研究として行う際に、医療機関ごとに異なる文書がある場合は、それらを全て添付すること。ただし、その差異が医療機関名のみであるなど軽微である場合は、その違いを説明した文書を添付することでも差し支えない。

再生医療等提供計画（様式第 1 の 2）の記載要領等について

※ 再生医療等提供計画（様式第 1 の 2）の記載に当たっては、添付書類に詳細を記したことをもって各欄の記載を省略するのではなく、当該様式における記載をもって提供しようとする再生医療等の概要がわかるよう、各欄において簡潔に記載すること。なお、各欄で記載内容が一部重複する場合であっても、それぞれの欄に当該内容について簡潔に記載すること。

- ・第 1 面の日付については、認定再生医療等委員会へ提出する際には、委員会申請日を入力すること。また、厚生労働大臣へ提出する際には、地方厚生局に提供計画を提出する日を記載すること。

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

- ・「提供しようとする再生医療等の名称」欄について

再生医療等技術の内容が明確に判別できるように、用いる特定細胞加工物の種類及び提供する目的を含み、かつ簡潔な名称とすること。

- ・「再生医療等の分類」欄の「判断理由」欄について

提供しようとする再生医療等の内容及び再生医療等に用いる特定細胞加工物の特性を簡潔に記載し、分類を判断した理由について、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて（平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日））」の図 2（第一種・第二種・第三種再生医療等技術のリスク分類）に基づき、どのような検討を経て、どのように図中で分類を判断したかについて判断の結果を含め記載すること。

- ・「再生医療等の内容（再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したものを含む）」欄について

再生医療等の内容を記載した上で、「再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの」については、別途資料を作成し、添付書類として添付すること。

2 人員及び構造設備その他の施設等

- ・「実施責任者の連絡先」欄について

第三種再生医療等の場合は、「実施責任者に準ずる者」を記載すること。

- ・「救急医療に必要な施設又は設備」欄の「救急医療に必要な施設又は設備の内容（他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容）」欄について

救急医療のために確保している病床数、設備の内容（エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための装置等）について記載すること。

また、第三種再生医療等の提供を行う場合においても、救急カート等の救急医療に必要な設備を有している場合は記載すること。

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法等（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

・「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる場合にあつては当該細胞の採取を行う機関等の名称）」欄について

細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等を提供する医療機関と同一である場合には、「再生医療等の提供を行う医療機関と同じ。」と記載すること。

また、細胞の提供を受ける医療機関等が複数ある場合は、各医療機関ごとに記載すること。

・「細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の選定方法）」欄について

次に掲げる事項（ドナー動物についてはこれに準ずる事項）について記載すること。

- ① 細胞提供者の健康状態
- ② 細胞提供者の年齢

・「細胞提供者の適格性の確認方法（動物の細胞を用いる場合にあつてはドナー動物の適格性の確認方法）」欄について

細胞提供者を選定した後に行う適格性の確認事項、例えば、既往歴、診察内容、検査項目、検査方法について記載すること。また、感染症の感染後、検査をしても感染を証明できない時期があることを勘案し、可能な範囲で再検査の実施についても記載すること。ただし、再生医療等を受ける者の細胞を用いる場合であつて、当該者のスクリーニングを行わない場合は、その旨を記載すること。

・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」欄について

省令第7条第6号に掲げる項目を含むこと。

その記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。

細胞提供者及び代諾者に対する説明同意文書については、細胞提供者と再生医療等を受ける者が一致する場合でも作成することが望ましい。

・「細胞の採取の方法」欄について

用いる器具、採取する量、麻酔方法等を記載すること。

(2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

複数の細胞培養加工施設で特定細胞加工物の製造を行う場合は、「製造及び品質管理の方法の概要」から「細胞培養加工施設」までの欄を細胞培養加工施設の数に合

わせて増やし、記載すること。

- ・「製造及び品質管理の方法の概要」欄について

採取した細胞の加工の方法、特定細胞加工物等の保管方法（保管場所、保管条件及び保管期間）、試験検査の方法等について簡潔に記載すること。

- ・「特定細胞加工物の投与の方法」欄について

投与を行う場所（例：手術室）及び投与方法を記載すること。

(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

- ・「再生医療等製品の名称」欄について

再生医療等製品の添付文書に記載されている再生医療等製品の販売名及び一般的名称を記載すること。

- ・「再生医療等製品の製造販売業者の名称」欄について

再生医療等製品の製造販売業者の正式名称を記載すること。

- ・「再生医療等製品の承認の内容（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）」欄について

再生医療等製品の添付文書のうち、用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項を簡潔に記載すること。また、再生医療等製品の承認番号を記載すること。

- ・「再生医療等製品の投与の方法」欄について

投与を行う場所（例：手術室）及び投与方法を記載すること。

(4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

対照薬や評価する併用薬（併用療法を評価している場合に併用している医薬品等）が対象となる

- ・「一般的名称等」欄の「医薬品：一般的名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること）」欄について

後発品が多い場合は、主となる薬剤で「〇〇等」として差し支えない。

- ・「一般的名称等」欄の「医療機器」欄について

承認・認証・届出がなされている医療機器については番号を記入するとともに、添付文書中にある一般的名称・類別を参照して記載すること。承認・認証・届出されていない医療機器については、PMDAのHPを参照の上、一般的名称の定義を元に、類別及び一般的名称を記載すること。

(http://www.std.pmda.go.jp/scripts/stdDB/JMDN/stdDB_jmdn_search.cgi?mode=1)

- ・「医薬品又は医療機器の提供者」の欄について

後発品が多い場合は、主となる提供者名「〇〇等」として差し支えない。

4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」欄について

検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報（研究論文や学術集会の発表等）や実験結果（動物実験等）も含め、検討の概要を記載すること。

同様の再生医療等技術の国内外の実施状況について、具体的な実施件数、報告例等を簡潔に記載すること。文献報告があれば（筆頭著者名、雑誌名、巻号、ページ、発行年）を記載すること。

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」欄について

検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報（研究論文や学術集会の発表等）や実験結果（動物実験等）を含め、提供する再生医療等の利益及び不利益について検討の概要を記載すること。

- ・「再生医療等を行う際の責務」欄の「特定細胞加工物の投与の可否の決定の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）」欄について

特定細胞加工物の投与の可否の決定方法について次に掲げる事項を記載すること。

- ① 決定を行う時期
- ② 決定を行う者
- ③ その他

- ・「再生医療等を受ける者又は代諾者に対する説明及び同意の内容」欄について

省令第13条第2項各号に掲げる項目を含むこと。

その記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。

（公開用の説明同意文書については、個人情報や知的財産に係る内容等をマスクした後、「添付資料4 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式」に添付を行うこと）

- ・「疾病等の発生時における報告体制の内容」欄について

再生医療等を行う医師又は歯科医師が、疾病等の発生を知った場合の報告体制（報告先や報告方法等）について記載すること。

- ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証の内容）」欄について

再生医療等を受けた個々の患者の定期検査やフォローアップを行う期間や方法等について記載すること。

- ・再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容」欄について

再生医療等の提供後の観察を行う期間の設定や方法、再生医療等を受けた者の連絡先を把握しておくこと等について記載すること。

5 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

- ・「細胞提供者について」欄の「補償の内容（保険への加入等の具体的内容）」欄について

細胞提供者が再生医療等を受ける者以外の者であり、保険に加入予定の場合は、その名称や内容について記載すること。健康被害に対する医療を提供する場合は、その旨を記載すること。

- ・「再生医療等を受ける者について」欄の「補償の内容（保険への加入等の具体的内容）」欄について

保険に加入予定の場合はその名称や内容について記載すること。健康被害に対する医療を提供する場合は、その旨を記載すること。

6 審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項

- ・「認定再生医療等委員会による審査結果」欄について
初回認定再生医療等委員会での審査における結果を選択すること。
- ・「認定再生医療等委員会による意見書の発行日」欄について
初回認定再生医療等委員会での審査における意見書の発行日を記載すること。
- ・「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」欄について
番号がない場合は、なしと記載すること。

7 その他

- ・「個人情報の取扱いの方法」欄について
細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報について、匿名化の有無等の個人情報の取扱いの方法の概要を記載すること。
- ・「教育又は研修の方法」欄について
再生医療等の提供に係る関係者の教育又は研修の方法（内容や頻度等）を記載すること。外部機関が実施する教育若しくは研修又は学術集会への参加の機会を確保する場合は、その内容及び方法について記載すること。
- ・「苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況」欄について
苦情及び問合せを受けるための窓口、対応の手順について記載すること。

「添付資料」について

(1) 認定再生医療等委員会意見書

再生医療等提供計画に記載した認定再生医療等委員会が述べた意見書（別紙様式第5）の写し、審査の過程がわかる記録の写し及び当該認定再生医療等委員会に記載した再生医療等提供基準チェックリストの写しを添付すること。

(2) 提供する再生医療等の詳細を記した書類

再生医療等の提供方法等の詳細及び次に掲げる事項が記載されたものを添付すること。

① 細胞の入手の方法

イ 細胞の提供を受けた後に再検査を行う場合はその方法

ロ 細胞の提供を受ける際の微生物等による汚染を防ぐための措置

ハ 採取した細胞について微生物等の存在に関する検査を行う場合はその内容

ニ 厚生労働大臣が定めるES細胞の樹立に関する指針に従ったものである場合は、その旨を証明する書類

② 環境への配慮の内容（環境に影響を及ぼすおそれのある再生医療等を行う場合）

③ 細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の安全性の確保等を図るための措置の内容

④ 再生医療等を受ける者の健康状態等を把握するための把握の内容

(3) 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究に関する実績がある場合には、当該実績を含む。）を記載した書類

略歴は、学歴、職歴、資格、臨床経験（特に提供する再生医療等に関する臨床経験）及び研究に関する実績がある場合は研究実績をA4用紙1～2枚に記載すること。

(4) 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式

公開用の説明同意文書であるため、個人情報や知的財産に係る内容等をマスキングした後に添付すること。

(5) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類

再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の研究論文等及びその概要（提供しようとする再生医療等との関連性についても明記したもの。）を添付すること。

法の施行の際現にヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成25年厚生労働大臣告示第317号）に基づき厚生労働大臣が意見を述べたヒト幹細胞臨床研究を実施している者は、当該厚生労働大臣の意見と当該意見を求めるに当たって提出した書類一式を添付すること。

法の施行の際現に遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働大臣告示第2号）に基づき厚生労働大臣が意見を述べた遺伝子治療臨床研究を実施している者は、当該厚生労働大臣の意見と当該意見を求めるに当たって提出した書類一式を添付すること。

法の施行の際現に「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱い」（平成24年医政発0731第2号、薬食発0731第2号、保発0731第7号）に基づき先進医療を実施している者は、厚生労働大臣に提出している書類一式を添付すること。

- (6) 再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類
使用する細胞に関連する研究論文等及びその概要（提供しようとする再生医療等との関連性についても明記したもの。）を添付すること。
- (7) ～ (11) 特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書及び品質管理基準書
特定細胞加工物を用いる場合は、特定細胞加工物を製造する際の特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書及び品質管理基準書を添付すること。複数の細胞培養加工施設を利用して特定細胞加工物の製造を行う場合は、それぞれの施設における標準書と各基準書を添付すること。
- (12) 再生医療等製品の添付文書等
再生医療等製品を用いる場合は、再生医療等製品の承認の内容が分かる文書（添付文書等）又は文書の写しを添付すること。
- (13) 委託契約書の写しその他これに準ずるもの
特定細胞加工物の製造を委託する場合は、委託契約書の写し又は契約締結前の契約の様式等の契約者及びその内容が分かる書類を添付すること。
- (14) 個人情報取扱実施規程
省令第27条第8項第8号、課長通知V(10)に掲げる事項を含む個人情報取扱実施規程の写しを添付すること。
- (15) その他
認定再生医療等委員会における審査時に、当該認定再生医療等委員会から提出を求められた書類等がある場合、添付すること。
再生医療等提供計画の情報の公表に関する同意書に署名し添付すること。

再生医療等委員会認定申請書（様式第 5）の記載要領等について

※ 再生医療等委員会認定申請を行う際は、再生医療等委員会認定申請書の提出時に、返信用として A 4 サイズの用紙を折らずに投函できる封筒（角形 2 号）に切手 570 円分（簡易書留となる。）を貼付し、宛名を記載したものを併せて提出すること。

「1 再生医療等委員会に関する事項」欄について

(1) 「審査等業務を行う体制」欄について

次に掲げる事項等について事項毎に記載すること。

- ① 再生医療等委員会の開催頻度
- ② 審査等業務が適正かつ公平に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていること。例えば学術団体が設置する場合は、設置者と委員の関係や委員の適正性について要約を記載すること。また、自由及び独立が保障されていることについては、当該団体の運営が特定の医療機関と利害関係がなく、独立した組織であることなどを記載すること。
- ③ 審査等業務を継続的に実施できること。例えば、設置者の財政的な基盤やこれまでの運営状況、今後の方針（廃止の場合の他の認定再生医療等委員会の紹介やその他適切な措置に関する事項を含む）について記載すること。

(2) 「手数料の算定の基準（手数料を徴収する場合のみ記載）」欄について

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 審査等業務の対象となる再生医療等技術の種類等によって手数料の額が異なる場合は、それぞれの額を記載すること。
- ② 新規の再生医療等提供計画に係る審査、疾病等報告に係る審査、重大な不適合に係る審査、定期報告に係る審査、再生医療等提供計画の変更に係る審査等の審査等業務の対象によって手数料が異なる場合は、それぞれの額を審査等業務の対象毎に分けて記載すること。手数料を徴収しない場合も、その旨を記載すること。
- ③ 手数料の算定方法は、手数料の額を定めるに当たって算定の基礎となったもの（例えば交通費や委員への謝金）等を記載すること。

「2 再生医療等委員会の連絡先」欄について

(1) 「担当部署 FAX 番号」欄について

「担当部署 FAX 番号」については、設置していない場合は、その旨を記載することで差し支えない。

(2) 「苦情及び問合せを受け付けるための窓口」の「連絡先」欄について

「電話番号」等、苦情や問合せに迅速に対応が可能な連絡先を記載すること。

(3) 「再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載 URL」欄について

委員会の開催ごとの審査等業務の過程に関する概要を公表する当該再生医療等委

員会のホームページの URL を記載すること。

「3 委員名簿」欄について

- (1) 「委員の構成要件の該当性」欄の「特定認定再生医療等委員会の場合」欄について
設置しようとする再生医療等委員会が特定認定再生医療等委員会である場合は、留意事項7のうち、該当する数字（①～⑧）をそれぞれの欄に記載すること。
- (2) 「委員の構成要件の該当性」欄の「第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合」欄について
設置しようとする再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う認定再生医療等委員会である場合は、留意事項7のうち、該当する文字（a-1、a-2、b 又は c）をそれぞれの欄に記載すること。
- (3) 「職業（所属及び役職）」欄について
所属及び役職を記載するとともに、委員が医師又は歯科医師である場合は、その旨を記載すること。

「添付書類」について

次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 再生医療等委員会の委員の略歴を記載した書類
再生医療等委員会の全ての委員の略歴を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第110号。以下「省令」という。）第44条及び第45条並びに通知（※1）VI（8）～（18）を確認の上で各構成要件に該当することが明らかにわかるように記載すること。その際、委員の氏名、所属及び役職、学歴、免許・資格、勤務歴、専門分野、所属学会その他委員の要件に合致する事項を記載すること。なお、委員の要件に合致することを説明するために、学術論文の実績を記載する必要がある場合には、その内容を含めること。また、委員1名につきA4用紙1～2枚程度で記載すること。
(※1) 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて（平成26年10月31日医政研発1031第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）
- (2) 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程
「審査等業務に関する規程」は、以下の事項を含めた上で、特定認定再生医療等委員会申請書チェックリスト又は認定再生医療等委員会申請書チェックリストのうち、「2. 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程」の各項目を満たすよう作成すること。
 - ① 再生医療等委員会の運営に関する事項（手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する事項を含む。）

- ② 提供中の再生医療等の継続的な審査に関する事項
 - ③ 会議の記録に関する事項
 - ④ 記録の保存に関する事項
 - ⑤ 審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法
 - ⑥ 省令第 65 条第 1 項各号に該当する委員及び技術専門員の審査等業務への参加の制限に関する事項
 - ⑦ 法第 17 条第 1 項の規定による疾病等の報告を受けた場合の手續に関する事項
 - ⑧ 省令第 64 条の 2 第 3 項の規定による審査（簡便な審査等）及び同条第 4 項の規定による審査（緊急審査）を行う場合においては、当該審査の手續に関する事項
 - ⑨ 省令第 49 条第 4 号及び第 71 条の 2 の規定による公表に関する事項
 - ⑩ 認定再生医療等委員会を廃止する場合に必要な措置に関する事項
 - ⑪ 苦情及び問合せに対応するための手順その他の必要な体制の整備に関する事項
 - ⑫ 委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者の教育又は研究に関する事項
 - ⑬ ①～⑫に掲げるもののほか、再生医療等委員会が独立した公正な立場における審査等業務を行うために必要な事項
- (3) 再生医療等委員会を設置する者に関する証明書類（病院等の開設許可証又は開設証明書、法人の現在事項全部証明書等）
- (4) 再生医療等委員会の設置者が、医学医療に関する学術団体、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人である場合は、(1)～(3)の書類に加え、次に掲げる書類
- ① 設置者が認定再生医療等委員会を設置する旨を定めた定款その他これに準ずるもの
 - ② 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権等を有する者を含む。③において同じ。）のうちに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていることを証明する書類
 - ③ 役員に占める特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者、特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係者を有する者の割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であることを証明する書類
 - ④ 財産的基礎を有していることを証明する書類（例えば、財産目録、貸借対照表、損益計算書や、会費収入、財産の運用収入、恒常的な賛助金収入等の安定した収入源を有することが分かる書類）
- (5) その他
- 特定認定再生医療等委員会申請書チェックリスト又は認定再生医療等委員会申請書チェックリストの各項目を満たしていることを確認し、内容確認欄にチェックしたもの

特定細胞加工物製造許可申請書（様式第 14）及び特定細胞加工物製造届出書（様式第 27）
の記載要領等について

I 特定細胞加工物製造許可申請書の記載要領等（様式第 14）

- ※ 収入印紙貼付欄には収入印紙を貼り付けずに、9 万円分の登録免許税の領収証書を添付すること。
- ※ 正副二通を提出すること。
- ※ 別途、「特定細胞加工物製造許可／許可の更新調査申請書」（様式第 20）を提出し、調査手数料の振込金受取書（写）を添付すること。
- ※ 申請者が法人にあっては、登記事項証明書に記載されている名称・主たる事務所と代表者の氏名を記載すること。

「1 細胞培養加工施設及び申請者に関する事項」欄について

(1) 「細胞培養加工施設の名称」、「細胞培養加工施設の所在地」欄について

施設の名称については、事業者名を付記することが望ましい。細胞培養加工施設の所在地については、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、細胞培養加工施設のある階数まで記載すること。

(2) 「施設管理者に関する事項」欄について

施設管理者の略歴については、医師又は歯科医師の場合は、それを示す資格及び略歴を簡潔に記載すること。それ以外の場合は、職歴、実務経験、管理経験、取得資格、著書、研究実績等のうちから、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有することを示す主なものを記載すること。

(3) 「業務を行う役員の氏名（法人の場合）」欄について

申請者が法人の場合は、次に掲げる場合に応じて当該者の氏名を記載すること。

- ・合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ・合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び特定細胞加工物の製造の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び特定細胞加工物の製造に係る業務を担当する執行役。
- ・外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者
- ・医療法人・公益法人・協同組合等（学校法人、独立行政法人等を含む）にあつては理事全員。ただし、特定細胞加工物の製造の許可に係る業務を担当しない理事を除く。

(4) 「申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項」欄について

「関係法令又はこれに基づく処分に違反した事」欄に該当する関係法令には、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 90 号）

若しくは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）、その他薬事に関する法令で再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第 3 条の各号に定める法令（「大麻取締法」（昭和 23 年法律第 124 号）、「毒劇及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）等）が挙げられること。

(5) 「製造しようとする特定細胞加工物の種類」欄について

特定細胞加工物の製造に使用する細胞に応じて、該当する項目をチェックすること。

「動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物」とは、動物の細胞を構成細胞として含む特定細胞加工物が該当し、加工の過程で動物の細胞を共培養する目的で用いる場合はこの限りではない。

「添付書類」について

(1) 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類

細胞培養加工施設の構造設備に関する書類には次の図面を含めること。

イ 細胞培養加工施設付近略図

周囲の状況がわかるものであること。例えば、航空写真が挙げられる。

ロ 細胞培養加工施設の敷地内の建物の配置図又は建物の平面図

細胞培養加工施設と同一敷地内にある建物を全て記載するものであるが、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、当該建物のフロアのどの位置に細胞培養加工施設が所在しているかを示す図面は必要であるが、細胞培養加工施設と関連のない部分の詳細な図面は含めなくても差し支えない。

ハ 細胞培養加工施設平面図

許可申請に係る細胞培養加工施設の範囲を明示し、製造工程、試験検査及び保管に必要な室名及び面積が識別できるものであること。例えば、表示例として、窓、出入口、事務室、秤量室、調製室（混合、溶解、ろ過等）、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、原料等の倉庫等製造工程に必要な室名を表示すること。また清浄度管理区域及び無菌操作等区域を図示すること。

ニ その他参考となる図面

その他参考となる図面としては、主要な製造用機器器具と試験用機器器具の配置を含む図面が挙げられる。また、製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図を含めること。他に厚生局で指示する書類として、例えば、医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所に係る平面図が挙げられる。

(2) 登記事項証明書

法人の場合、法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出すること。

(3) その他

細胞培養加工施設（許可）の情報の公表に関する同意書に署名し添付すること。

II 特定細胞加工物製造届出書の記載要領等（様式第 27）

- ※ 届出者が法人にあっては、登記事項証明書に記載されている名称・主たる事務所と代表者の氏名を記載すること。

「1 細胞培養加工施設及びその内容」欄について

（1）「届出をする者の区分」について

「病院に設置されるもの」、「診療所に設置されるもの」、「医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第 30 条の臍帯血供給事業の許可を受けた者であって、臍帯血供給事業の用に供するもの」のいずれかをチェックすること。

（2）「細胞培養加工施設の名称」、「細胞培養加工施設の所在地」欄について

病院又は診療所の手術室等を細胞培養加工施設とする場合は、例えば、医療機関名に手術室を付記すること。細胞培養加工施設の所在地は、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、細胞培養加工施設のある階数まで記載すること。

（3）「施設管理者に関する事項」欄について

施設管理者の略歴については、医師又は歯科医師の場合は、それを示す資格及び略歴を簡潔に記載すること。それ以外の場合は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有することを示す職歴、実務経験、管理経験、取得資格、著書、研究実績等を記載すること。

（4）「業務を行う役員の氏名（法人の場合）」欄について

- ・合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ・合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- ・株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び特定細胞加工物の製造の届出に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び特定細胞加工物の製造の届出に係る業務を担当する執行役。
- ・外国会社にあつては、会社法第 817 条にいう代表者
- ・医療法人・公益法人・協同組合等（学校法人、独立行政法人等を含む）にあつては理事全員。ただし、特定細胞加工物の製造に係る業務を担当しない理事を除く。

（5）「届出をする者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）の停止事由」欄について

「関係法令又はこれに基づく処分に違反したこと」欄に該当する関係法令には、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 90 号）若しくは医薬品医療機器法、その他薬事に関する法令で再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第 3 条の各号に定める法令（「大麻取締法」（昭和 23 年法律第 124 号）、「毒劇及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）等）が挙げられること。

(6) 「製造しようとする特定細胞加工物の種類」欄について

特定細胞加工物の製造に使用する細胞に応じて、該当する項目をチェックすること。

「動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物」とは、動物の細胞を構成細胞として含む特定細胞加工物が該当し、加工の過程で動物の細胞を共培養する目的で用いる場合はこの限りではない。

「添付書類」について

(1) 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類

細胞培養加工施設の構造設備に関する書類には次の図面を含めること。

イ 細胞培養加工施設付近略図

周囲の状況がわかるものであること。例えば、航空写真が挙げられる。

ロ 細胞培養加工施設の敷地内の建物の配置図又は建物の平面図

細胞培養加工施設と同一敷地内にある建物を全て記載するものであるが、例えば、建物の一部を細胞培養加工施設として用いる場合、当該建物のフロアのどの位置に細胞培養加工施設が所在しているかを示す図面は必要であるが、細胞培養加工施設と関連のない部分の詳細な図面は含めなくても差し支えない。また例えば、建物の一部を占める診療所内に細胞培養加工施設を設置する場合、当該建物中にある診療所と関連のない部分の図面は含めなくても差し支えない。

ハ 細胞培養加工施設平面図

製造工程に必要な室名及び面積が識別できるものであること。例えば、表示例として、窓、出入口、事務室、秤量室、調製室（混合、溶解、ろ過等）、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、原料等の倉庫等製造工程に必要な室名を表示すること。また清浄度管理区域及び無菌操作等区域を図示すること。

ニ その他参考となる図面

その他参考となる図面としては、主要な製造用機器器具と試験用機器器具の配置を含む図面が挙げられる。また、製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図を含めること。他に厚生局で指示する書類として、例えば、病院の開設備に係る平面図、医薬品医療機器等法第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた製造所に係る平面図が挙げられる。

(2) 登記事項証明書

法人の場合、法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出すること。

(3) 許可証の写し

医薬品医療機器法第 23 条の 22 第 1 項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 30 条の許可を受けている場合は、添付すること。

(4) その他

細胞培養加工施設（届出）の情報の公表に関する同意書に署名し添付すること。

再生医療等提供基準チェックリスト

1. 細胞培養加工施設以外の項目について

番号	確認事項	対応する条項等	確認欄
省令第5条（人員）			
1	第1種再生医療等又は第2種再生医療等の提供を行う医療機関は、実施責任者を置いているか。また実施責任者は医師又は歯科医師であって、実施する再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、科学的知見並びに経験及び知識を有しているか。また、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理について十分な教育及び訓練を受けているか。	第1項 第2項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第6条（構造設備その他の施設）			
2	第1種再生医療等又は第2種再生医療等の提供を行う医療機関は、救急医療を行うために必要な施設又は設備を有しているか。ただし、他の医療機関と連携することにより、必要な体制があらかじめ確保されている場合はこの限りでない。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第7条（細胞の入手）			
再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等に用いる細胞が、次に掲げる要件（番号3～18）を満たしていることを確認しなければならない。 （省令7条各号の記載内容については、医政研発1031第1号（平成31年4月1日最終改正）課長通知の内容を満たしているか。）			
3	細胞提供者からの細胞の提供又は動物の細胞の採取が行われる医療機関等は以下の要件を満たしているか。 ・適切に細胞の提供を受け又は動物の細胞の採取をし、当該細胞の保管に当たり必要な管理を行っていること。 ・細胞の提供を受けること又は動物の細胞の採取をすること並びに当該細胞の保管に関する十分な知識及び技術を有する者を有していること。	第1号	<input type="checkbox"/>
4	細胞提供者の健康状態、年齢その他の事情を考慮した上で、当該細胞提供者の選定がなされているか。	第2号	<input type="checkbox"/>
5	細胞提供者の適格性の判定に際し、既往歴の確認、診察、検査等を行っているか。	第3号	<input type="checkbox"/>
6	細胞の提供を受けた後に、感染症の感染後、検査をしても感染を証明できない期間があることを勘案し、検査方法、検査項目等に応じて、可能な範囲で、適切な時期に再検査を実施しているか。	第4号	<input type="checkbox"/>

7	死亡した者から細胞を採取する場合、遺族に対して、細胞の用途その他の採取に関し必要な事項について文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ているか。	第5号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
8	細胞提供を受ける際に、細胞提供者に対し、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書にて同意を得ることとされているか。	第6号	<input type="checkbox"/>
9	細胞提供者の代諾者の同意を得る場合、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書にて同意を得ることとされているか。又、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録が作成されているか。	第7号 第8号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
10	細胞提供者又は代諾者が同意した場合、当該細胞の提供に係る同意があった後、少なくとも30日間は、その同意を撤回することができる機会が確保されているか。	第9号	<input type="checkbox"/>
11	人の受精胚の提供を受ける場合、細胞提供者に対し、少なくとも30日間は人の胚性幹細胞の樹立に供することなく医療機関において当該細胞を保管し、細胞提供者に対し、当該者が同意を撤回することができる機会が確保されているか。	第10号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
12	人の受精胚の提供を受ける場合、受精胚は、必要な要件を満たしているか。	第11号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
13	細胞の提供は無償で行われているか。	第12号	<input type="checkbox"/>
14	細胞の提供を受ける際に、微生物等による汚染を防ぐために必要な措置が講じられているか。	第13号	<input type="checkbox"/>
15	提供を受けた細胞は、微生物等による汚染及び微生物等の存在に関する検査を行い、これらが検出されないことを必要に応じ確認しているか。	第14号	<input type="checkbox"/>
16	細胞の採取を行う場合、細胞の採取を優先し、医学的処置、手術及びその他の治療の方針を変更することにより採取された細胞でないこととなっているか。	第15号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
17	動物の細胞を用いる場合、必要な要件を満たしているか。	第16号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第33条（再生医療等を受ける者以外の者から細胞の採取を行う場合に同意が不要な場合）			

18	同意を得ることが困難な者から細胞採取を行う場合、必要な要件を満たしているか。	第1号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	--	-----	---

※省令第8条は細胞培養加工施設に関する項目が多岐に及ぶため後述

省令第8条の3（多施設共同研究）

19	再生医療等を多施設共同として行う場合、代表管理者が選任されているか。	第1項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	------------------------------------	-----	---

省令第8条の4（研究計画書）

20	研究として再生医療等を行う場合、省令第8条の4各号に掲げる事項を記載した研究計画書が作成されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	---	--	---

省令第8条の5（モニタリング）

21	研究として再生医療等を行う場合、研究計画書ごとにモニタリングに関する一の手順書が作成されているか。	第1項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	---	-----	---

省令第8条の6（監査）

22	研究として再生医療等を行う場合、必要に応じて、研究計画書ごとに監査に関する一の手順書が作成されているか。	第1項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	--	-----	---

省令第8条の8（利益相反管理計画の作成等）

23	研究として再生医療等を行う場合、第1項各号に掲げる関与についての適切な取扱いの基準（以下「利益相反管理基準」という。）を定めているか。	第1項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	---	-----	---

24	利益相反管理基準に基づく報告書の内容を踏まえ、第1項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（以下「利益相反管理計画」という。）を作成しているか。	第3項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
----	--	-----	---

省令第9条（再生医療等を行う医師又は歯科医師の要件）

25	再生医療等を行う医師又は歯科医師が専門的知識や臨床経験を有しているか。また、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理について教育及び訓練を受けているか。		<input type="checkbox"/>
----	--	--	--------------------------

省令第10条（再生医療等を行う際の責務）			
26	医師又は歯科医師は、再生医療等を行う際は、安全性及び妥当性について、科学的文献その他の関連する情報又は十分な実験の結果に基づき、倫理的及び科学的観点から検討しているか。	第1項	<input type="checkbox"/>
27	医師又は歯科医師は、特定細胞加工物を用いる場合、特定細胞加工物製造事業者にて特定細胞加工物の製造を行わせる際に、特定細胞加工物概要書に従った製造が行われるよう、必要な指示をしているか。	第2項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
28	医師又は歯科医師は、特定細胞加工物を用いる場合、特定細胞加工物が特定細胞加工物概要書に従って製造されたものか確認する等により、当該特定細胞加工物の投与の可否について決定することになっているか。	第3項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第11条（再生医療等を行う際の環境への配慮）			
29	医師又は歯科医師は、環境に影響を及ぼすおそれのある再生医療等を行う場合には、環境へ悪影響を及ぼさないよう必要な配慮をしているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第12条（再生医療等を受ける者の選定）			
30	研究として再生医療等を行う場合、病状、年齢その他の事情を考慮した上で、再生医療等を受ける者の選定をしているか。 （被験者保護の観点から適切かどうか。）		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第13条（再生医療を受ける者に対する説明及び同意）			
31	再生医療等を受ける者に対し、文書による同意を得ることにしているか。	第1項	<input type="checkbox"/>
	以下の事項（32-54）について、できる限り平易な表現を用い、文書により説明しているか。 （省令第13条第2項各号の記載内容については、医政研発1031第1号（平成31年4月1日最終改正）課長通知の内容を満たしているか。）	第2項	
32	提供する再生医療等の名称及び厚生労働大臣に再生医療等提供計画を提出している旨	第1号	<input type="checkbox"/>
33	再生医療等を提供する医療機関の名称並びに当該医療機関の管理者、実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名（再生医療等を多施設共同研究として行う場合にあっては、代表管理者の氏名及び当該再生医療等を行う他の医療機関の名称及び当該医療機関の管理者の氏名を含む。）	第2号	<input type="checkbox"/>

34	提供される再生医療等の目的及び内容	第3号	<input type="checkbox"/>
35	当該再生医療等に用いる細胞に関する情報	第4号	<input type="checkbox"/>
36	再生医療等を受ける者として選定された理由（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第5号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
37	当該再生医療等の提供により予期される利益及び不利益	第6号	<input type="checkbox"/>
38	再生医療等を受けることを拒否することは任意であること。	第7号	<input type="checkbox"/>
39	同意の撤回に関する事項	第8号	<input type="checkbox"/>
40	再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。	第9号	<input type="checkbox"/>
41	研究に関する情報公開の方法（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第10号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
42	再生医療等を受ける者又は代諾者の求めに応じて、研究計画書その他の研究の実施に関する資料を入手又は閲覧できる旨及びその入手又は閲覧の方法（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第11号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
43	再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項	第12号	<input type="checkbox"/>
44	試料等の保管及び廃棄の方法	第13号	<input type="checkbox"/>
45	研究に対する第8条の8第1項各号に規定する関与に関する状況（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第14号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
46	苦情及び問合せへの対応に関する体制	第15号	<input type="checkbox"/>
47	当該再生医療等の提供に係る費用に関する事項	第16号	<input type="checkbox"/>
48	他の治療法の有無及び内容並びに他の治療法により予期される利益及び不利益との比較	第17号	<input type="checkbox"/>

49	当該再生医療等の提供による健康被害に対する補償に関する事項（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第 18 号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
50	再生医療等を受ける者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該者に係るその知見（偶発的所見を含む。）の取扱い	第 19 号	<input type="checkbox"/>
51	再生医療等を受ける者から取得された試料等について、当該者から同意を受けるとき点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受けるとき点において想定される内容	第 20 号	<input type="checkbox"/>
52	当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項	第 21 号	<input type="checkbox"/>
53	研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第 32 条に規定する契約の内容（ <u>研究として再生医療等を行う場合に限る。</u> ）	第 22 号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
54	その他当該再生医療等の提供に関し必要な事項	第 23 号	<input type="checkbox"/>
省令第 14 条（再生医療を受ける者の代諾者に対する説明及び同意）			
55	代諾者に対する説明及び同意についても上記（省令第 13 条）の項目を満たしているか。	第 1 項	<input type="checkbox"/>
56	代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録を作成しているか。	第 2 項	<input type="checkbox"/>
省令第 32 条（再生医療を行う場合に説明及び同意が不要な場合）			
57	<u>同意を得ることが困難な者に再生医療等を行う場合、必要な要件を満たしているか。</u>	第 1 号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第 15 条（細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置）			
58	細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った際に、安全性の確保等を図るための必要な措置をとることとされているか。また、がん等の遅発性の有害事象発生を観察するためのフォローアップ計画が策定されているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 16 条（試料の保管）			

59	再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、細胞提供者又は細胞を採取した動物の細胞の一部等の試料を一定期間保管することとされているか。ただし、保管しないこと又は保管できないことについて、採取した細胞が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。	第1項	<input type="checkbox"/>
60	再生医療等を受ける者が感染症を発症した場合等の原因の究明のため、当該再生医療等に用いた細胞加工物の一部について、一定期間保管することとされているか。ただし、保管しないこと又は保管できないことについて、細胞加工物が微量である場合その他合理的な理由がある場合には、この限りでない。	第2項	<input type="checkbox"/>
61	前2項の規定により試料又は細胞加工物の一部を保管しようとするときは、あらかじめ、これらの保管期間終了後の取扱いを定めて、これらの定めにより必要な措置を講じることとされているか。	第3項	<input type="checkbox"/>
省令第17条（疾病等の発生の場合の措置）			
62	再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生を知ったときは、速やかにその旨を再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告することとされているか。 報告を受けた再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を多施設共同研究として行っている場合は、当該報告の内容を速やかに代表管理者に通知することとされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第35条（認定再生医療等委員会への疾病等の報告）			
63	再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生を知ったとき、認定再生医療等委員会に報告することとされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第36条（厚生労働大臣への疾病等の報告）			
64	再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生を知ったとき、厚生労働大臣に報告することとされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第18条（再生医療等の提供終了後の措置等）			
65	再生医療等の提供を終了した後においても、安全性及び科学的妥当性の確保の観点から、再生医療等の提供による疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされているか。		<input type="checkbox"/>
66	また、その結果を省令第17条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に対し、報告することとされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第19条（再生医療等を受ける者に関する情報の把握）			

67	再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、及び細胞加工物に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等が把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講じることとされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第20条（実施状況の確認）			
68	以下に定める者が、再生医療等がこの省令、再生医療等提供計画及び研究計画書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）に従い、適正に行われていることを随時確認するとともに、必要に応じて再生医療等の中止又は適正な実施を確保するために必要な措置を講じることとされているか。 (1) 第1種再生医療等又は第2種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者 (2) 第3種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者	第1項	<input type="checkbox"/>
69	実施責任者が、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に対して、再生医療等の提供の状況について、随時報告することとされているか。	第2項	<input type="checkbox"/>
省令第20条の2（不適合の管理）			
70	以下に定める者が、再生医療等がこの省令又は再生医療等提供計画に適合していない状態であると知ったときは、速やかにその旨を再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告することとされているか。 (1) 第1種再生医療等又は第2種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者 (2) 第3種再生医療等を行っている場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者 報告を受けた再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を多施設共同研究として行っている場合は、当該報告の内容を速やかに代表管理者に通知することとされているか。	第2項 第3項	<input type="checkbox"/>
71	不適合であって、特に重大なものが判明した場合においては、速やかに認定再生医療等委員会の意見を聴くこととされているか。	第4項	<input type="checkbox"/>
省令第21条（再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償を行う場合）			
72	研究として再生医療等を行う場合、再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償のために必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第22条（細胞提供者等に対する補償）			
73	再生医療等の提供を行う医療機関の管理者又は再生医療等に用いる細胞の提供を受ける医療機関等の管理者は、細胞提供者が再生医療等を受ける者以外の者である場合、当該細胞の提供に伴い生じた健康被害	第1項	<input type="checkbox"/>

	の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/> 該当なし
74	研究として再生医療等を行う場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等の提供に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じているか。	第2項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし
省令第23条（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）			
75	細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者が、保有する個人情報について匿名化を行う場合にあっては、必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行った上で、当該個人情報を取り扱うこととされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第25条（教育又は研修）			
76	再生医療等の提供を行う医療機関の管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しているか。	第1項	<input type="checkbox"/>
77	再生医療等を行う医師又は歯科医師その他の再生医療等に従事する者が、再生医療等を適正に行うために定期的に適切な教育又は研修を受け、情報収集に努めることとされているか。	第2項	<input type="checkbox"/>
省令第26条（苦情及び問合せへの対応）			
78	再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備を行うこととされているか。		<input type="checkbox"/>
省令第26条の3（個人情報の取扱い）			
79	研究として再生医療等を行う場合、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、個人情報の適正な取扱い方法を具体的に定めた実施規定を定めているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当なし

以下（番号 80～84）、再生医療等提供基準の審査項目には該当しないが、再生医療等提供機関に求められる事項

番号	確認事項	対応する 条項等	確認欄
省令第 34 条（再生医療等に関する記録及び保存）			
80	再生医療等に関する記録は、再生医療等を受けた者ごとに記録し保存することとなっているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 37 条（認定再生医療等委員会への定期報告）			
81	再生医療等の提供状況を認定再生医療等委員会に定期的に報告することとなっているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 38 条（厚生労働大臣への定期報告）			
82	再生医療等の提供状況を厚生労働大臣に定期的に報告することとなっているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 40 条（認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約）			
83	審査等業務を行わせることとした認定再生医療等委員会と、あらかじめ文書により契約を締結しているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 41 条（講じた措置についての認定再生医療等委員会への報告）			
84	認定再生医療等委員会から意見を受けて講じた再生医療等提供計画の変更その他の措置について、当該委員会に報告を行うこととなっているか。		<input type="checkbox"/>

2. 細胞培養加工施設の項目について

番号	確認事項	対応する 条項等	確認欄
省令第8条（特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法）			
85	当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書が作成されているか。	第1項	<input type="checkbox"/>
	再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、特定細胞加工物製造事業者に、法第44条（※）に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に関し遵守すべき事項に従って細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせているか。	第2項	
※以下、法第44条に規定する項目			
省令第92条（品質リスクマネジメント）			
86	製造管理及び品質管理を行う際に、品質リスクマネジメントの活用を考慮しているか。（細胞加工に用いる重要な原材料の品質管理受け入れ基準等を設けているか。また、加工に用いるウイルスベクターやプラスミド、タンパク質、mRNAなどの品質試験結果を保管しているか）		<input type="checkbox"/>
省令第93条（製造部門及び品質部門）			
87	施設管理者の監督の下に、製造管理に係る部門及び品質管理に係る部門を置いているか。	第1項	<input type="checkbox"/>
88	品質部門は製造部門から独立しているか。	第2項	<input type="checkbox"/>
省令第94条（施設管理者）			
89	施設管理者が、製造・品質管理業務を適切に総括及び管理監督できる体制が構築されているか。		<input type="checkbox"/>
省令第95条（職員）			
90	業務責任者の適切な配置がなされているか。また、製造・品質管理業務に従事する職員の人員を十分に確保し、その責務及び管理体制を文書により適切に定めているか。		<input type="checkbox"/>
省令第96条（特定細胞加工物標準書）			
91	特定細胞加工物ごとに、特定細胞加工物標準書を細胞加工施設ごとに作成し、保管するとともに、品質部門の承認を受けているか。		<input type="checkbox"/>
省令第97条（手順書等）			

92	細胞培養加工施設ごとに、衛生管理基準書、製造管理基準書及び品質管理基準書を作成し、これを保管しているか。	第1項 第2項 第3項	<input type="checkbox"/>
93	次に掲げる手順に関する文書を細胞培養加工施設ごとに作成し、これを保管しているか。 ① 細胞培養加工施設からの特定細胞加工物の提供の管理に関する手順 ② 省令第102条の検証又は確認に関する手順 ③ 特定細胞加工物の品質の照査に関する手順 ④ 省令第104条の変更の管理に関する手順 ⑤ 省令第105条の逸脱の管理に関する手順 ⑥ 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順 ⑦ 重大事態報告等に関する手順 ⑧ 自己点検に関する手順 ⑨ 教育訓練に関する手順 ⑩ 文書及び記録の管理に関する手順 ⑪ その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順	第4項	<input type="checkbox"/>
94	特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書を細胞培養加工施設に備え付けているか。	第5項	<input type="checkbox"/>
省令第98条（特定細胞加工物の内容に応じた構造設備）			
95	細胞培養加工施設の構造設備は、製造する特定細胞加工物の内容に応じ、適切なものであるか。		<input type="checkbox"/>
省令第99条（製造管理）			
96	製造部門に、手順書等に基づき、製造管理に係る業務を適切に行わせているか。特定細胞加工物に係る記録は、適切に保管されているか。		<input type="checkbox"/>
省令第100条（品質管理）			
97	品質部門に、手順書等に基づき特定細胞加工物の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせているか。また、特定細胞加工物に係る記録は、適切に保管されているか。さらに、手順書等に基づき、製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させているか。		<input type="checkbox"/>
省令第101条（特定細胞加工物の取扱い）			
98	品質部門に、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その結果を踏まえ、製造した特定細胞加工物の取扱いについて決定する業務を行わせているか。また、その業務は、当該業務を適正かつ円滑に実施		<input type="checkbox"/>

	し得る能力を有する者にさせているか。さらに、業務を行う者が当該業務を行う際に支障が生ずることがないようにしているか。		
省令第 102 条（検証又は確認）			
99	検証又は確認に関する手順書等に基づき、細胞培養加工施設の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証し、又は期待される結果を与えたことを確認し、これを文書とすることとしているか。また、その検証又は確認の結果に基づき、改善が必要な場合においては、所要の措置を採ることとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 103 条（特定細胞加工物の品質の照査）			
100	特定細胞加工物の品質の照査に関する手順書等に基づき、あらかじめ指定した者に、特定細胞加工物の品質の照査を行わせ、照査の結果について確認を受け、その確認の記録を作成・保管しているか。照査の結果に基づき、必要に応じて所要の措置を講じることとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 104 条（変更の管理）			
101	製造手順等について、特定細胞加工物の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、変更の管理に関する手順書等に基づき、適切な対応をとることとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 105 条（逸脱の管理）			
102	製造手順等からの逸脱が生じた場合は、逸脱の管理に関する手順書等に基づき、適切な対応をとることとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 106 条（品質等に関する情報及び品質不良等の処理）			
103	特定細胞加工物に係る品質等に関する情報を得た場合は、品質情報及び品質不良等の処理に関する手順書等に基づき、適切な対応をとることとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 107 条（重大事態報告等）			
104	特定細胞加工物の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置等を講ずるとともに、その旨を速やかに当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告することとしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 108 条（自己点検）			
105	自己点検に関する手順書等に基づき、定期的な自己点検等の業務を適切に行うこととしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 109 条（教育訓練）			
106	教育訓練に関する手順書等に基づき、製造管理及び品質管理等に関する必要な教育訓練を行うこととしているか。		<input type="checkbox"/>
省令第 110 条（文書及び記録の管理）			

107	文書及び記録の管理に関する手順書等に基づき、文書の承認、配付、保管等の業務を適切に行うこととしているか。		<input type="checkbox"/>
-----	--	--	--------------------------

再生医療等の名称：

認定再生医療等委員会の名称：

※指摘事項、意見等があれば、以下に記載してください。

番号	指摘事項、意見等の記載欄

特定認定再生医療等委員会申請書チェックリスト

日付: 年 月 日 申請者名: _____

確認者: _____

項目	内容	内容 確認欄	関係法令等
1. 認定申請書	① 以下のA～Hのいずれかに該当する団体である A 病院若しくは診療所の開設者 B 医学医師に関する学術団体 C 一般社団法人又は一般財団法人 D 特定非営利活動法人 E 学校法人(医療機関を有するものに限る) F 独立行政法人(医療の提供又は臨床研究法第2条第1項に規定する臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第17項に規定する治験の支援を業務とするものに限る) G 国立大学法人(医療機関を有するものに限る) H 地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る) ② 以下のA～Fを満たしている(上記のB～Dのいずれかに該当する団体の場合のみ) A 定款その他これに準ずるものにおいて、再生医療等委員会を設置する旨の定めがある B 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。Cにおいて同じ。)のうち医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれている C 役員に占める、「特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者」及び「特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者」の割合が、それぞれ3分の1以下である D 再生医療等委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有している E 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している F その他再生医療等委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがない		法第26条第1項、省令第42条第1項、記載要領「添付書類」について(3) 法第26条第1項 省令第42条第1項第1号 省令第42条第1項第2号 省令第42条第1項第3号 省令第42条第1項第4号 省令第42条第1項第5号 省令第42条第1項第6号 省令第42条第1項第7号 省令第42条第2項、記載要領「添付書類」について(4) 省令第42条第2項第1号、課長通知VI(1) 省令第42条第2項第2号 省令第42条第2項第3号イ、ロ、課長通知VI(2)(3) 省令第42条第2項第4号、課長通知VI(4) 省令第42条第2項第5号 省令第42条第2項第6号、課長通知VI(5) 法第26条第2項第5号、第4項第3号、記載要領1(1)① 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第2号、記載要領1(1)② 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③ 法第26条第2項第6号、記載要領1(2)
(1) 設置者	① 再生医療等委員会の開催頻度が記載されている ② 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていることが記載されている ③ 審査等業務を継続的に実施できる体制を有していることが記載されている ④ 手数料の額及びその算定方法が記載されている		法第26条第2項第5号、第4項第3号、記載要領1(1)① 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第2号、記載要領1(1)② 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③ 法第26条第2項第6号、記載要領1(2)
(2) 審査等業務を行う体制	① 手数料の算定の基準(手数料を徴収する場合のみ) ② 手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるように定めていることという。こと及び合理的なものであると判断した根拠が記載されている) ③ 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の手数料について記載している ④ 委員の略歴が添付されている ⑤ 以下A～Hの委員構成となっている A 【分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家】 当該領域に関する専門的知識・経験に基づき、教育又は研究を行っている者である B 【再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者】 再生医療等に関する専門的知識・経験に基づき、診療、教育又は研究を行っている者である C 【臨床医】 現に診療に従事している医師又は歯科医師であって、審査等業務を行うに当たって、医学的専門知識に基づいて評価・助言を与えることができる者である D 【細胞培養加工に関する識見を有する者】 細胞培養加工に関する教育若しくは研究を行っている者又は細胞培養加工施設における細胞培養加工に関する業務に携わっている者である E 【医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家】 医学又は医療分野における人権の尊重に関する業務を行った経験を有し、かつ法律に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者である F 【生命倫理に関する識見を有する者】 生命倫理に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者であり、かつ、医療機関内の倫理審査委員会の委員の経験者であることのみをもって、これに該当するとみなしていない G 【生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者】 生物統計等の臨床研究の方法論に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者である ⑥ 【A～G以外の一般の立場の者】 主に医学・薬学・歯学・その他の自然科学に関する専門的知識に基づいて教育、研究又は業務を行っている者以外の者であって、説明同意文書の内容が一般的に理解できる内容であるか等、再生医療等を受ける者及び細胞提供者の立場から意見を述べることができる者である		法第26条第3項第1号、記載要領「添付書類」について(1) 法第26条第4項第1号、省令第44条、記載要領3 省令第44条第1号、課長通知VI(8) 省令第44条第2号、課長通知VI(9) 省令第44条第3号、課長通知VI(10) 省令第44条第4号、課長通知VI(11) 省令第44条第5号、課長通知VI(12) 省令第44条第6号、課長通知VI(13) 省令第44条第7号、課長通知VI(14) 省令第44条第8号、課長通知VI(15) 法第26条第4項第2号 省令第46条第1項第1号 省令第46条第1項第2号、課長通知VI(19) 省令第46条第1項第3号、課長通知VI(20) 課長通知VI(7) 課長通知VI(7)
(3) 手数料の算定の基準(手数料を徴収する場合のみ)	① 手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるように定めていることという。こと及び合理的なものであると判断した根拠が記載されている) ② 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の手数料について記載している ③ 委員の略歴が添付されている ④ 以下A～Hの委員構成となっている A 【分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家】 当該領域に関する専門的知識・経験に基づき、教育又は研究を行っている者である B 【再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者】 再生医療等に関する専門的知識・経験に基づき、診療、教育又は研究を行っている者である C 【臨床医】 現に診療に従事している医師又は歯科医師であって、審査等業務を行うに当たって、医学的専門知識に基づいて評価・助言を与えることができる者である D 【細胞培養加工に関する識見を有する者】 細胞培養加工に関する教育若しくは研究を行っている者又は細胞培養加工施設における細胞培養加工に関する業務に携わっている者である E 【医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家】 医学又は医療分野における人権の尊重に関する業務を行った経験を有し、かつ法律に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者である F 【生命倫理に関する識見を有する者】 生命倫理に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者であり、かつ、医療機関内の倫理審査委員会の委員の経験者であることのみをもって、これに該当するとみなしていない G 【生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者】 生物統計等の臨床研究の方法論に関する専門的知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者である ⑥ 【A～G以外の一般の立場の者】 主に医学・薬学・歯学・その他の自然科学に関する専門的知識に基づいて教育、研究又は業務を行っている者以外の者であって、説明同意文書の内容が一般的に理解できる内容であるか等、再生医療等を受ける者及び細胞提供者の立場から意見を述べることができる者である		法第26条第3項第1号、記載要領「添付書類」について(1) 法第26条第4項第1号、省令第44条、記載要領3 省令第44条第1号、課長通知VI(8) 省令第44条第2号、課長通知VI(9) 省令第44条第3号、課長通知VI(10) 省令第44条第4号、課長通知VI(11) 省令第44条第5号、課長通知VI(12) 省令第44条第6号、課長通知VI(13) 省令第44条第7号、課長通知VI(14) 省令第44条第8号、課長通知VI(15) 法第26条第4項第2号 省令第46条第1項第1号 省令第46条第1項第2号、課長通知VI(19) 省令第46条第1項第3号、課長通知VI(20) 課長通知VI(7) 課長通知VI(7)
(4) 委員名簿	③ 委員の構成が、審査等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものとして以下のA～Eのすべてに適合する A 男女それぞれ2名以上含まれている B 設置者と利害関係を有しない者が2名以上含まれている C 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している者が半数未満となっている D 特定の区分の委員数に偏りが無い E 各委員が十分な社会的信用を有する者である		法第26条第4項第2号 省令第46条第1項第1号 省令第46条第1項第2号、課長通知VI(19) 省令第46条第1項第3号、課長通知VI(20) 課長通知VI(7) 課長通知VI(7)

2. 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程	
① 以下A～Dの再生医療等委員会の運営に関する事項(手数料を徴収する場合には、当該手数料の額及び算定方法に関する事項を含む。)が記載されている	課長通知VI(25)①(記載要領1(2))
A 法第26条第1項第1号～4号に相対する業務を行うこと	法第26条第1項第1号～4号
B 手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する以下ア～ウに掲げる事項	
ア 手数料の額及びその算定方法	法第26条第4項第4号、省令第48条、課長通知VI(24)
イ 手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるように定めていること)をいふこと及び合理的なものであると判断した根拠	法第26条第4項第4号、省令第48条、課長通知VI(24)、再生医療等の審査手数料の設定について(平成30年11月30日事務連絡)
ウ 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の手数料に関する事項	平成30年改正省令附則第2条第1項、再生医療等の審査手数料の設定について(平成30年11月30日事務連絡)
C 技術専門員の意見に関する以下ア～ウに掲げる事項	
ア 法第26条第1項第1号に規定する業務(法第5条第2項において準用する法第4条第2項の規定により意見を求められた場合において意見を述べざる業務を除く。)を行うに当たっては、技術専門員からの評価を確認すること	省令第64条の2第1項、課長通知VI(35)①
イ 審査等業務(ア)に掲げる業務を除く。)を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴くこと	省令第64条の2第2項、課長通知VI(35)②
ウ 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認すること	平成30年改正省令附則第2条第2項、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の附則について(平成31年1月31日事務連絡)
D 審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めること	省令第65条第2項、課長通知VI(40)
E 認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任すること及び当該者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加しないこと	省令第69条第1項・第2項、課長通知VI(43)
F 設置の目的	課長通知VI(1)
G 審査等業務の対象(「再生医療等の分類」)	法第7条、第11条
H 次に掲げる意見を述べたときの厚生労働大臣への報告に関する事項	省令第66条
ア 再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき	省令第66条第1項
イ 不適合であって、特に重大なものが判明した場合において、意見を述べたとき	省令第66条第2項
I 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を、書面により行う場合には、その方法に関する事項	平成30年改正省令附則第2条第3項、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の附則について(平成31年1月31日事務連絡)
② 提供中の再生医療等の継続的な審査に関する事項が記載されている	課長通知VI(25)②(法第26条第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③)
③ 以下のA、Bの会議の記録に関する事項が記載されている	課長通知VI(25)③
A 審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を備えること	省令第67条第1項、課長通知VI(42)
B 審査等業務の過程に関する記録を作成すること	省令第71条第1項、課長通知VI(45)
④ 以下A～Cの記録の保存に関する事項が記載されている	課長通知VI(25)④
A 審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を、最終の記載の日から十年間保存すること	省令第67条第2項
B 審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類、審査等業務の過程に関する記録(技術専門員からの評価書を含む。)及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しを、当該再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存すること	省令第71条第2項、課長通知VI(46)
C 再生医療等委員会認定申請書(省令様式第5)の写し、当該申請書の添付書類、審査等業務に関する規程及び委員名簿を、当該認定再生医療等委員会の廃止後十年間保存すること	省令第71条第3項、課長通知VI(47)
⑤ 以下A、Bの審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法が記載されている	課長通知VI(25)⑤
A 審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法	法第26条第4項第3号
B 認定再生医療等委員会の委員若しくは認定再生医療等委員会の審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該審査等業務に関し知り得た秘密を漏らさないこと	法第29条
⑥ 以下A～Cの委員及び技術専門員の審査等業務への参加の制限に関する事項が記載されている	課長通知VI(25)⑥
A 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者	省令第65条第1項第1号
B 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と ・同一の医療機関の診療科に属する者 ・過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法に規定する特定臨床研究及び医師主導治験に限る)を実施していた者	省令第65条第1項第2号、課長通知VI(38)
C A、Bのほか、 ・審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者 ・当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師 ・実施責任者 ・審査等業務の対象となる再生医療等に関する特定細胞加工物製造事業者 ・医薬品等製造販売事業者又はその特殊関係者 と密接な関係を有している者であって、当該審査等業務に参加することが適切でない者	省令第65条第1項第3号、課長通知VI(39)
⑦ 疾病等の報告を受けた場合の手術に関する事項が記載されている	課長通知VI(25)⑦(省令第35条)

⑧	以下A、Bの簡便な審査及び緊急審査を行う場合においては、当該審査の手續に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑧ 省令第64条の2第3項、課長通知VI(36) 省令第64条の2第4項、課長通知VI(37)
	A 簡便な審査等に関する事項			
	B 緊急審査に関する事項			
⑨	以下A～Cの情報の公表に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑨ 省令第49条第4号、課長通知VI(26) 省令第71条第1項、課長通知VI(45) 省令第71条の2
	A 審査等業務に関する規程、委員名簿その他再生医療等委員会の認定に関する事項及び審査等業務の過程に関する記録に関する事項をデータベースへ記録することにより公表すること			
	B 審査等業務の過程に関する概要を、認定再生医療等委員会のホームページで公表すること			
	C 認定再生医療等委員会の審査手数料、開催日程及び受付状況を公表すること			
⑩	以下A、Bの認定再生医療等委員会を廃止する場合に必要な措置に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑩ 課長通知VI(30)
	A 認定委員会廃止届書(省令様式第13)を提出しようとする場合は、あらかじめ、地方厚生局に相談すること			
	B 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会廃止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に通知すること			
	C 認定医療等委員会を廃止した後の手續に関する以下の事項			
	ア 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、認定再生医療等委員会を廃止したことを通知すること			
	イ 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関における再生医療等の提供又はその継続に影響を及ぼさないように、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講ずること			
⑪	以下A～Cの苦情及び問合せに対するための手順その他の必要な体制の整備に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑪ 法第26条第4項第5号、省令第49条 省令第49条第1号
	A 審査等業務の適切な実施のために必要なものとして、以下ア～エを満たすこと			
	ア 委員長を置く			
	イ 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されている			
	ウ 審査等業務を継続的に実施できる体制を有する			
	エ 苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置している			
	B 特定認定再生医療等委員会の構成要件及び構成基準を満たすこと			
	C 審査等業務を行う際に、以下ア～オを満たすこと			
	ア 5名以上の委員が出席する			
	イ 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席する			
	ウ 以下a～dの者がそれぞれ1名以上出席する			
	a 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者			
	b 細胞培養加工に関する識見を有する者			
	c 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者			
	d 一般の立場の者			
	エ 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む)と利害関係を有しない委員が過半数含まれる			
	オ 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれている			
⑫	委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者の教育又は研修に関する事項が記載されている			省令第63条第1項第4号、課長通知VI(31) 省令第63条第1項第5号、課長通知VI(32)
⑬	①～⑫に掲げるもののほか、再生医療等委員会が独立した公正な立場における審査等業務を行うために必要な事項が記載されている			課長通知VI(25)⑬(省令第70条、課長通知VI(44)) 課長通知VI(25)⑭

※ 平成30年改正省令の経過措置期間：2019年4月1日から2020年3月31日まで。

[用いた略語]
法：再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
省令：再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)
平成30年改正省令：再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第140号)
課長通知：「再生医療等の安全性の確保等に関する法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の取扱いについて」(平成31年1月31日事務連絡)
記載要領：「再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について」(平成31年1月31日事務連絡)

認定再生医療等委員会申請書チェックリスト

日付: 年 月 日 申請者名: _____

確認者: _____

項目	内容	内容確認欄	関係法令等
1. 認定申請書	① 以下のA～Hのいずれかに該当する団体である A 病院若しくは診療所の開設者 B 医学医術に関する学術団体 C 一般社団法人又は一般財団法人 D 特定非営利活動法人 E 学校法人(医療機関を有するものに限る) F 独立行政法人(医療の提供又は臨床研究法第2条第1項に規定する臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験の支援を業務とするものに限る) G 国立大学法人(医療機関を有するものに限る) H 地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る) ② 以下のA～Fを満たしている(上記のB～Dのいずれかに該当する団体の場合のみ) A 定款その他これに準ずるものにおいて、再生医療等委員会を設置する旨の定めがある B 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。Cにおいて同じ。)のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれている C 役員に占める、「特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者」及び「特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者」の割合が、それぞれ3分の1以下である D 再生医療等委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足る財産的基礎を有している E 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している F その他再生医療等委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがない		法第26条第1項、省令第42条第1項、記載要領「添付書類」について(3) 法第26条第1項 省令第42条第1項第1号 省令第42条第1項第2号 省令第42条第1項第3号 省令第42条第1項第4号 省令第42条第1項第5号 省令第42条第1項第6号 省令第42条第1項第7号 省令第42条第2項、記載要領「添付書類」について(4) 省令第42条第2項第1号、課長通知VI(1) 省令第42条第2項第2号 省令第42条第2項第3号イ、ロ、課長通知VI(2)(3) 省令第42条第2項第4号、課長通知VI(4) 省令第42条第2項第5号 省令第42条第2項第6号、課長通知VI(5) 法第26条第2項第5号、第4項第3号、記載要領1(1)① 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第2号、記載要領1(1)② 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③ 法第26条第2項第6号、記載要領1(2)
(1) 設置者	① 再生医療等委員会の開催頻度が記載されている ② 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていることが記載されている ③ 審査等業務を継続的に実施できる体制を有していることが記載されている ④ 手数料の額及びその算定方法が記載されている		法第26条第2項第5号、第4項第3号、記載要領1(1)① 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第2号、記載要領1(1)② 法第26条第2項第5号、第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③ 法第26条第2項第6号、記載要領1(2)
(2) 審査等業務を行う体制	① 手数料の額及びその算定方法が記載されている		法第26条第2項第6号、記載要領1(2)
(3) 手数料の算定の基準(手数料を徴収する場合のみ)	① 手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるように定めていること)及び合理的なものと判断した根拠が記載されている ② 【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の手数料について記載している ③ 委員の略歴が添付されている		法第26条第4項第4号、省令第48条、課長通知VI(24)、記載要領1(2)、再生医療等の審査手数料の設 定について(平成30年11月30日事務連絡) 平成30年改正省令附則第2条第1項、再生医療等の審査手数料の設 定について(平成30年11月30日事務連絡) 法第26条第3項第1号、記載要領「添付書類」について(1) 法第26条第4項第1号、省令第45条、記載要領3
(4) 委員名簿	① 委員の構成が、審査等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものとして以下のA～Fのすべてに適合する A 委員が5名以上である B 男女それぞれ1名以上含まれている C 設置者と利害関係を有しない者が2名以上含まれている D 同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している者が半数未満となっている E 特定の区分の委員数に偏りがない F 各委員が十分な社会的信用を有する者である		省令第45条第1号、課長通知VI(16) 省令第45条第2号、課長通知VI(17) 省令第45条第3号、課長通知VI(18) 法第26条第4項第2号 省令第47条第1項第1号、課長通知VI(21) 省令第47条第1項第2号 省令第47条第1項第3号、課長通知VI(22) 省令第47条第1項第4号、課長通知VI(23) 課長通知VI(7) 課長通知VI(7)

2. 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程				
①	以下A～Iの再生医療等委員会の運営に関する事項(手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する事項を含む。)が記載されている			課長通知VI(25)①(記載要領1(2))
A	法第26条第1項第1号～4号に掲げる業務を行うこと			法第26条第1項第1号～4号
B	手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する以下ア～ウに掲げる事項			
ア	手数料の額及びその算定方法			法第26条第4項第4号、省令第48条、課長通知VI(24)
イ	手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるように定めていることという。)こと及び合理的なものであると判断した根拠			法第26条第4項第4号、省令第48条、課長通知VI(24)、再生医療等の審査手数料の設定について(平成30年11月30日事務連絡)
ウ	【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行う際の審査手数料に関する事項			平成30年改正省令附則第2条第1項、再生医療等の審査手数料の設定について(平成30年11月30日事務連絡)
C	技術専門員の意見に関する以下ア～ウに掲げる事項			
ア	法第26条第1項第1号に規定する業務(法第5条第2項において準用する法第4条第2項の規定により意見を求められた場合において意見を述べざる業務を除く。)を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認すること			省令第64条の2第1項、課長通知VI(35)①
イ	審査等業務(ア)に掲げる業務を除く。)を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴くこと			省令第64条の2第2項、課長通知VI(35)②
ウ	【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認すること			平成30年改正省令附則第2条第2項、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の附則について(平成31年〇月〇日事務連絡)
D	審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めること			省令第65条第2項、課長通知VI(40)
E	認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任すること及び当該者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加しないこと			省令第69条第1項・第2項、課長通知VI(43)
F	設置の目的			課長通知VI(1)
G	審査等業務の対象(「第三種再生医療等のみ」)			法第7条、第11条
H	次に掲げる意見を述べたときの厚生労働大臣への報告に関する事項			省令第66条
ア	再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき			省令第66条第1項
イ	不適合であって、特に重大なものが判明した場合において、意見を述べたとき			省令第66条第2項
I	【平成30年改正省令の経過措置期間中に審査を行う場合】(※) 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査等業務を、書面により行う場合には、その方法に関する事項			平成30年改正省令附則第2条第3項、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の附則について(平成31年〇月〇日事務連絡)
②	提供中の再生医療等の継続的な審査に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)②(法第26条第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③)
③	以下のA、Bの会議の記録に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)③
A	審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を備えること			省令第67条第1項、課長通知VI(42)
B	審査等業務の過程に関する記録を作成すること			省令第71条第1項、課長通知VI(45)
④	以下A～Cの記録の保存に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)④
A	審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を、最終の記載の日から十年間保存すること			省令第67条第2項
B	審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類、審査等業務の過程に関する記録(技術専門員からの評価書を含む。)及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しを、当該再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存すること			省令第71条第2項、課長通知VI(46)
C	再生医療等委員会認定申請書(省令様式第5)の写し、当該申請書の添付書類、審査等業務に関する規程及び委員名簿を、当該認定再生医療等委員会の廃止後十年間保存すること			省令第71条第3項、課長通知VI(47)
⑤	以下A、Bの審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法が記載されている			課長通知VI(25)⑤
A	審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法			法第26条第4項第3号
B	認定再生医療等委員会の委員若しくは認定再生医療等委員会の審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該審査等業務に関し知り得た秘密を漏らさないこと			法第29条
⑥	以下A～Cの委員及び技術専門員の審査等業務への参加の制限に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑥
A	審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者			省令第65条第1項第1号
B	審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と ・同一の医療機関の診療科に属する者 ・過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法に規定する特定臨床研究及び医師主導治験に限る)を実施していた者			省令第65条第1項第2号、課長通知VI(38)
C	審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者 ・実施責任者 ・審査等業務の対象となる再生医療等に関する特定細胞加工物製造事業者 ・医薬品等製造販売事業者又はその特殊関係者 と密接な関係を有している者であって、当該審査等業務に参加することが適切でない者			省令第65条第1項第3号、課長通知VI(39)
⑦	疾病等の報告を受けた場合の手術に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑦(省令第35条)

⑧ 以下A、Bの簡便な審査等及び緊急審査を行う場合においては、当該審査の手続に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑧ 省令第64条の2第3項、課長通知VI(36) 省令第64条の2第4項、課長通知VI(37)
A 簡便な審査等に関する事項			
B 緊急審査に関する事項			
⑨ 以下A～Cの情報の公表に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑨ 省令第49条第4号、課長通知VI(26) 省令第71条第1項、課長通知VI(45) 省令第71条の2
A 審査等業務に関する規程、委員名簿その他再生医療等委員会の認定に関する事項及び審査等業務の過程に関する記録に関する事項をデータベースへ記録することにより公表すること			
B 審査等業務の過程に関する概要を、認定再生医療等委員会のホームページで公表すること			
C 認定再生医療等委員会の審査手数料、開催日程及び受付状況を公表すること			
⑩ 以下A、Bの認定再生医療等委員会を廃止する場合には、あらかじめ、地方厚生局に相談すること			課長通知VI(25)⑩ 課長通知VI(30) 省令第59条第2項
A 認定委員会廃止届書(省令様式第13)を提出しようとする場合は、あらかじめ、地方厚生局に相談すること			
B 認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会廃止届書を提出しようとする場合は、あらかじめ、その旨を当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に通知すること			
C 認定医療等委員会を廃止した後の手続に関する以下の事項			省令第60条 省令第60条第1項 省令第60条第2項、課長通知VI(30)
ア 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、認定再生医療等委員会を廃止したことを通知すること			
イ 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、当該医療機関における再生医療等の提供又はその継続に影響を及ぼさないように、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講ずること			
⑪ 以下A～Cの苦情及び問合せに対応するための手順その他の必要な体制の整備に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑪ 法第26条第4項第5号、省令第49条 省令第49条第1号 省令第49条第2号 省令第49条第5号 省令第49条第6号 省令第45条(構成要件)、課長通知VI(7)・(16)～(18) 省令第47条(構成基準)、課長通知VI(21)・(22)
A 審査等業務の適切な実施のために必要なものとして、以下ア～エを満たすこと			
ア 委員長を置く			
イ 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されている			
ウ 審査等業務を継続的に実施できる体制を有する			
エ 苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置している			
B 認定再生医療等委員会の構成要件及び構成基準を満たすこと			
C 審査等業務を行う際に、以下ア～オを満たすこと			省令第64条
ア 5名以上の委員が出席する			省令第64条第1項第1号 省令第64条第1項第2号 省令第64条第1項第3号
イ 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席する			省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ
ウ 以下a～dの者がそれぞれ1名以上出席する			省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ 省令第64条第1項第3号イ
a 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者			
b aのうち、医師又は歯科医師			
c 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者			
d 一般の立場の者			
エ 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む)と利害関係を有しない委員が過半数含まれる			省令第64条第1項第4号、課長通知VI(33) 省令第64条第1項第5号、課長通知VI(34)
オ 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれている			
⑫ 委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者の教育又は研修に関する事項が記載されている			課長通知VI(25)⑫(省令第70条、課長通知VI(44))
⑬ ①～⑫に掲げるもののほか、再生医療等委員会が独立した公正な立場における審査等業務を行うために必要な事項が記載されている			課長通知VI(25)⑬

※ 平成30年改正省令の経過措置期間：2019年4月1日から2020年3月31日まで。

[用いた略語]
 法:再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
 省令:再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)
 平成30年改正省令:再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第140号)
 課長通知:「再生医療等の安全性の確保等に関する法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の取扱いについて」(平成26年10月31日付け医政研発1031第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)
 記載要領:「再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について」(平成31年〇月〇日事務連絡)

細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト

細胞培養加工施設の名称： _____

記入年月日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1	作業所	照明及び換気	<input type="checkbox"/>	適切であり、かつ、清潔である		
		常時居住する場所及び不潔な場所との区別	<input type="checkbox"/>	明確に区別されている		
		面積	<input type="checkbox"/>	作業を行うのに支障のない面積を有している		
		防じん、防虫及び防そのための構造又は設備	<input type="checkbox"/>	有している		
		廃水及び廃棄物の処理を要する設備又は器具	<input type="checkbox"/>	備えている		
		有毒ガスの処理に要する設備 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/>	有している	<input type="checkbox"/>	有毒ガスを取扱わない
2	作業室	出入口の構造 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/>	屋外に直接面する出入口（非常口を除く）なし	<input type="checkbox"/>	上記以外（屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有する）
		出入口及び窓	<input type="checkbox"/>	閉鎖することができる		
		排水設備の構造	<input type="checkbox"/>	汚染を防止するために必要な構造である		
		天井の構造	<input type="checkbox"/>	ごみの落ちるおそれのない構造である		
		室内のパイプ、ダクト等の設備 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/>	表面にごみがたまらない構造である	<input type="checkbox"/>	上記以外（清掃が容易な構造である）
3	作業室又は作業管理区域	温度及び必要に応じて湿度の維持管理ができる構造及び設備	<input type="checkbox"/>	有している		
4	清浄度管理区域	天井、壁及び床の表面	<input type="checkbox"/>	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである	<input type="checkbox"/>	清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである
		設備及び器具	<input type="checkbox"/>	滅菌又は消毒が可能なものである		
		排水設備の構造	<input type="checkbox"/>	有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである		
		排水口の設置状況 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/>	排水口を設置していない	<input type="checkbox"/>	上記以外（作業室の汚染を防止するために必要な構造である）
5	無菌操作等区域	天井、壁及び床の表面 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/>	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである	<input type="checkbox"/>	上記以外（無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保できるものである）
		設備及び器具	<input type="checkbox"/>	滅菌又は消毒が可能なものである		
		排水設備の構造	<input type="checkbox"/>	有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである		
		排水口の設置	<input type="checkbox"/>	設置していない		
		流しの設置	<input type="checkbox"/>	設置していない		

6	動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定細胞加工物の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域 (いずれかを選択)		<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物の製造を行う他の区域から明確に区別されており、かつ、空気処理システムが別系統にされている <input type="checkbox"/> 該当しない
7	無菌操作を行う区域	構造及び設備 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> フィルターにより処理された清浄な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する <input type="checkbox"/> 上記以外（無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保できる）
8	病原性を持つ微生物を取り扱う区域 (いずれかを選択)		<input type="checkbox"/> 適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する <input type="checkbox"/> 該当しない
9	無菌操作等区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備		<input type="checkbox"/> 有している
10	空気処理システムの構造		<input type="checkbox"/> 微生物等による特定細胞加工物等の汚染を防止するために適切な構造のものである
11	配管、バルブ及びベント・フィルターの構造		<input type="checkbox"/> 使用の目的に応じ、容易に清掃又は滅菌ができる
12	製造又は試験検査に使用する動物を管理する施設 (いずれかを選択)		<input type="checkbox"/> 動物を管理する施設を備えている <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用動物を検査する区域が、他の区域から隔離されている <input type="checkbox"/> 害虫の侵入のおそれのない飼料の貯蔵設備を有している <input type="checkbox"/> 製造に使用する動物の飼育室と試験検査に使用する動物の飼育室をそれぞれ有している <input type="checkbox"/> 使用動物の飼育室は、他の区域と空気処理システムが別系統にされている（野外での飼育が適当と認められる動物以外の場合のみ必須） <input type="checkbox"/> 接種室は動物の剖検室と分離されている（使用動物に抗原等を接種する場合のみ必須） <input type="checkbox"/> 動物を管理する施設は備えていない
13	貯蔵設備		<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物等及び資材を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有する <input type="checkbox"/> 恒温装置、温度計その他必要な計器を備えたものである
14	試験検査の設備及び器具 (施設内の設備を使用し、かつ他の試験検査設備又は試験検査機関等を使用する場合は、両方を選択)		<input type="checkbox"/> 施設内に備えている <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 密封状態検査の設備及び器具を備えている（密封状態検査を行う必要がある場合のみ必須） <input type="checkbox"/> 異物検査の設備及び器具を備えている <input type="checkbox"/> 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設備及び器具を備えている <input type="checkbox"/> 無菌試験の設備及び器具を備えている <input type="checkbox"/> 発熱性物質試験の設備及び器具を備えている（発熱性物質試験を行う必要がある場合のみ必須） <input type="checkbox"/> 生物学的試験の設備及び器具を備えている（生物学的試験を行う必要がある場合のみ必須） <input type="checkbox"/> 他の試験検査設備又は試験検査機関等を利用する

事 務 連 絡

令和2年12月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法の統一書式について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛に事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和2年12月25日各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究法の統一書式について

臨床研究法（平成29年法律第16号）の統一書式については、「臨床研究法の統一書式について」（平成31年3月28日厚生労働省医政局研究振興課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、統一書式について別添のとおり見直しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

（※） 「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されています。

<別添>

臨床研究法 統一書式一覧

番号	資料名
書式 1	研究分担医師リスト
書式 2	新規審査依頼書
書式 3	変更審査依頼書
書式 4	審査結果通知書
書式 5	定期報告書
書式 6	(欠番)
書式 7	重大な不適合報告書
書式 8	医薬品の疾病等報告書
書式 9	医療機器の疾病等又は不具合報告書
書式 10	再生医療等製品の疾病等又は不具合報告書
書式 11	中止通知書
書式 12	終了通知書
書式 13	認定臨床研究審査委員会の意見報告書
書式 14	軽微変更通知書
詳細記載用書式	書式 8～10 の詳細記載用
参考書式 1	技術専門員評価書
参考書式 2	実施医療機関の要件
参考書式 3	技術専門員就任依頼書
参考書式 4	履歴書

統一書式とは

臨床研究法（平成29年法律第16号）に基づいて実施する臨床研究において、研究責任医師及び認定臨床研究審査委員会が審査意見業務に対応する場合に、省令様式及び通知書式と併せて用いる推奨書式である。

統一書式に関する記載上の留意事項

1. 統一書式のポイント

- ① 臨床研究法に基づく臨床研究を対象としている。
- ② 臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に基づいた内容である。
- ③ 臨床研究法を実施する全ての実施医療機関、認定臨床研究審査委員会で使用できる。
- ④ 研究責任医師及び認定臨床研究審査委員会が審査意見業務に対応する場合に、省令様式及び通知書式と併せて用いる推奨書式である。
- ⑤ 電磁的記録で作成、保存することも可能とする。電磁的記録で保存する場合は、見読性を確保したまま保存するよう留意する。

2. 全般

- ① 年は、西暦で記載すること。
- ② 整理番号は、各医療機関で必要に応じて記載する。
- ③ 研究の期間は、研究計画書に記載された研究の期間を記載する。
- ④ 記載欄以外に記載が必要な場合は、当該欄に“別紙のとおり”等と記載し、別紙として添付してよい。別紙については、必要な情報が適切かつ明確である限りにおいて、形式は問わない。
- ⑤ 「参考書式」は、必ずしもその使用によらずとも他の方法により運用が可能な書式である。実務上、多様な書式作成が想定されるため、効率化の観点から参考として作成した書式である。

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

研究分担医師リスト

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究において、下に示す者に研究分担医師として臨床研究業務を分担したく提出いたします。

記

実施計画番号*1 (JRCT番号)	
研究名称	

研究分担医師の氏名、所属部署又は職名及び分担業務の内容

氏名	所属部署又は職名	分担業務の内容
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()
		<input type="checkbox"/> 臨床研究業務全般 <input type="checkbox"/> ()

*1：新規審査依頼時は記載不要。

注) 本書式は、研究責任医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。多施設共同研究の場合は、実施医療機関ごとに研究責任医師が作成した本書式を研究代表医師が取りまとめて認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

新規審査依頼書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究の実施の適否について、審査を依頼いたします。

記

研究名称	
研究の予定期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
研究の区分	<input type="checkbox"/> 特定臨床研究 (<input type="checkbox"/> 医薬品等製造販売業者等からの資金提供有り <input type="checkbox"/> 未承認 <input type="checkbox"/> 適応外)
	<input type="checkbox"/> 非特定臨床研究
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品
多施設共同研究	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (計 医療機関)

添付資料一覧

資料名	作成年月日	版表示
<input type="checkbox"/> 実施計画 (省令様式第1)	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研究計画書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 補償の概要 (口説明文書に含む)	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書 (口研究計画書に含む)	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書 (口研究計画書に含む)	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理基準 (様式A)	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理計画 (様式E)	西暦 年 月 日 ^{*2}	
<input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト	西暦 年 月 日 ^{*2}	
<input type="checkbox"/> 統計解析計画書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他 ^{*3}	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	

*1: 説明文書、研究計画書に含む場合には、記載しない。

*2: 複数機関分提出する場合には、記載しない。その場合、添付した機関数を記載すること。

*3: 該当する資料がある場合には、「その他」をチェックするとともに資料名を記載する。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

注) 添付資料一覧は、添付する資料名をチェックするとともに、それを特定するために必要な作成年月日及び版表示を記載する。

変更審査依頼書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり変更したく、変更後の臨床研究の実施の適否について審査を依頼いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)						
研究名称						
変更文書	<input type="checkbox"/> 実施計画(省令様式第1) (<input type="checkbox"/> 主要評価項目報告書の提出) <input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書 <input type="checkbox"/> 補償の概要 <input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書 <input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書 <input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 <input type="checkbox"/> 利益相反管理基準(様式A) <input type="checkbox"/> 利益相反管理計画(様式E) <input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト <input type="checkbox"/> 統計解析計画書 <input type="checkbox"/> その他()					
変更内容 *1	変更事項	変更前		変更後		変更理由
			版表示		版表示	
添付資料*2						
備考						

*1: 「変更内容」は、「別紙のとおり」と記載の上、別紙や実施計画事項変更届出書(省令様式第2)の内容を添付して差し支えない。

*2: 主要評価項目報告書を提出する場合は、添付すること。

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

審査結果通知書

研究責任（代表）医師

（医療機関名）

（所属・職名）

（氏名）

殿

認定臨床研究審査委員会

（委員会名） 委員長

担当地方厚生局：（地方厚生局名）

審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知いたします。

記

実施計画番号*1 (JRCT番号)	
研究名称	
審査事項	<input type="checkbox"/> 臨床研究の実施の適否（新規審査依頼書（西暦 年 月 日付）） <input type="checkbox"/> 臨床研究の継続の適否 <input type="checkbox"/> 実施計画の変更（変更審査依頼書（西暦 年 月 日付）） （ <input type="checkbox"/> 主要評価項目報告書の提出） <input type="checkbox"/> 疾病等報告 （ <input type="checkbox"/> 医薬品疾病等報告書（西暦 年 月 日付）） （ <input type="checkbox"/> 医療機器疾病等又は不具合報告書（西暦 年 月 日付）） （ <input type="checkbox"/> 再生医療等製品疾病等又は不具合報告書（西暦 年 月 日付）） <input type="checkbox"/> 定期報告（定期報告書（西暦 年 月 日付）） <input type="checkbox"/> 重大な不適合（重大な不適合報告書（西暦 年 月 日付）） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 臨床研究の中止（中止通知書（西暦 年 月 日付）） <input type="checkbox"/> 臨床研究の終了（終了通知書（西暦 年 月 日付））
審査区分	<input type="checkbox"/> 委員会審査（審査日：西暦 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 簡便な審査（審査日：西暦 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 緊急な審査（審査日：西暦 年 月 日）
審査結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 継続審査
「承認」以外の 場合の理由等	
意見*2	
備考*3	

*1：新規審査依頼時は記載不要。

*2：新規審査に係る臨床研究の実施の適否及び実施計画の変更に係る臨床研究の継続の適否以外の審査意見業務について「意見」がある場合は、認定臨床研究審査委員会は、認定臨床研究審査委員会の意見報告書（統一書式13）にて地方厚生局へ報告する。

*3：意見以外の研究責任医師への連絡事項がある場合には、記載すること。

注）本書式は認定臨床研究審査委員会 委員長が作成し、研究責任（代表）医師に提出する。

承認資料

資料名	作成年月日	版表示
<input type="checkbox"/> 実施計画（省令様式第1）	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研究計画書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 補償の概要（ <input type="checkbox"/> 説明文書を含む）	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書（ <input type="checkbox"/> 研究計画書を含む）	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書（ <input type="checkbox"/> 研究計画書を含む）	西暦 年 月 日 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理基準（様式A）	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 利益相反管理計画（様式E）	西暦 年 月 日 ^{*2}	
<input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト	西暦 年 月 日 ^{*2}	
<input type="checkbox"/> 統計解析計画書 ※作成した場合に限る。	西暦 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他 ^{*3}	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	

*1：説明文書、研究計画書を含む場合には、記載しない。

*2：複数機関分提出する場合には、記載しない。その場合、添付した機関数を記載すること。

*3：該当する資料がある場合には、「その他」をチェックするとともに資料名を記載する。

注）承認資料一覧については、認定委員会における管理上必要がある場合に使用すること。

委員リスト

氏名	所属	性別	構成要件	出欠	備考

- ・ 性別：男/女を記載
- ・ 構成要件：以下の番号を記載
 - 1 医学又は医療の専門家
 - 2 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
 - 3 1及び2に掲げる者以外の一般の立場の者
- ・ 出欠：以下の記号を記載
 - （出席し、かつ当該研究等に関与しない委員）
 - －（出席したが、当該研究等に関与するため審議及び採決に参加しない委員）
 - ×（欠席した委員）
- ・ 以下の要件を確認し☑する
 - 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満である。
 - 委員会設置者の所属機関に属しない者が2名以上含まれている

評価書を提出した技術専門員の専門分野

専門分野		備考
<input type="checkbox"/> 対象疾患領域	<input type="checkbox"/> 臨床薬理学	
<input type="checkbox"/> 生物統計家	<input type="checkbox"/> 医療機器	
<input type="checkbox"/> 再生医療	<input type="checkbox"/> その他：_____	

注) 委員リスト等については、認定委員会における管理上必要がある場合に使用すること。

定期報告書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究における実施状況を以下のとおり報告いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
報告期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
添付資料*1	<input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 説明文書、同意文書 <input type="checkbox"/> 補償の概要 <input type="checkbox"/> 医薬品等の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 疾病等が発生した場合の対応に関する手順書 <input type="checkbox"/> モニタリングに関する手順書 <input type="checkbox"/> 監査に関する手順書 <input type="checkbox"/> 利益相反管理基準(様式A) <input type="checkbox"/> 利益相反管理計画(様式E) <input type="checkbox"/> 研究分担医師リスト <input type="checkbox"/> 統計解析計画書 <input type="checkbox"/> その他()
実施状況*2	<ol style="list-style-type: none"> 当該臨床研究に参加した臨床研究の対象者の数 当該臨床研究に係る疾病等の発生状況及びその後の経過 当該臨床研究に係るこの省令又は研究計画書に対する不適合の発生状況及びその後の対応 当該臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価 当該臨床研究に対する第21条第1項各号に規定する関与(利益相反)に関する事項

*1:「添付資料」は認定臨床研究審査委員会が最新のものを有していないものに限る(変更審査が必要な資料については、別途変更審査依頼をすること)。

*2:「実施状況」は別紙(形式は問わない)の添付も差し支えない。

注)本書式は研究責任(代表)医師が作成し認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

- 注)「対象者の数」については、研究実施期間における実施予定症例数、同意取得症例数、実施症例数、完了症例数、中止症例数及び補償を行った件数を記載すること。
- 注)「疾病等の発生状況及びその後の経過」について、既に報告及び審査されているものも含め、臨床研究全体としての疾病等の発生状況を要約して簡潔に記載すること。
- 注)「安全性及び科学的妥当性についての評価」とは、疾病等の発生状況及びその後の経過、不適合事案の発生状況及びその後の対応等を含む臨床研究の実施状況並びに当該期間中に発表された研究報告等における当該臨床研究に用いる医薬品等に関連する有効又は無効の情報を踏まえ、当該臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価について記載すること。
- 注)定期報告を行う時点における規則第 21 条第 1 項各号に規定する関与（利益相反）に関する事項を再度確認し、利益相反管理基準及び利益相反管理計画を提出すること。当該時点における確認の結果、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に変更がない場合には、その旨を認定臨床研究審査委員会に報告すること。

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

重大な不適合報告書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任 (代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり重大な不適合がありましたので、報告いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	

実施医療機関名/ 対象者識別コード*1	
------------------------	--

不適合の内容*2 (資料名 (添付する場合) を併記)	不適合が発生した理由、再発防止策等

*1: 対象者識別コードは、研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とする。研究全体に関わる事項は(全機関)と記載する。

*2: 発生日時、発生場所、臨床研究の対象者の影響を含めて記載する。

注) 本書式は研究責任 (代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

医薬品の疾病等報告書（第 報）

認定臨床研究審査委員会
（委員会名） 委員長 殿

研究責任（代表）医師
（医療機関名）
（所属・職名）
（氏名）

下記の医薬品の臨床研究において、以下のとおり疾病等を認めたので報告いたします。
記

臨床研究に用いた医薬品の販売名又は一般名	実施計画番号 (JRCT番号)
研究名称	

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード*1	

*1：研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者（親）の識別コードとする。

医薬品医療機器総合機構への報告

あり：PMDA報告（通知別紙様式2-1）を添付*2
なし

*2：通知別紙様式2-1を添付する場合は「疾病等発現者の情報」以降の記載は不要

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児	体重： kg 身長： cm	生年月日（西暦年/月/日）： / / 年齢： 歳（胎児週齢 週）	研究対象者の体質（過敏症素因等） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）
	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日（西暦年/月/日）： / / （胎児に疾病等が発現した時点の妊娠期間： 週）	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり（統一書式 別様式） なし

疾病等名（診断名） 医薬品に対する予測の可能性	疾病等発現日 （西暦年/月/日）	重篤と判断した理由 重篤と判断した日（西暦年/月/日）	疾病等の転帰 転帰日（西暦年/月/日）
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	(/ /) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ <input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 障害のおそれ <input type="checkbox"/> 上記に準じて重篤 <input type="checkbox"/> 先天異常	(/ /) <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明

臨床研究に用いた医薬品に関する情報

医薬品	投与期間 （西暦年/月/日）	疾病等との 因果関係	疾病等発現後の措置 変更後の用法・用量
<input type="checkbox"/> 本剤（盲検下） <input type="checkbox"/> 本剤 <input type="checkbox"/> その他	/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 投与中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量
医薬品名：販売名/一般名	投与期間中の用法・用量		変更後の用法・用量

臨床研究に用いた医薬品以外の疾病等の発生要因（当該医薬品以外の臨床研究実施上の要因）

あり（要因： ）
なし

注）本書式は研究責任（代表）医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注）承認の範囲内で医薬品（抗がん剤等の一部の除外医薬品を除く。）を投与した臨床研究による健康被害については、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度（お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル））があるため、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること（ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはならない）。

医療機器の疾病等又は不具合報告書 (第 報)

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任 (代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の医療機器の臨床研究において、以下のとおり疾病等又は不具合を認めたので報告いたします。

記

臨床研究に用いる医療機器の 原材料名又は識別記号		実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称			

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード*1	

*1: 研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者 (親) の識別コードとする。

医薬品医療機器総合機構への報告

<input type="checkbox"/> あり: PMDA報告 (通知別紙様式2-2) を添付*2 <input type="checkbox"/> なし
--

*2: 通知別紙様式2-2を添付する場合は「疾病等発現者の情報」以降の記載は不要

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児 <input type="checkbox"/> その他 ()	体重: kg 身長: cm	生年月日 (西暦年/月/日): / / 年齢: 歳 (胎児週齢 週)	研究対象者の体質 (過敏症素因等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日 (西暦年/月/日): / / (胎児に疾病等が発現した時点の妊娠期間: 週)	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり (統一書式 別様式) なし 該当せず

疾病等名 (診断名) 医療機器に対する予測の可能性	疾病等発現日 (西暦年/月/日)	重篤と判断した理由 重篤と判断した日 (西暦年/月/日)	疾病等の転帰 転帰日 (西暦年/月/日)
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ <input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 障害のおそれ <input type="checkbox"/> 上記に準じて重篤 <input type="checkbox"/> 先天異常	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず

臨床研究に用いた医療機器 (手技を含む) に関する情報

医療機器等	施行/使用期間 (西暦年/月/日)	疾病等との因果関係	医療機器の疾病等 に対する措置
<input type="checkbox"/> 手技	/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 施行中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 該当せず
<input type="checkbox"/> 本機器 (盲検下) <input type="checkbox"/> 本機器 <input type="checkbox"/> その他 ロット番号	/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 使用中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	

臨床研究に用いた医療機器の不具合に関する情報等 該当せず

不具合名			<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知
不具合の発生日	(西暦年/月/日 時:分) / /		
不具合が発生したと 考えられる原因	運搬/保管	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	手技	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	併用薬 併用療法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	詳細:
	その他		
医療機器の 不具合状況	医療機器（手技を含む）の不具合発現状況の経過、医療機器の状態（構造的・材質的・機能的欠陥等）、使用開始後の場合は体内遺残・取出しの状況等を具体的に記載する。		

臨床研究で用いた医療機器の不具合が疾病等を引き起こすおそれがあると判断した理由

--

備考：コンビネーション製品の臨床研究の場合は、本報告と関連した報告書がある旨を記載する。その他コメントがあれば記載する。

--

添付資料	
------	--

注) 本書式は研究責任（代表）医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注) 承認の範囲内で使用した生物由来製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品等感染等被害救済制度（お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル））があるため、報告される感染症がこの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること。

詳細は機構（PMDA）のホームページ（<http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>）を参照。

西暦 年 月 日

再生医療等製品の疾病等又は不具合報告書（第 報）

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の再生医療等製品の臨床研究において、以下のとおり疾病等又は不具合を認めたので報告いたします。

記

製品の化学名又は識別記号		実施計画番号 (JRCT 番号)	
研究名称			

疾病等が発現した医療機関名	
研究対象者識別コード*1	

*1: 研究責任医師が各対象者に割付けた固有の識別番号とし、胎児/出生児の場合は研究対象者(親)の識別コードとする。

疾病等発現者の情報

疾病等発現者の区分 <input type="checkbox"/> 研究対象者 <input type="checkbox"/> 胎児 <input type="checkbox"/> 出生児 <input type="checkbox"/> その他 ()	体重: kg 身長: cm	生年月日(西暦年/月/日): / / 年齢: 歳 (胎児週齢週)	研究対象者の体質(過敏症素因等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	疾病等発現前の月経日(西暦年/月/日): / / (胎児に重篤な疾病等が発現した時点の妊娠期間: 週)	

疾病等に関する情報 詳細情報の有無 あり (統一書式 別様式) なし 該当せず

疾病等名(診断名) 製品に対する予測の可能性	疾病等発現日 (西暦年/月/日)	重篤と判断した理由 重篤と判断した日(西暦年/月/日)	疾病等の転帰 転帰日(西暦年/月/日)
<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知	/ /	(/ /) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ <input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 障害のおそれ <input type="checkbox"/> 上記に準じて重篤 <input type="checkbox"/> 先天異常	(/ /) <input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明

臨床研究に用いた再生医療等製品(手技を含む)に関する情報

再生医療等製品	施行/使用期間 (西暦年/月/日)	疾病等との 因果関係	製品の疾病等に対する措置
<input type="checkbox"/> 手技*2	/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 施行中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	/
<input type="checkbox"/> 本製品(盲検下) <input type="checkbox"/> 本製品 <input type="checkbox"/> その他 ロット番号	/ / ~ / / <input type="checkbox"/> 使用中	<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> おそらく関連あり <input type="checkbox"/> 関連あるかもしれない <input type="checkbox"/> 関連なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 該当せず	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 該当せず

*2: 手技には細胞採取等のための等一連の前処置・調製等を含む。

臨床研究に用いた再生医療等製品の不具合に関する情報等 該当せず

不具合名			<input type="checkbox"/> 既知 <input type="checkbox"/> 未知
不具合の発生日	(西暦年/月/日 時:分) / / :		
不具合が発生したと 考えられる原因	運搬/保管	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	手技	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	原疾患	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	併用薬 併用療法	<input type="checkbox"/> あり 詳細: <input type="checkbox"/> なし	
	その他		
再生医療等製品の 不具合状況	再生医療等製品(手技を含む)の不具合発現状況の経過、再生医療等製品の状態(構造的・材質的・機能的欠陥等)、使用開始後の場合は体内遺残・取出しの状況等を具体的に記載する。		

臨床研究で用いた再生医療等製品の不具合が重篤な疾病等を引き起こすおそれがあると判断した理由

--

備考：コンビネーション製品の臨床研究の場合、複数の不具合報告がある場合は、本報告と関連した報告書がある旨を記載する。その他コメントがあれば記載する。

--

添付資料

注) 本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出するとともに、当該医薬品の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者に情報提供を行う。

注) 承認の範囲内で再生医療等製品(一部の除外再生医療等製品を除く。)を投与した臨床研究による健康被害については、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度(お問い合わせ先 0120-149-931(フリーダイヤル))があるため、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、当該患者に本制度を紹介すること(ただし、使用された再生医療等製品が対象除外再生医療等製品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはならない)。

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

中止通知書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究を以下のとおり中止したので通知いたします。

記

実施計画番号 (jRCT番号)	
研究名称	
中止年月日	
中止理由	
実施中の対象者の有無 ^{*1}	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
実績	同意取得例数： 例 実施例数： 例
中止後の措置 ^{*2}	
添付資料・備考	

*1: 「実施中の対象者の有無」は、投与等実施中及び観察期間中も含む。

*2: 「中止後の措置」は、実施中の研究の対象者への適切な治療及び事後措置の方法を記載する。終了予定日を記載できる場合は記載すること。

注) 本書式は研究責任(代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

終了通知書

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表) 医師
 (医療機関名)
 (所属・職名)
 (氏名)

下記の臨床研究について以下のとおり終了しましたので意見を求めます。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
添付資料	<input type="checkbox"/> 総括報告書 <input type="checkbox"/> 総括報告書の概要*1 <input type="checkbox"/> その他 ()
記録保管の期間	認定臨床研究審査委員会において保存中の資料につきましては、次に掲げる期間は保管をお願いします。 <input type="checkbox"/> 終了日 (JRCTの公表日) より 5年 <input type="checkbox"/> 前項以降 (年 月 日 : 理由)

*1: 終了届書 (通知別紙様式 1) を添付する。

注) 本書式は研究責任 (代表) 医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

西暦 年 月 日

認定臨床研究審査委員会の意見報告書

地方厚生局長 殿

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長

下記の臨床研究の審査において以下のとおり意見を述べたので報告いたします。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
審査意見業務の 区分	<input type="checkbox"/> 疾病等報告 <input type="checkbox"/> 定期報告 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 重大な不適合報告 <input type="checkbox"/> その他 ()
意見内容	
添付資料	<input type="checkbox"/> 審査結果通知書 <input type="checkbox"/> 審査意見業務で用いた資料 () <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

注) 本書式は、統一書式4にて意見がある場合、認定臨床研究審査委員会が作成し、地方厚生局長に提出する。

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

軽微変更通知書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

研究責任(代表)医師
(医療機関名)
(所属・職名)
(氏名)

下記の臨床研究において、以下のとおり軽微な変更を行ったので、通知します。

記

実施計画番号 (JRCT番号)	
研究名称	
変更内容*1	
添付資料	

*1:「変更内容」は、「別紙のとおり」と記載の上、別紙や実施計画事項軽微変更届書(省令様式第3)の内容を添付して差し支えない。

注)本書式は研究責任(代表)医師が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

疾病等に関連すると思われる発現時の原疾患、合併症、既往歴、並びに過去の処置（外科処置、放射線療法、輸血等）

原疾患・合併症・既往歴	疾患名	発症時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
外科処置、放射線療法、輸血等		開始時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明
		/ /	<input type="checkbox"/> 持続 <input type="checkbox"/> 治癒(/ /) <input type="checkbox"/> 不明

疾病等発現時に使用していた薬剤

(疾病等に対する治療薬を除く)

薬剤名：販売名/一般名	用法・用量	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	因果関係	疾病等発現後の措置
	剤型・経路 用法・用量	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量
	剤型・経路 用法・用量	/ / ~ <input type="checkbox"/> / / <input type="checkbox"/> 投与中		<input type="checkbox"/> 関連あり <input type="checkbox"/> 関連なし	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更せず <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 増量

備考	
----	--

疾病等発現時に使用していた薬剤を再投与した場合

再投与した薬剤名 (販売名/一般名)	用法・用量	再投与期間 (西暦年/月/日)	再投与後の疾病等の発現
		/ / ~ □ / / □投与中	□無 □有 []
		/ / ~ □ / / □投与中	□無 □有 []
		/ / ~ □ / / □投与中	□無 □有 []

疾病等を評価する上で重要と思われる過去の薬剤治療歴

薬剤名 (販売名/一般名)	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	副作用の発現
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []

疾病等発現に関連すると思われる臨床検査結果 (検査伝票(写)等を別紙として添付してもよい)

検査項目	単位	基準範囲		検査値			
		下限	上限	西暦年/月/日	西暦年/月/日	西暦年/月/日	西暦年/月/日
				/ /	/ /	/ /	/ /

上記臨床検査以外の結果 (心電図、X線写真等を別紙として添付してもよい)

経過： 疾病等発現までの詳細な時間経過、疾病等に対する処置、転帰及び関連情報を含む症例の概要を記載する。

西暦年/月/日	内 容
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	
/ /	

コメント： 因果関係の判断根拠、疾病等の診断、重篤性、投与薬剤間の相互作用等について記載する。

死亡例の場合

剖検の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	剖検の有の場合、剖検で確定した死因：	剖検の無の場合、推定又は確定した死因：
---	--------------------	---------------------

出生児、胎児のみに疾病等が発現した場合の研究対象者（親）の情報

研究対象者識別コード：	体重： kg 身長： cm	生年月日(西暦年/月/日)： / / 年齢： 歳	研究対象者の体質(過敏症素因等) □無 □有 ()
性別： □男 □女	疾病等発現前の月経日(西暦年/月/日)： / / (被疑薬投与開始時の妊娠の有無： □無 □有： 週 □不明)		

疾病等に関連すると思われる発現時の原疾患、合併症、既往歴、並びに過去の処置
(外科処置、放射線療法、輸血等)

	疾患名	発症時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
原疾患・合併症・既往歴		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
	外科処置、放射線療法、輸血等	開始時期 (西暦年/月/日)	報告時の状態 (西暦年/月/日)
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明
		/ /	□持続 □治癒(/ /) □不明

疾病等を評価する上で重要と思われる過去の薬剤治療歴

薬剤名 (販売名/一般名)	投与期間 (西暦年/月/日)	使用理由	副作用の発現
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []
	/ / ~ / /		□無 □有 []

技術専門員評価書

認定臨床研究審査委員会
(委員会名) 委員長 殿

技術専門員
(所属)
(氏名)

下記の臨床研究について以下のとおり評価しました。

記

実施計画番号*1 (JRCT番号)	
研究名称	
技術専門員の 専門分野	<input type="checkbox"/> 対象疾患領域 (疾患領域名: _____) <input type="checkbox"/> 臨床薬理学 (<input type="checkbox"/> 毒性学 <input type="checkbox"/> 薬力学・薬物動態学 <input type="checkbox"/> その他; _____) <input type="checkbox"/> 生物統計家 <input type="checkbox"/> 医療機器 (<input type="checkbox"/> 臨床工学 <input type="checkbox"/> 材料工学 <input type="checkbox"/> その他; _____) <input type="checkbox"/> 再生医療 <input type="checkbox"/> その他; _____
評価の内容	

*1: 新規審査依頼時は記載不要。

注) 本書式は技術専門員が作成し、認定臨床研究審査委員会 委員長に提出する。

実施医療機関の要件

I 研究責任医師の要件	
診療科	要 () ・ 不要
資格	要 () ・ 不要
当該診療科経験年数	要 () 年以上 ・ 不要
当該研究の技術の経験年数	要 () 年以上 ・ 不要
当該研究の技術の経験症例数*1	
臨床研究法の教育履歴	
その他	
II 医療機関の要件	
診療科	要 () ・ 不要
実施診療科の医師数*2	要 (内容 :) ・ 不要
他診療科の医師数*2	要 (内容 :) ・ 不要
その他医療従事者の配置	要 (職種 :) ・ 不要
病床数	要 (床以上) ・ 不要
看護配置	要 (必要な看護体制 :) ・ 不要
当直体制	要 () ・ 不要
緊急手術の実施体制	要 ・ 不要
院内検査 (24 時間実施体制)	要 ・ 不要
救急体制	要 (自施設 ・ 他施設との連携 : 施設名)
他医療機関との連携体制	要 (連携の内容 :) ・ 不要
医療機器の保守管理体制	要 ・ 不要
医療機関の当該臨床研究の実施症例数	要 (症例以上) ・ 不要
当該研究者等の利益相反状況の事実確認を行う体制がある	要
臨床研究の相談窓口	要
その他 (上記以外の要件、例 : 遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)	

*1 : 当該技術の経験について経験症例数を求める場合に記載すること。

*2 : 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

注) 研究計画書内に記載があれば提出不要

実施医療機関の要件 各施設確認シート

医療機関名	
-------	--

I 研究責任医師の要件		確認欄
診療科	要 () ・ 不要	
資格	要 () ・ 不要	
当該診療科経験年数	要 () 年以上 ・ 不要	
当該研究の技術の経験年数	要 () 年以上 ・ 不要	
当該研究の技術の経験症例数*1		
臨床研究法の教育履歴		
その他		
II 医療機関の要件		
診療科	要 () ・ 不要	
実施診療科の医師数*2	要 (内容 :) ・ 不要	
他診療科の医師数*2	要 (内容 :) ・ 不要	
その他医療従事者の配置	要 (職種 :) ・ 不要	
病床数	要 (床以上) ・ 不要	
看護配置	要 (必要な看護体制 :) 不要	
当直体制	要 () ・ 不要	
緊急手術の実施体制	要 ・ 不要	
院内検査 (24 時間実施体制)	要 ・ 不要	
救急体制	要 (自施設 ・ 他施設との連携 : 施設名)	
他医療機関との連携体制	要 (連携の内容 :) ・ 不要	
医療機器の保守管理体制	要 ・ 不要	
医療機関の当該臨床研究の実施症例数	要 (症例以上) ・ 不要	
当該研究者等の利益相反状況の事実確認を行う体制がある	要	
臨床研究の相談窓口	要	
その他 (上記以外の要件、例 ; 遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)		

*1 : 当該技術の経験について経験症例数を求める場合に記載すること。

*2 : 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が〇名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

注) 研究実施計画書内に記載があれば提出不要

西暦 年 月 日

(研究機関名)
 (所属・職名)
 (氏名) 殿

認定臨床研究審査委員会
 (委員会名) 委員長

技術専門員就任依頼書

下記の臨床研究について、下記の専門分野に係る技術専門員への就任を依頼いたします。

記

臨床研究の概要

研究名称	
研究責任(代表)医師名	
研究責任(代表)医師の 所属機関名・職名	

専門分野

専門分野	<input type="checkbox"/> 対象疾患領域(疾患領域名: _____) <input type="checkbox"/> 臨床薬理学(<input type="checkbox"/> 毒性学 <input type="checkbox"/> 薬力学・薬物動態学 <input type="checkbox"/> その他; _____) <input type="checkbox"/> 生物統計家 <input type="checkbox"/> 医療機器(<input type="checkbox"/> 臨床工学 <input type="checkbox"/> 材料工学 <input type="checkbox"/> その他; _____) <input type="checkbox"/> 再生医療 <input type="checkbox"/> その他; _____
------	--

整理番号	
------	--

西暦 年 月 日

履歴書

研究代表医師
 研究責任医師
 研究分担医師

ふりがな			
氏名			
医療機関			
所属・職名			
学歴（大学）	大学	学部	西暦 年卒
免許	<input type="checkbox"/> 医師 免許番号() 取得年 (西暦 年) <input type="checkbox"/> 歯科医師 免許番号() 取得年 (西暦 年)		
認定医等の資格			
勤務歴 (過去5年程度)	西暦 年 月～西暦 年 月:		
	西暦 年 月～西暦 年 月:		
	西暦 年 月～西暦 年 月:		
	西暦 年 月～西暦 年 月:		
	西暦 年 月～現在:		
専門分野			
所属学会等			
臨床研究の実績 (過去2年程度)	実施件数	件 (うち実施中 件)	
	責任医師の経験 (件数):	<input type="checkbox"/> 有 (件)	<input type="checkbox"/> 無
	分担医師の経験 (件数):	<input type="checkbox"/> 有 (件)	<input type="checkbox"/> 無
主な研究内容、 著書・論文等 (臨床研究等に関 連するもので直近 の10編以内)			
備考*			

* 過去2年程度の間には臨床試験の実績がない場合であって、それ以前に実績のある場合や、特定臨床研究以外の臨床研究、治験に関する実績がある場合に、その内容について簡潔に記載

事務連絡
令和2年12月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

押印を求めている国税関係手続きに係る様式の一部改正について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、別添の通知のとおり、押印を求めている国税関係手続きに係る様式の取扱いについて見直しを行いました。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県医師会等に対し積極的に周知等の御協力をお願いします。

医政総発 1225 第 1 号
障企発 1225 第 4 号
老総発 1225 第 1 号
保総発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課長
厚生労働省保険局総務課長
(公 印 省 略)

押印を求めている国税関係手続きに係る様式の一部改正について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、下記に掲げる通知において定める文書の取扱いについて、下記の通り見直しを行いますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 「おむつ使用証明書」について

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成 13 年 7 月 4 日医総発第 14 号・障企発第 32 号・老総発第 7 号通知）により取り扱われているところであるが、様式中の「印」等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙 1 のとおり）。

第二 「ストマ用装具使用証明書」について

標記については、「ストマ用装具に係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成元年 8 月 10 日社更第 156 号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人保健・健康政策局総務・社会局更生・保険局企画課長連名通知）により取り扱われているところであるが、様式中の「印」

等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙2のとおり）。

第三 「在宅介護費用証明書」及び「障害福祉サービス利用者負担額証明書」について

標記については、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成2年7月27日老福第145号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉・健康政策局総務・社会局庶務・更生・児童家庭局障害福祉課長連名通知）により取り扱われているところであるが、様式中の「印」等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙3及び別紙4のとおり）。

第四 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知等で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。
3. 国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等の受理等に当たっては、当分の間、押印を求める表記がされている場合についても、必要な読替えを行った上で、これを受理等する。

第五 地方公共団体が独自に定められている様式について

旧様式に基づいて貴団体が実施する手続のうち、旧様式を規定した通知とは別に独自に定められている様式等において、押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）別紙及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※ 上記の様式を含めた税務関係書類の押印の見直しについて、国税庁HPにて、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）の内容を踏まえた取扱いの方針が示されておりますので、ご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>

以上

おむつ使用証明書				
患者	住所			
	氏名	殿	性別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
傷病名	によりおおむね 6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中		在宅で治療中	
必要期間	始期 (イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年 1月 1日から終期 (イ) 年 月まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)			
<p>上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>医師氏名 _____</p> <p>(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。</p> <p>(注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(ロ)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。</p>				

- ①この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ②医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

ストマ用装具使用証明書				
患者	住所			
	氏名	様	性別	男・女
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日生
ストマの種類	人工肛門のストマ 尿路変向（更）のストマ			
必要期間	令和	年	月から	6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上
<p>上記の者は、人工肛門尿路変向（更）のストマを有しており、ストマケアに係る治療上、ストマ用装具の使用が必要であること証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>医師氏名 _____</p> <p>(注) 1 証明書は、当該患者のストマケアに係る治療を行っている医師が記載すること。 2 「必要期間」が「1年以上」となる場合は、翌年分については改めて証明書を発行すること。 3 既に経過した機関に係る証明については、証明書発行日の属する年の前1月1日以降の期間に係るものに限り有効とする。</p>				

- ① この証明書は、ストマ用装具代について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とストマ用装具代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。

在宅介護費用証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のため在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

令和 年 月 日

事業者名

所在地（住所）

代表者名

記

患者	氏名		性別	男女
	住所			
	生年月日	明大昭平令 年 月 日	年齢	歳
費用負担者	氏名		続柄	
	住所			
傷病名	により寝たきり等の状態にある。			
主治医又は協力医療機関	医療機関名			
	所在地（住所）			
	医師氏名			
介護内容 アからカ又は 2の該当する ものに ○をつける。	1 在宅介護サービス ア 食事の介護 イ 排せつの介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体の介護 () 2 訪問入浴サービス			
介護費用	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間に領収した金額の合計額（上記1のアからカまでの介護及び2の訪問入浴サービスに係るものに限る。） 円			

- (注)
- この証明書は、在宅療養の介護費用について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
 - 「事業者名」欄は、市（区）町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。（保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の場合は記入不要）
 - なお、この証明書には、市（区）町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・訪問入浴サービス利用決定通知書、介護福祉士及び看護師等の資格証明証の写しを添付して下さい。
 - 看護師等の行う療養上の世話の内容については、介護内容の欄のかっこ内に療養上の世話の内容を具体的に記載して下さい。
 - 確定申告に際しては、この証明書のほかに、当該医師又は医療機関の診療等の対価に係る領収書を添付して下さい。

障害福祉サービス利用者負担額証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のため障害福祉サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

令和 年 月 日

事業者名

所在地（住所）

代表者名

記

利用者	氏名		性別	男 女
	住所			
	生年月日	明大昭平令 年 月 日	年齢	歳
費用負担者	氏名		続柄	
	住所			
主治医又は 協力医療機関	医療機関名			
	所在地（住所）			
	医師氏名			
サービス内容 （該当するものに○をつける。）	障害福祉サービス ア 居宅介護（身体介護、通院介助（身体介護を伴う場合）及び乗降介助に限る。） イ 重度訪問介護（アと同様のものに限る。）又は居宅介護（日常生活支援（身体介護に係る部分に限る。）） ウ 短期入所（ただし、市町村により遷延性意識障害者等として支給決定を受けたものに限る。） エ 重度障害者等包括支援（アからウまでと同様のものに限る。）			
利用者負担額	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間に領収した金額の合計額（上記サービス内容に係るものに限る。）			円

- (注)
- この証明書は、障害福祉サービスの利用者負担額について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
 - 「事業者名」欄は、市（区）町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。
 - なお、この証明書には、市（区）町村の発行する障害福祉サービス受給者証の写しを添付して下さい。
 - 重度訪問介護については、領収した金額に2分の1を乗じて合計額を算出して下さい。
 - 重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録票により、提供されたサービスのうち利用者負担が発生しているものにつき、ア及びウについては利用者負担相当額を、イについては利用者負担相当額に2分の1を乗じた額をそれぞれ算出し、これらを合算した額を各月ごとに算出し、合計額を算出して下さい。

子 発 1225 第 1 号
社 援 発 1225 第 4 号
老 発 1225 第 2 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚 生 労 働 省 子 ども 家 庭 局 長

社 会 ・ 援 護 局 長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

今般、これらの一環として、社会福祉法人の設立・運営に係る手続についても所要の見直しを行うため、下記のとおり関連通知を改正することとし、令和 3 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容について御了知いただき、所管の社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものです。

記

1 「社会福祉法人の認可について」の一部改正

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を別添 1 のとおり改正する。

2 「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を別添 2 のとおり改正する。

なお、本通知の適用日以前に策定された社会福祉充実計画について、本通知の改正に基づく年号表記の変更のみをもって、所轄庁に対し、所定の変更手続は要しないものであること。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号）

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">障 第 8 9 0 号 社 援 第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成12年12月1日 <u>(最終改正：令和2年12月25日)</u></p>	<p style="text-align: center;">障 第 8 9 0 号 社 援 第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成12年12月1日 <u>(最終改正：令和元年9月13日)</u></p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p>
<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について（通知）</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について（通知）</p>
<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示してきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、</p> <p>① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進</p> <p>等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の</p>	<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示してきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、</p> <p>① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進</p> <p>等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の</p>

設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第 1～第 5 （略）

設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第 1～第 5 （略）

別記第 1

社会福祉法人関係申請書類様式例

様式第 1

(表面)

社会福祉法人設立認可申請書		
設立者又は 設立代表者	住所 氏名	<u>（削除）</u>
（略）		

(裏面)

（略）

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～3 略

（削除）

別記第 1

社会福祉法人関係申請書類様式例

様式第 1

(表面)

社会福祉法人設立認可申請書		
設立者又は 設立代表者	住所 氏名	印
（略）		

(裏面)

（略）

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～3 略

4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	(削除)
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～3 略

(削除)

様式第3

(表面)

解散認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	(削除)
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 (略)

(削除)

様式第2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～3 略

4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第3

(表面)

解散認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 (略)

3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4(1)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	<u>(削除)</u>
	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	<u>(削除)</u>
(略)		

(裏面)

(略)		
※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。		
(注意)		
1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。		
2～3 略		
<u>(削除)</u>		

様式第4(1)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(裏面)

(略)		
※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。		
(注意)		
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。		
2～3 略		
4 記名押印に代えて署名することができる。		

様式第4(2)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		(削除)
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	(削除)
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		(削除)
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	(削除)
	(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～3 略

(削除)

様式第4(2)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		印
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	印
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		印
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	印
	(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～3 略

4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第5

(表面)

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	(削除)
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～5 (略)

(削除)

様式第6

(表面)

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	(削除)
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～7 (略)

(削除)

様式第5

(表面)

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～5 (略)

6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6

(表面)

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～7 (略)

8 記名押印に代えて署名することができる。

【新旧対照表】「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

(平成29年1月24日雇児発第0124第1号、社援発第0124第1号・老発0124第1号)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成29年1月24日 <u>(最終改正：令和2年12月25日)</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成29年1月24日 (最終改正：令和2年3月30日)</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。</p> <p>さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。</p> <p>今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法</p>

人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 (略)

3 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

(1)～(3) (略)

(4) 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

①～④ (略)

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙 4 に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 (記載例)

令和 年 月 日現在

(単位：円)

(略)

(5)～(9) (略)

4～12 (略)

→算定シートで判定(財産目録を構成しない)

(単位：円)

(略)

人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 (略)

3 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

(1)～(3) (略)

(4) 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

①～④ (略)

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙 4 に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位：円)

(略)

(5)～(9) (略)

4～12 (略)

→算定シートで判定(財産目録を構成しない)

(単位：円)

(略)

(別紙1)

令和〇年度～令和〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
(略)									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	社会福祉充実事業未充当額	
	(令和〇年度末現在)	(令和〇年度末現在)	(令和〇年度末現在)	(令和〇年度末現在)	(令和〇年度末現在)	(令和〇年度末現在)			
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)									
本計画の対象期間									

2～4 (略)

5. 事業の詳細

事業名	
(略)	
事業の実施時期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(略)	

(別紙1)

平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
(略)									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	社会福祉充実事業未充当額	
	(平成〇年度末現在)	(平成〇年度末現在)	(平成〇年度末現在)	(平成〇年度末現在)	(平成〇年度末現在)	(平成〇年度末現在)			
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)									
本計画の対象期間									

2～4 (略)

5. 事業の詳細

事業名	
(略)	
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙1-参考①) (略)

(別紙1-参考②)

平成29年度～令和3年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画 (記載例)

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
(略)								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (令和元年度末現在)	4か年度目 (令和2年度末現在)	5か年度目 (令和3年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000千円	76,000千円	57,000千円	38,000千円	19,000千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲24,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲100,000千円	
本計画の対象期間	平成29年8月1日～令和4年3月31日							

2~4 (略)

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙1-参考①) (略)

(別紙1-参考②)

平成29年度～平成33年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画 (記載例)

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
(略)								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000千円	76,000千円	57,000千円	38,000千円	19,000千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲24,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲19,000千円	▲100,000千円	
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日							

2~4 (略)

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業
(略)	
事業の実施時期	平成29年8月1日～令和4年3月31日
(略)	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業
(略)	
事業の実施時期	平成29年8月1日～令和4年3月31日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙2-様式例)

手続実施結果報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 (削除)

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

(略)

(別紙3) (略)

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業
(略)	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日
(略)	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業
(略)	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙2-様式例)

手続実施結果報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

(略)

(別紙3) (略)

<p>(別紙 4 - 様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認申請について</p> <p>当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録 (写) ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書 (写) ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料 	<p>(別紙 4 - 様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画の承認申請について</p> <p>当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録 (写) ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書 (写) ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
<p>(別紙 4 - 様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画承認通知書</p> <p>令和〇年〇月〇日付け (文書番号) により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>	<p>(別紙 4 - 様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉充実計画承認通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日付け (文書番号) により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>

<p>(別紙5－様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)・ 社会福祉充実残額の算定根拠・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	<p>(別紙5－様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)・ 社会福祉充実残額の算定根拠・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
--	--

<p>(別紙5－様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 ○〇〇 理事長 ○〇 ○〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画変更承認通知書</p> <p>令和〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>	<p>(別紙5－様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 ○〇〇 理事長 ○〇 ○〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画変更承認通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>
<p>(別紙6－様式例)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 ○〇〇 理事長 ○〇 ○〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 社会福祉充実残額の算定根拠 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料 	<p>(別紙6－様式例)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 ○〇〇 理事長 ○〇 ○〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 社会福祉充実残額の算定根拠 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

<p>(別紙 7 - 様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終了前の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類 	<p>(別紙 7 - 様式例①)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終了前の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類
--	--

<p>(別紙 7 - 様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 令和〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画終了承認通知書</p> <p>令和〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>	<p>(別紙 7 - 様式例②)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) 平成〇年〇月〇日</p> <p>社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長</p> <p style="text-align: center;">承認社会福祉充実計画終了承認通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。</p>
---	---

令和2年12月25日
障発 1225 第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)が本日公布・施行されました。

このうち、当部所管省令の改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 次に掲げる省令において、国民等に対して押印を求めている手続について、国民等の押印等を不要とする改正を行う。
 - 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)
 - 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)
 - 精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)
 - 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令(平成16年厚生労働省令第99号)
- 改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

別表第二号(第二条関係)

身体障害者手帳交付申請書

令和	年	月	日																
居住地																			
ふりがな 氏 名																			
続 柄	年	月	日生																
個人番号																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">15歳未満の児童</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">ふりがな 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">個人番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;"> <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">年</div> <div style="text-align: center;">月</div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;">日生</div> </td> </tr> </table>				15歳未満の児童				ふりがな 氏 名				個人番号				<div style="text-align: right; padding-right: 20px;">年</div> <div style="text-align: center;">月</div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;">日生</div>			
15歳未満の児童																			
ふりがな 氏 名																			
個人番号																			
<div style="text-align: right; padding-right: 20px;">年</div> <div style="text-align: center;">月</div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;">日生</div>																			
都道府県知事(市長)殿 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請します。																			

第十二条 (身体障害者福祉法施行規則の一部改正)
 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第二号を次のように改める。

(備考)

身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わつて申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第四十三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後
<p>(届書等の記載事項)</p> <p>第十二条の二 第五条から第九条まで及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(届書等の記載事項)</p> <p>第十二条の二 第五条から第九条まで及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名、住所及び届出又は申請の年月日を記載し、押印しなければならない。ただし、届出人又は申請者の氏名を自署により記載する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに記名押印しなければならない。</p>

様式第三号（表面）を次のように改める。

様式第三号（第一条関係）

（表面）

※※ 第 号		※市区町村 令和 年 月 日		被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額	
※経 由 市区町村名		※市区町村 令和 年 月 日		財産の種類		被災前の財産の概要とその価格	
※市区町村 令和 年 月 日		※市区町村 令和 年 月 日		宅 地			
提 出 第 号		再 提 出 令和 年 月 日		住宅でない建物			
<u>特別児童扶養手当被災状況書</u>							
① 提出者		氏 名		証 記 号 ・ 番 号		第 号	
個人番号		住 所		証 記 号 ・ 番 号		第 号	
② 被災者		被災当時の住所又は居所		提出者との続柄		職 業	
③ 災害		災害の種類		被災年月日		令和 年 月 日	
④ 被災状況		財産の種類		被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額	
住 宅							
家 財							
田 畑							
				④ 被災状況		住宅でない建物	
				その他の財産			
				⑤ 保険金又は損害賠償金の受給状況		受けた種類() 受けることができない 受けていない	
				上記のとおり、被災状況を申し立てます。		金額	
				令和 年 月 日		円	
				知事 殿			
				市長			
				氏名			
				※審査		上記のとおり、相違ありません。	
				令和 年 月 日		市区町村長	
						(印)	

(B列4番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

様式第四号(第二条関係)

(表 面)

様式第四号(表面)を次のように改める。

※※第 号			
※経 由 市町村名		※市区町村 令和 . . 受付年月日	
※市区町村 令和 . . 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当額改定請求書</u>			
あと な に た つ の い こ て	①(ふりがな) 氏 名	-----	②証 書 の 記号・番号
	③住所		④個人番号
障害児の こ と に つ い て	⑤支給対象障害児の氏名 (生年月日)	[平成 年 月 日生] [令和	[平成 年 月 日生] [令和
	⑥個人番号		
	⑦請求者との続柄 (同居・別居の別)		
	⑧父の氏名		
	⑨母の氏名		
	⑩障害による年金の受給状 況	支給されている } 種類 支給停止 } () 申請中 } 支給されていない	支給されている } 種類 支給停止 } () 申請中 } 支給されていない
	⑪身体障害者手帳の番号及 び障害等級		
⑫障害名			
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。 令和 年 月 日 知事 氏 名 市長 殿			
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数	証 書 作成・改訂
	年 月	(1級) 人 (2級) 人	

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷
書ではつきり書いてください。

(A列4番)

様式第五号(第三条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 令和 . . . 受付年月日	
※市区町村 令和 . . . 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当額改定届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名	証 書 の 記号・番号		第 号
受給者の住所	個人番号		
支給対象障害児でなくなった障 害児又は障害の程度が低下した 支給対象障害児の氏名・生年月日	改定の理由	理由の発生した年月日	
(平成 令和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日	
(平成 令和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 知事 殿 市長			
改定年月	対象障害児数	証書作成・改訂	
※※ 年 月	(1級) 人	令和 . . . 第 号	
	(2級) 人		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書ではつきり書いてください。

(A列4番)

様式第五号(表面)を次のように改める。

様式第八号(第十条関係)

(表 面)

様式第八号(表面)を次のように改める。

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日 令和 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号 令和 年 月 日		※市区町村 再 提 出 令和 年 月 日 令和 年 月 日	
<u>特別児童扶養手当証書亡失届</u>			
①(ふりがな) 氏 名	-----	②証 書 の 記号・番号	第 号
③住所		④個人番号	
⑤証書を失った日			
⑥証書を失ったときの事情			
上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">氏名</div> 知事 殿 市長			
※※証書作成 令和 年 月 日			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書^{かい}ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

様式第九号(第十一条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市区町村 令和 . . . 受付年月日	
※市区町村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 令和 . . . 再 提 出 第 号	
<u>特別児童扶養手当資格喪失届</u>			
(ふりがな) 受給者の氏名	-----	証 書 の 記号・番号	第 号
受給者の住所		個人番号	
受給資格がなくなった理由	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ		
理由が発生した日	令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>知事 殿 市長</p>			
※※ 通知 令和 . . . 第 号			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書^{かい}ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

様式第九号(表面)を次のように改める。

様式第十号(第十三条関係)

(表 面)

様式第十号を次のように改める。

※※第 号					
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		令和 年 月 日	
※市区町村 提 出 第 号		令和 年 月 日		※市区町村 再 提 出	
		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
<u>未 支 払 特 別 児 童 扶 養 手 当 請 求 書</u>					
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	-----		証 書 号 記号・番号	第 号
	個人番号				
	住所			死亡した日	令和 年 月 日
② 請求者である障害児	(ふりがな) 氏 名	-----		名称	口座番号
	個人番号			支払希望 金融機関	
	住所				
備考					
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">請求者氏名</div> 知事 殿 市長					
※※ 資格喪失 通 知 第 号			令和 年 月 日		
※※未支払手当 支 給 通 知 第 号			令和 年 月 日		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

注意

- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関をえらんで、その正しい名称及び口座番号を記入して下さい。
- 2 請求者である障害児に代わって支払金融機関で未支払の手当を受けとる人があるときは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である障害児との続柄その他の関係を記入して下さい。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正)

第六十九条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>(届書の記載事項)</p> <p>第十二条 第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載しな<u>ら</u>なければならない。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しな<u>ら</u>なければならない。</p>	<p>(届書の記載事項)</p> <p>第十二条 第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名、住所及び届出の年月日を記載し、押印しな<u>ら</u>なければならない。ただし、届出者の氏名を自署により記載する場合にあつては、押印を省略することができる。</p> <p>(口頭による請求)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印しな<u>ら</u>なければならない。</p>

様式第一号(表面)中「㉔」を削る。

様式第四号(第二条、第十五条関係)

(表 面)

様式第四号(表面)を次のように改める。

障害児福祉手当(福祉手当) 特別障害者手当					被災状況書	
① 提出者	氏名		住所			
	個人番号					
② 被災者	氏名		被災当時の住所又は居所			
	個人番号					
	提出者との続柄		職業			
③ 災害	災害の種類		被災年月日	令和	年	月 日
④ 被災状況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額		
	住宅					
	家財					
	田畑					
	宅地					
	住宅でない建物					
	その他の財産					
⑤ 保険金又は 損害賠償金の 受給状況	1 受けた(種類) 2 受けることができる 3 受けていない			金 額	円	
上記のとおり、被災状況を申し立てます。 令和 年 月 日 氏名 殿						
※ 審査						

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いてください。
- ◎ ※の欄は記入しないでください。

様式第五号(表面)中「㉔」を削る。
 (雇用保険法施行規則の一部改正)
第七十条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(確認の請求) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により文書で確認の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、その者を雇用し又は雇用していた事業主の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、証拠があるときは、これを添えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、氏名を記載させなければならない。</p> <p>五 八 (略)</p> <p>9 前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、氏名を記載させなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p>(代理人) 第一百四十五条 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(確認の請求) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により文書で確認の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を、その者を雇用し又は雇用していた事業主の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、証拠があるときは、これを添えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない。</p> <p>五 八 (略)</p> <p>9 前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p>(代理人) 第一百四十五条 (略)</p> <p>2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>

(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第九十二条 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(症例報告書)</p> <p>第四十七条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに氏名を記載しなければならない。</p> <p>2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、これにその日付及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに氏名を記載しなければならない。</p> <p>(同意文書等への署名等)</p> <p>第五十二条 第五十条第一項又は第二項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者(第三項に規定する立会人が立ち会う場合にあつては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに署名しなければ、効力を生じない。</p> <p>254 (略)</p> <p>(同意文書の交付)</p> <p>第五十三条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が署名した同意文書の写しを被験者(代諾者の同意を得た場合にあつては、当該者。次条において同じ。)に交付しなければならない。</p>	<p>(症例報告書)</p> <p>第四十七条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名押印し、又は署名しなければならない。</p> <p>2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これに押印し、又は署名しなければならない。</p> <p>3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名押印し、又は署名しなければならない。</p> <p>(同意文書等への署名等)</p> <p>第五十二条 第五十条第一項又は第二項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者(第三項に規定する立会人が立ち会う場合にあつては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに記名押印し、又は署名しなければ、効力を生じない。</p> <p>254 (略)</p> <p>(同意文書の交付)</p> <p>第五十三条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が記名押印し、又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者の同意を得た場合にあつては、当該者。次条において同じ。)に交付しなければならない。</p>

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第九十三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一 (第7条関係) (表面)

様式第一から様式第四までを次のように改める。

収入印紙 (消印しないこと。)		精神保健福祉士試験受験申込書											
フリガナ		※ 整理番号											
氏名 (姓)		(名)											
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
郵便番号		本籍地 (外国籍の場合はその国籍)		都道府県		本籍地コード							
フリガナ		都道府県											
現住所		都道府県											
電話番号													
受験希望地		都道府県											
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 大学等	大学等名	卒業年月 (見込み)		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月						
	<input type="checkbox"/> 短大等 (3年制) + 実務経験 (1年以上)	短大等名	卒業等年月		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月						
		勤務先名 (実務経験)	職	従業期間	年月～年月								
			種		年月～年月								
	<input type="checkbox"/> 短大等 [指定科目] (2年制) + 実務経験 (2年以上)	短大等名	卒業等年月		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月						
		勤務先名 (実務経験)	職	従業期間	年月～年月								
種			年月～年月										
<input type="checkbox"/> 養成施設	養成施設名	卒業年月 (見込み)		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月							
<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の実施回	第	回	提出する受験票の受験番号									
社会福祉士であって試験科目免除申請の有無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	社会福祉士登録番号								
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無								
上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。													
令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者													

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の 連絡先)	名称	所	属
		電	話 番 号
その他 (帰省先等 の連絡先)	名称又は 氏 名	受験者との関係	
		電	話 番 号

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	提 出 書 類	
大学等	指定 科	大学の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (精神保健福祉士法(以下「法」という。)第7条第1号)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	目 履 修 者	短期大学等(3年制)の卒業者で1年以上の実務経験を有するもの (法第7条第4号)	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等(2年制) + 実務経験(2年以上)		短期大学等(2年制)の卒業者で2年以上の実務経験を有するもの (法第7条第7号)	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設		養成施設(短期又は一般)の卒業者 (法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号又は第11号)	・卒業証明書又は卒業見込証明書

備考

- 1 該当する□は、と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第102条第2項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
- 6 過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第2条(5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
- 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
- 8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
- 10 社会福祉士であって、試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
- 11 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二 (第11条関係)

精神保健福祉士登録申請書															
フリガナ									性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
氏名	(姓)				(名)				旧姓併記の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	(旧姓)														
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正														
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成														
	<input type="checkbox"/> 令和														
			年		月		日		本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)		都道府県		本籍コード		
フリガナ															
現住所	都道府県														
郵便番号				電話番号											
精神保健福祉士試験に合格した年月				<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年		月		試験合格証書番号					
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者														
	<input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者														
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉士法（以下「法」という。）の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（精神保健福祉士法施行令第1条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者														
	<input type="checkbox"/> 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者														
私は、精神保健福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。															
令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者															
収入印紙 (消印しないこと。)															
又は領収証書を貼ること。															

- 備考
- 1 該当する□は、と記入すること。
 - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
 - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
 - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第三(第13条関係)

精神保健福祉士登録事項変更届出書

収入印紙
(消印しないこと。)

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)

氏 名

年 月 日生

精神保健福祉士法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登 事	録 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	備 考

令和 年 月 日

厚生労働大臣

殿

指定登録機関代表者

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第四(第14条関係)

精神保健福祉士登録証再交付申請書

収 入 印 紙
(消印しないこ
と。)

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)

氏 名

年 月 日生

精神保健福祉士法施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

令和 年 月 日

厚生労働大臣

殿

指定登録機関代表者

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、
収入印紙は貼らないこと。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令の一部改正)

第百四条 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令(平成十六年厚生労働省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号)第三条第二項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 診断書を作成した医師の氏名</p> <p>十 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号)第三条第二項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とし、当該医師は、これに記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 (新設)</p> <p>九 (略)</p>

(石綿障害予防規則の一部改正)

第百五条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)
第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(補償金の請求)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をすることともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(支払未済の補償金の申出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をすることともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、当職から発せられた通知により定めている様式等においても、様式中の「㊟」を削る等、所要の改正を行うこととします。

については、改正後の様式等について下記のとおりとしますので、御了知の上、管内市町村（特別区含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただくようお願いいたします。

また、当部所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、その他当部から発出している課長通知、事務連絡に定める様式等の改正についても、別途通知、事務連絡の発出により行う予定であることを申し添えます。

記

第 1 「仮退院患者の経過観察に要する経費について」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「㊟」を削る。

1. 「仮退院患者の経過観察に要する経費について」（昭和 38 年 7 月 18 日衛発第 568 号厚生省公衆衛生局長通知）精神障害者仮退院許可申請書
2. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」（昭和 45 年 1 月 31 日児発第 40 号厚生省児童家庭局長通知）様式第 3 号及び様式第 24 号
3. 「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」（昭和 47 年 5 月 15 日衛発第 290 号厚生省公衆衛生局長通知）様式第二号（一）から様式第四号まで
4. 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月

- 28 日社更 162 号厚生省社会局長通知) 様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 11 号から様式第 13 号まで及び様式第 15 号
5. 「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」(平成 15 年 1 月 10 日障発 0110002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別紙
 6. 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成 21 年 12 月 24 日障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 様式第 1 及び様式第 9
 7. 「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について」(平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別添様式例第 6 号、別添様式例第 8 (1) 号及び別添様式例第 8 (3) 号

第 2 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「印」を削る。

1. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」(昭和 45 年 1 月 31 日児発第 40 号厚生省児童家庭局長通知) 様式第 22 号、様式第 23 号、様式第 25 号及び様式第 26 号
2. 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」(昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知) 様式第 1 号から様式第 8 号まで
3. 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和 60 年 12 月 28 日社更 162 号厚生省社会局長通知) 様式第 2 号、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 10 号、様式第 14 号及び様式第 16 号
4. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」(昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知) 様式 1
5. 「自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付に係る診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」(平成 5 年 2 月 15 日社援更第 25 号厚生省社会・援護局長通知) 別紙覚書例
6. 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知) 様式 1 及び様式 7
7. 「自立支援医療費の支給認定について」(平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別紙様式第 4 号及び別紙様式第 7 号
8. 「就労継続支援 A 型事業における利用者負担軽減事業実施要綱について」(平成 19 年 7 月 31 日障発 0731001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 様式 1 から様式 3 まで
9. 「自立支援医療(育成医療・更生医療)の支給に係る診療(調剤)報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託要領」(平成 24 年 3 月 22 日社援発 0322 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知) 別紙 2 及び別紙 4

第3 「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」の一部改正次に掲げる様式の規定中「回」を削る。

1. 「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式2から様式4まで

第4 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」等の改正

1. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」（昭和45年1月31日児発第40号厚生省児童家庭局長通知）様式第1号、様式第7号、様式第13号、様式第16号、様式第19号及び様式第21号を別添1から別添6までのように改める。
2. 「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）別添様式を別添7のように改める。
3. 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙様式2を別添8のように改める。
4. 「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第5号及び別紙様式第8号を別添9から別添12までのように改める。
5. 「自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託要領」（平成24年3月22日社援発0322第4号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙1及び別紙3を別添13及び別添14のように改める。
6. 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙様式4（別添）及び別紙様式5（別添）を別添15及び別添16のように改める。
7. 「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30年12月6日付け障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙、様式1-1から様式4までを別添17から別添24までのように改める。
8. 「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」（令和2年3月6日障発0306第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記様式を別添25のように改める。

第5 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

障企発 1225 第 1 号
障障発 1225 第 1 号
障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課 長
障 害 福 祉 課 長
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長

押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、当職から発せられた通知により定めている様式等においても、様式中の「㊤」を削る等、所要の改正を行うことといたしました。

については、改正後の様式等について下記のとおりとしますので、御了知の上、管内市町村（特別区含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

また、当部所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「㊤」を削る。

1. 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」（平成 8 年 3 月 21 日付け健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）様式 1 から様式 3 - 2、様式 5 から様式 8 まで
2. 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年 1 月 24 日障

精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式

3. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 別紙 2 及び別紙 3

第 2 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「印」を削る。

1. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)様式 5、様式 12 から様式 20 まで
2. 「応急入院指定病院の指定等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 23 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 様式 1
3. 「指定自立支援医療機関の指定について」(平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 別紙 1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定要領様式 1 - (1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 1 - (2) 及び別紙 1、様式 1 - (3)、様式 2 - (1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 2 - (2) 及び別紙 1、様式 2 - (3)、様式 3 - (1)、様式 3 - (2) 並びに様式 3 - (3) 並びに別紙 2 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定要領様式 1 - (1) 及び別紙、様式 1 - (2) 及び別紙、様式 1 - (3)、様式 2 - (1) 及び別紙、様式 2 - (2) 及び別紙、様式 2 - (3) 並びに様式 3 - (1) から様式 3 - (3) まで
4. 「特定病院の認定等について」(平成 18 年 9 月 29 日障精発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式 1
5. 「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 別紙様式 2 - 1
6. 「就労定着支援の円滑な実施について」(平成 30 年 7 月 30 日障障発 0730 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 様式 1 及び様式 2
7. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 様式 4 から様式 6 まで
8. 「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」(令和 2 年 4 月 1 日障精発 0401 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 別添、様式 11 から様式 13 まで

第 3 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」等の改正

1. 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」（平成5年6月22日児障発第42号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知）別紙様式を別添1のように改める。
2. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）を別添2のように改める。
3. 「応急入院指定病院の指定等について」（平成12年3月30日障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）様式2を別添3のように改める。
4. 「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日障障発0921001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）様式例を別添4のように改める。
5. 「特定病院の認定等について」（平成18年9月29日障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）様式2を別添5のように改める。
6. 「「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の一部改正について」（平成24年3月30日障障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙1（開始時）、別紙1（終了時）、別紙2及び別紙4を別添6から別添9までのように改める。
7. 「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙様式1を別添10のように改める。
8. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」（令和元年6月28日障企発0628第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）別紙7及び別紙8を別添11及び別添12のように改める。

第4 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

政統発1225第4号
令和2年12月25日

日本医師会会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)
(公印省略)

出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について (通知)

平素より厚生統計、医療行政につきましては多大な御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、出生証明書の様式等を定める省令(昭和27年法務・厚生省令第1号)の一部が、別紙のとおり改正され、令和2年12月25日施行となりましたので通知いたします。

つきましては、内容について御了知の上、各関係機関等への周知方について御配慮を願います。

記

医師、助産師又はその他の出産立会者が作成する出生証明書について、作成者の押印又は署名を不要とし、作成者の氏名を記載するよう改め、様式中の「印」を削除したこと。

以上

○法務省
厚生労働省 令第八号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 田村 憲久

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所及び氏名</p>	<p>第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所</p>

別記様式中「五」を削る。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改正後

別記様式(第二条関係) 出生証明書

子の氏名		男女の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 時 分		
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
	出生したところ	番地 番号	
	出生したところの種別 1～3 施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎(子中第 子)		
母の氏名		妊 娠 週 数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以後)		人 胎
1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
2 助産師	(住所)	番地	
3 その他	(氏名)	番 号	

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1,2,3の順序に従って書いてください。

改正前

別記様式(第二条関係) 出生証明書

子の氏名		男女の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 時 分		
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
	出生したところ	番地 番号	
	出生したところの種別 1～3 施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎(子中第 子)		
母の氏名		妊 娠 週 数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以後)		人 胎
1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
2 助産師	(住所)	番地	
3 その他	(氏名)	番 号	

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1,2,3の順序に従って書いてください。

印

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔復興庁令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令
（復興庁一）

〔省令〕

○技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令
（総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）

○出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令
（法務・厚生労働八）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二）

○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業一）

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇六）

○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令
（同二〇七）

○市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令
（農林水産・国土交通四）

○経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八八）

〔規則〕

○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の一部を改正する規則
（会計検査院八）

○会計検査院審査規則の一部を改正する規則（同九）

○国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則（国家公安委一一）

〔告示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件（総務四一四）

○電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件（同四一五）

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三〇六）

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産二五二七）

○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（経済産業二六五）

○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（同二六六）

○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を指定した件（国土交通一五七五）

○慶良間諸島国立公園の海域公園地区内における行為の許可基準の特例を定める件（環境一〇九）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二五九、二六三）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件（同二六四）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二六五）

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二六六）

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

官庁
第三者所有物の没収、財団関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生会社その他

復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改める。

第三十一条第一項第一号中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第一の一中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第二の一から別記様式第八の一までの様式中「印」を削る。

別記様式第八の二中「印」を削り、同様式中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第九の一「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、同様式の備考4中「令第10条第2項第2号」を「令第9条第2項第2号」に改め、同様式の備考中4を3とし、5を4とする。

別記様式第九の二中「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第十中「印」を削り、同様式の備考中6を削る。

（福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の一「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の三中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二の一から別記様式第十五までの様式中「印」を削り、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十七中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（施行期日）

第一条 この庁令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この庁令の施行の際現にあるこの庁令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この庁令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この庁令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省

令

○厚生労働省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、令第一号

技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第百七十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六まで、様式第九から様式第十六まで、様式第十九及び様式第二十中「㊦」を削る。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第八号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details the changes to Article 1 of the Birth Certificate Regulation, including the removal of 'Seal' (印) and the addition of 'or equivalent' (又はこれに準ずるもの) to the list of acceptable documents.

別記様式中「㊦」を削る。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十五条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「甲」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省
○経済産業省 令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一
経済産業大臣 梶山 弘志

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びその写し各一通」を削り、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「及びその写し」を削る。

第三条第一項中「の正本」及び「これに記名押印し」を削る。

第四条第二項中「及びその写し各一通」を削り、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「及びその写し」を削り、同条第五項中「の正本」及び「これに記名押印し」を削る。

様式第一中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第四中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第五中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第十一中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久
児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条の十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>（略）</p> <p>② 第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>（略）</p> <p>② 第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護（次項において「保護」という。）を適切に行うことができる施設とする。</p>	<p>第一条の十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>（略）</p> <p>② 第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>（略）</p> <p>② 第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。</p>

基発 1225 第 5 号
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等
の施行等について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、所管する法令に関し、国民や事業者等に対して、押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行う押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号）が本日公布され、同日より施行されます。また、労働基準局から発出した通達についても必要な改正を行うこととしており、これらの内容等について、別添のとおり都道府県労働局長宛てに指示しております。なお、都道府県労働局長宛ての通達中、別添 1、別添 2、別添 4、別添 5、別添 7 及び別添 8 については、量が多いため添付を省略いたしますが、厚生労働省 HP 「労働安全衛生関係主要様式」に順次掲載いたします。

(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei36/index.html)

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨等を御理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

基発1225第1号
令和2年12月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等、押印又は対面を求めている手続については、原則として全て、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされたところである。

これを踏まえ、所管する法令に関し、国民や事業者等に対して、押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行うこととし、省令及び告示については、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)(別添1)及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第397号。以下「整理告示」という。)(別添2)が本日公布され、同日より施行される。整理省令及び整理告示による改正の内容等のうち、労働基準局に係るものについては下記のとおりである。貴職におかれては、下記について十分御理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示のうち、事業主等又は労働者の押印等を求めている様式等（労働者が提出する様式であって、事業主の押印等が必要なものの一部を除く。）の押印欄を削除する等の措置を講ずる。整理省令及び整理告示により改正する様式は別添3に掲げるとおりであり、改正後の様式は、それぞれ別添4及び別添5のとおりである。なお、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類については、改正後の様式によるものとみなし、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる旨の経過措置を設けている。

なお、本年12月22日に公布された労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第203号）により改正される様式の取扱い等については、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」（令和2年12月22日基発1222第4号厚生労働省労働基準局長通達）において周知したところである。

第3 既存の通達等の取扱いについて

令和2年12月24日までに労働基準局から発出した通達等のうち別添6に掲げるものについて、整理省令及び整理告示と同様に、押印等を不要とする等の改正を行うとともに、整理省令及び整理告示に設ける経過措置に関する規定と同様に、現にある改正前の様式により使用されている書類は改正後の様式によるものとみなし、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。このうち、別添6-①及び別添6-②に掲げる通達等については、改正後の様式はそれぞれ別添7及び別添8のとおりであり、別添6-③に掲げる通達については、改正後の本文は別添9のとおりである。また、同日までに労働基準局から発出した通達等のうち別添6に掲げていないものであって、同様の改正が必要なものの取扱いについては、別途通知する。

なお、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行規則等の一部を改正する省令」の制定について（労働保険関係）」（令和2年12月4日基徴収発1204第2号労働基準局労働保険徴収課長通達）においても、労働保険関係様式の一部について、押印義務を廃止する等の措置を講ずる旨周知したところである。

- 【別添1】 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）
- 【別添2】 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第397号）
- 【別添3】 整理省令及び整理告示により改正する様式一覧
- 【別添4】 厚生労働省令で定める整理省令による改正後の様式（労働基準局関係）
- 【別添5】 厚生労働省告示で定める整理告示による改正後の様式（労働基準局関係）

【別添6】本通達により改正する通達等一覧

【別添7】労働基準局部局長通達で定める本通達による改正後の様式

【別添8】労働基準局課室長通達等で定める本通達による改正後の様式

【別添9】労働基準局長通達及び課室長通達で定める本通達による改正後の通達本文

以上

省令名	改正する様式	担当部署	
じん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)			
	様式第2号	エックス線写真等の提出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第6号	じん肺管理区分決定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第8号	じん肺健康管理実施状況報告	労働基準局安全衛生部計画課
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和42年労働省令第28号)			
	様式第3号	介護料支給申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号	一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)			
	様式第1号	個別労働関係紛争解決手続実施団体指定申請書	労働基準局監督課
	様式第2号	指定申請書記載事項変更等届出書	労働基準局監督課
	様式第3号	事業報告書	労働基準局監督課
	様式第4号	社会保険労務士試験試験科目免除申請書	労働基準局監督課
	様式第5号	社会保険労務士試験受験申込書	労働基準局監督課
	様式第5号の2	紛争解決手続代理業務試験受験申込書	労働基準局監督課
	様式第9号	事務所増設許可申請書	労働基準局監督課
家内労働法施行規則(昭和45年労働省令第23号)			
	様式第3号	家内労働死傷病届	労働基準局安全衛生部計画課
	※ 様式第2号(委託状況届)の改正については、雇用環境・均等局より別途通達。		
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)			
	様式第1号	雇用保険印紙購入通帳	労働基準局労働保険徴収課
	様式第2号	始動票礼受領通帳	労働基準局労働保険徴収課
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和47年労働省令第9号)			
	別記様式(甲)	特例による保険給付申請書(業務災害及び複数業務要因災害用)	労働基準局労災管理課
	別記様式(乙)	特例による保険給付申請書(通勤災害用)	労働基準局労災管理課
労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)			
	様式第1号	共同企業体代表者(変更)届	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の3	新規化学物質製造・輸出届	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の4	確認申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の5	安全衛生教育実施結果報告	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第6号	定期健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第6号の2	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第7号	健康管理手帳交付申請書	労働基準局安全衛生部計画課

様式第10号	健康管理手帳書替・再交付申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第19号の3	特別安全衛生改善計画変更届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第20号	機械等設置・移転・変更届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第20号の2	計画届免除認定申請書(新規認定・更新)	労働基準局安全衛生部計画課
様式第20号の4	実施状況等報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第21号	建設工事・土石採取計画届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第21号の7	有害物ばく露作業報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第22号	事故報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第23号	労働者死傷病報告	労働基準局安全衛生部計画課
様式第24号	労働者死傷病報告	労働基準局安全衛生部計画課

ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)

様式第1号	()製造許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号	()構造検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第3号	ボイラー明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第5号	構造検査済印	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号	()検査証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号	()溶接検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号	()溶接明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第10号	溶接検査済印	労働基準局安全衛生部計画課
様式第11号	ボイラー設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第12号	ボイラー設置報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第13号	()使用検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第14号	使用検査済印	労働基準局安全衛生部計画課
様式第15号	()落成検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第16号	()検査証再交付・書替申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第17号	適合自動制御ボイラー認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第19号	()性能検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第20号	()変更届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第21号	()変更検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第22号	()使用再開検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第23号	第一種圧力容器明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第24号	第一種圧力容器設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第26号	小型ボイラー設置報告書	労働基準局安全衛生部計画課

クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)

様式第1号	()製造許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
-------	------------	---------------

様式第2号	クレーン設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第4号	()落成検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第5号	クレーン仮荷重試験申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号	()検査証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号	()検査証再交付・書替申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号	()設置報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第10号	()特例報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第11号	()性能検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第12号	()変更届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第13号	()変更検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第14号	()使用再開検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第15号	移動式クレーン製造検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第19号	移動式クレーン使用検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第21号	移動式クレーン検査証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第23号	デリック設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第25号	デリック設置報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第26号	エレベーター設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第28号	エレベーター検査証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第29号	()設置報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第30号	建設用リフト設置届	労働基準局安全衛生部計画課

ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)

様式第1号	ゴンドラ製造許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号	ゴンドラ製造検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号	ゴンドラ使用検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号	ゴンドラ検査証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号	ゴンドラ検査証再交付・書替申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第10号	ゴンドラ設置届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第11号	ゴンドラ性能検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第12号	ゴンドラ変更届	労働基準局安全衛生部計画課
様式第13号	ゴンドラ変更検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第14号	ゴンドラ使用再開検査申請書	労働基準局安全衛生部計画課

有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)

様式第1号	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号	局所排気装置設置等特例許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号の2	局所排気装置特例稼働許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課

	様式第3号の2	有機溶剤等健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	有機溶剤等健康診断特例許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号	発散防止抑制措置特例実施許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)			
	様式第1号	鉛業務一部適用除外認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の2	発散防止抑制措置特例実施許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	鉛健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)			
	様式第3号	四アルキル鉛健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)			
	様式第1号	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の2	発散防止抑制措置特例実施許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	特定化学物質健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	製造等禁止物質製造・輸入・使用許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号	特定化学物質製造許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第8号	特定化学物質製造許可証再交付・書替申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第11号	特別管理物質等関係記録等報告書	労働基準局安全衛生部計画課
高圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)			
	様式第2号	高気圧業務健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)			
	様式第1号	事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第2号	電離放射線健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第2号の2	緊急時電離放射線健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	緊急作業実施状況報告書(外部線量・旬報)	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号	緊急作業実施状況報告書(実効線量・月報)	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第6号	ガンマ線透過写真撮影作業届	労働基準局安全衛生部計画課
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)			
	様式第1号	登録〔 〕機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の2	実施計画届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の3	実施計画変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の4	〔 〕実施結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第1号の5	登録〔 〕機関登録事項変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第2号	業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	業務規程変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	〔 〕業務休廃止届出書	労働基準局安全衛生部計画課

様式第4号の2	登録〔 〕機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第4号の3	適合性証明申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第4号の4	適合証明書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第4号の5	適合性証明実施結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第5号	〔 〕選任届出書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号	〔 〕解任届出書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号の2	製造時等検査結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号の3	証明書作成実施結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号	性能検査結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号の2	検査業者登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号の4	検査業者登録事項等変更申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号の5	検査業者登録証再交付申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号の6	特定自主検査実施状況報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第7号の7	検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号	較正実施結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号	登録状況報告書	労働基準局安全衛生部計画課

機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)

様式第1号(1)	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置(電気的制動方式)個別検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第1号(3)	第二種変圧容器・小型ボイラー・小型圧力容器個別検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号(1)	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置(電気的制御方式)明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号(3)	第二種圧力容器明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号(4)	小型ボイラー明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第2号(5)	小型圧力容器明細書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第3号	個別検定合格済印	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号(1)	安全装置等新規検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号(2)	防爆構造・電気機械器具新規検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号(3)	労働衛生保護具新規検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第6号(4)	動力プレス機械新規検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号(1)	安全装置等型式検定合格証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号(2)	防爆構造・電気機械器具型式検定合格証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号(3)	労働衛生保護具型式検定合格証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第8号(4)	動力プレス機械型式検定合格証	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号(1)	安全装置等更新検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号(2)	防爆構造電気機械器具更新検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
様式第9号(3)	労働衛生保護具更新検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課

	様式第9号(4)	動力プレス機械更新検定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第10号	()型式検定合格証(再交付・変更)申請書	労働基準局安全衛生部計画課
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和48年労働省令第3号)			
	様式第3号	労働安全・労働衛生コンサルタント登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)			
	様式第3号の2	作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	登録試験免除講習機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の2	実施計画届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の3	実施計画変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の5	試験免除講習実施結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の6	登録試験免除講習機関登録事項変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の7	業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の8	業務規程変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号の9	試験免除講習業務休廃止届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第11号	試験結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第12号	登録講習機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第12号の2	登録講習機関登録事項変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第13号	登録講習機関業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第14号	登録講習機関業務規程変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第14号の2	講習・研修業務休廃止届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第15号	講習・研修結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第15号の2	登録状況報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第16号	作業環境測定機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第18号	作業環境測定機関登録証書換・再交付申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第20号	作業環境測定機関業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第21号	作業環境測定機関業務規程変更届出書	労働基準局安全衛生部計画課
粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)			
	様式第1号	粉じん作業非該当認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第2号	粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	粉じん測定特例許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第4号	粉じん測定結果摘要書	労働基準局安全衛生部計画課
石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)			
	様式第1号	建築物解体等作業届	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	石綿健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号の2	石綿分析用試料等製造・輸入・使用届	労働基準局安全衛生部計画課

	様式第4号	石棉等製造・輸入・使用許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号の2	石棉分析用試料等製造許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第5号の4	石棉分析用試料等製造許可証再交付・書替申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第6号	石棉関係記録等報告書	労働基準局安全衛生部計画課
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)			
	様式第1号	土壌等の除染等の業務・特定汚染土壌等取扱業務に係る作業届	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第3号	除染等電離放射線健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第8号)			
	様式第3号の2	作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第12号	登録講習機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第13号	登録講習機関業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第15号の2	登録状況報告書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第16号	作業環境測定機関登録申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第20号	作業環境測定機関業務規程届出書	労働基準局安全衛生部計画課
電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第82号)			
	様式第2号(表面)	電離放射線健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第89号)			
	様式第3号(裏面)	特定化学物質健康診断結果報告書	労働基準局安全衛生部計画課
石棉障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)			
	様式第1号	事前調査結果等報告	労働基準局安全衛生部計画課

告示名	改正する様式	担当部署
労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和35年労働省告示第10号)		
	様式第4号	未支給の保険給付支給請求書、未支給の特別支給金支給申請書
	様式第5号	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書
	様式第6号	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届
	様式第7号(1)～(5)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)
	様式第8号(表面・裏面)及び別紙3	休業補償給付支給請求書、複数事業労働者休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)
	様式第9号	平均給与額証明書
	様式第10号	障害補償給付/複数事業労働者障害給付支給請求書・障害特別支給金/障害特別年金/障害特別一時金支給申請書
	様式第11号	障害補償給付/複数事業労働者障害給付/障害給付 変更請求書、障害特別年金変更申請書
	様式第12号	遺族補償年金/複数事業労働者遺族年金支給請求書・遺族特別支給金/遺族特別年金支給申請書
	様式第13号	遺族補償年金/複数事業労働者遺族年金転給等請求書・遺族特別年金/遺族特別年金転給等申請書
	様式第14号	遺族補償年金/複数事業労働者遺族年金/遺族年金 支給停止申請書
	様式第15号	遺族補償一時金/複数事業労働者遺族一時金支給請求書・遺族特別支給金/遺族特別一時金支給申請書
	様式第16号	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書
	様式第16号の2	傷病の状態等に関する届
	様式第16号の2の2	介護補償給付/複数事業労働者介護給付/介護給付 支給請求書
	様式第16号の3	療養給付たる療養の給付請求書
	様式第16号の4	療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届
	様式第16号の5(1)～(5)	療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)
	様式第16号の6(表面・裏面)及び別紙3	休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)
	様式第16号の7	障害給付支給請求書、障害特別支給金/障害特別年金/障害特別一時金 支給申請書
	様式第16号の8	遺族年金支給請求書、遺族特別支給金/遺族特別年金 支給申請書
	様式第16号の9	遺族一時金支給請求書、遺族特別支給金/遺族特別一時金 支給申請書
	様式第16号の10	葬祭給付請求書
	様式第16号の10の2	二次健康診断等給付請求書
	様式第16号の11	傷病の状態等に関する報告書
	様式第18号(1)	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(傷病・障害用)
	様式第18号(2)	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(遺族用)
	様式第19号	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名/年金の払渡金融機関等 変更届
	様式第20号	厚生年金保険等の受給関係変更届
	様式第21号	遺族補償年金/複数事業労働者遺族年金/遺族年金 受給権者失権届
	様式第22号	遺族補償年金額/複数事業労働者遺族年金額/遺族年金額算定基礎変更届
	様式第34号の7	特別加入申請書(中小事業主等)
	様式第34号の8	特別加入に関する変更届、特別加入脱退申請書(中小事業主等及び一人親方等)
	様式第34号の10	特別加入申請書(一人親方等)
	様式第34号の11	特別加入申請書(海外派遣者)

	様式第34号の12	特別加入に関する変更届、特別加入脱退申請書(海外派遣者)	労働基準局労災管理課
	様式第37号の2	障害補償年金差額一時金支給請求書、複数事業労働者障害年金差額一時金支給請求書、障害年金差額一時金支給請求書、障害特別年金差額一時金支給申請書	労働基準局労災管理課
	様式第37号の3	事業主責任災害損害賠償受領届	労働基準局労災管理課
	様式第38号	特別給与に関する届	労働基準局労災管理課
作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)			
	様式第1号	作業環境測定特別許可申請書	労働基準局安全衛生部計画課
	様式第2号	作業環境測定結果摘要書	労働基準局安全衛生部計画課
作業環境評価基準等の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第192号)			
	様式第2号	作業環境測定結果摘要書	労働基準局安全衛生部計画課

項番	発出日	通達番号	通達名	担当部署
1	昭和33年7月12日	基発第454号	専門医等に対する意見書提出依頼に関する事務取扱について	労働基準局補償課
2	昭和39年2月20日	基発第185号	労災保険指定薬局の取扱いについて	労働基準局補償課
3	昭和42年12月22日	基発第1106号	労働者災害補償保険法施行規則第21条の規定による年金等の受給権者定期報告に係る事務処理について	労働基準局業務課
4	昭和45年10月27日	基発第774号	労災就学奨励費の支給について	労働基準局労災管理課
5	昭和47年4月1日	基発第214号	労働衛生指導医の推せんについて	労働基準局安全衛生部計画課
6	昭和51年1月13日	基発第72号	労災診療費算定基準について	労働基準局補償課
7	昭和51年2月12日	基発第171号	労災保険におけるリハビリテーション医療について	労働基準局補償課
8	昭和52年9月5日	基発第519号	傷病補償年金及び傷病年金に係る事務処理について	労働基準局業務課
9	昭和56年2月6日	基発第69号	外科後処置の実施について	労働基準局補償課
10	昭和56年10月30日	基発第696号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第2次分)等について	労働基準局業務課
11	昭和57年5月11日	基発第326号-1	労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて	労働基準局補償課
12	昭和57年5月11日	基発第326号-2	指名施術所に対する療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて	労働基準局補償課
13	昭和57年5月31日	基発第375号	労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る保険給付の取扱いについて	労働基準局補償課
14	昭和57年6月14日	基発第410号	労災はり・きゅう施術特別奨励金の支給について	労働基準局補償課
15	昭和58年7月25日	基発第358号	長期療養者職業復帰奨励金の支給について	労働基準局補償課
16	昭和61年4月15日	基発第237号	「ポイラー及び圧力容器検査・検定規範」及び「クレーン等検査規範」について	労働基準局安全衛生部計画課
17	昭和62年3月12日	基発第131号	労災保険における看護の給付の取扱いについて	労働基準局補償課
18	昭和62年3月30日	基発第175号	労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について	労働基準局補償課
19	昭和63年9月16日	基発第802号	労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ポイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について	労働基準局安全衛生部計画課
20	平成元年3月17日	基発第123号	試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の制定について	労働基準局安全衛生部計画課
21	平成元年5月22日	基発第247号	危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について	労働基準局安全衛生部計画課
22	平成元年5月22日	基発第246号	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について	労働基準局安全衛生部計画課
23	平成3年10月9日	基発第601号	振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金の支給について	労働基準局補償課
24	平成4年7月1日	基発第391号	快適職場形成促進事業の施行について	労働基準局安全衛生部計画課
25	平成5年3月31日	基発第214号	建設業における総合的労働災害防止対策の推進について	労働基準局安全衛生部計画課

26	平成6年9月30日	基発第610号	労災保険における訪問看護の取扱いについて	労働基準局補償課
27	平成7年4月3日	基発第199号	長期家族介護者看護金の支給について	労働基準局労災管理課
28	平成7年7月25日	基発第476号	労災保険指定医療機関に係る事務取扱いについて	労働基準局補償課
29	平成8年5月11日	基発第311号	振動障害者に係る社会復帰支援制度の拡充等について	労働基準局補償課
30	平成9年8月1日	基発第546号	有機溶剤中毒予防規則に基づく局所排気装置特例稼働許可等について	労働基準局安全衛生部計画課
31	平成9年8月26日	基発586号	アフターケアの通院に要する費用の支給について	労働基準局補償課
32	平成9年9月29日	基発第652号	ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による調査の基準及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験結果報告書様式の改正について	労働基準局安全衛生部計画課
33	平成12年10月13日	基発第625号	労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金システム)の一部改正について	労働基準局業務課
34	平成13年3月30日	基発第234号	「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について	労働基準局補償課
35	平成15年8月8日	基発第0808002号	神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について	労働基準局補償課
36	平成16年1月21日	基発第0121007号	開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者私の取扱いについて	労働基準局補償課
37	平成16年4月1日	基発第0401024号	労災療養看護金の支給について	労働基準局補償課
38	平成18年3月17日	基発第0317003号	石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(「特別遺族給付金」の支給関係)について	労働基準局労災管理課
39	平成18年4月1日	基発第0401006号	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について	労働基準局労働条件政策課

40	平成18年6月1日	基発第0601001号	義肢等補装具の支給について	労働基準局補償課
41	平成18年10月2日	基発第1002001号	「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(「特別遺族給付金」の支給関係)について」の一部改正について	労働基準局労災管理課
42	平成19年3月1日	基発第0301002号	未払賃金の立替私事業の運営について	労働基準局監督課
43	平成19年4月23日	基発0423002号	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について	労働基準局補償課
44	平成20年3月27日	基発第0327003号	ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について	労働基準局安全衛生部計画課
45	平成23年3月30日	基安発0330第1号	「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」に係る措置の実施について	労働基準局安全衛生部計画課
46	平成23年6月9日	基労発0609第1号	東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族(補償)給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて(行方不明者であることの調査手法関係)	労働基準局労災管理課
47	平成23年6月30日	基発0630第2号	労災診療費等の審査点検等事務取扱手引について	労働基準局補償課
48	平成24年6月29日	基発0629第3号	有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置特例実施許可等について	労働基準局安全衛生部計画課
49	平成24年8月10日	基発0810第1号	原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について	労働基準局安全衛生部計画課
50	平成24年9月6日	基発0906第5号	傷病の状態等に関する届等に添付する診断書の様式及び特別加入の加入時健康診断の健康診断証明書の様式の一部改正について	労働基準局補償課
51	平成25年5月27日	基発0527第11号	労働保険事務組合報奨金(電子化分)交付要領の作成について	労働基準局徴収課
52	平成25年9月26日	基発0926第5号	「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について	労働基準局安全衛生部計画課
53	平成25年9月26日	基発0926第4号	健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について	労働基準局安全衛生部計画課
54	平成26年7月18日	労働基準局長決定(文書番号なし)	労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領	労働基準局安全衛生部計画課
55	平成27年3月18日	基発0318第1号	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について	労働基準局労働関係法課
56	平成27年3月20日	基発0320第2号	安全衛生優良企業公表制度の運営について	労働基準局安全衛生部計画課
57	平成27年3月26日	基発0326第6号	休業補償特別選護金支給制度の創設について	労働基準局補償課
58	平成27年3月31日	基発0331第23号	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく介護料の支給について	労働基準局労災管理課
59	平成27年8月26日	基発0826第1号	「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」の策定について	労働基準局安全衛生部計画課

60	平成28年3月14日	基発0314第4号	「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」の改正及び「審査請求に関する事務取扱要領」の制定について	労働基準局安全衛生部計画課
61	平成29年10月31日	労働基準局長決定(文書番号なし)	労災疾病臨床研究事業費補助金により取得した財産の取扱いについて	労働基準局安全衛生部計画課
62	令和元年5月7日	基発0507第1号	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等に規定する届書等の様式について」の改正について	労働基準局徴収課
63	令和2年3月30日	基発0330第33号	第三者行為災害事務取扱手引の改正について	労働基準局補償課

項番	発出日	通達番号	通達名	担当部署
1	昭和52年4月19日	業務課長事務連絡第18号	年金関係の諸様式の改正について	労働基準局業務課
2	昭和52年5月28日	事務連絡第23号	振動障害の認定基準の運用上の留意点等について	労働基準局補償課
3	昭和56年4月2日	事務連絡第14号	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲の拡大について	労働基準局補償課
4	昭和57年11月10日	補償課長事務連絡第50号	はり、きゅうの施術に係る事務処理について	労働基準局補償課
5	平成3年7月8日	補償課長事務連絡第23号	個人の申請に基づく柔道整復師等の受任者私の取扱いについて	労働基準局補償課
6	平成4年6月26日	補償課長事務連絡第20号	労災保険における柔道整復師施術料金算定基準の改定に伴う実施上の留意事項について	労働基準局補償課
7	平成8年1月25日	補償課長事務連絡第1号	振動障害に係る通正給付管理対策の運用について	労働基準局補償課
8	平成9年6月9日	労働衛生課長事務連絡(文書番号無し)	地方じん肺診査医、粉じん対策指導員及び労働衛生指導医の内申作業に係る履歴書の様式について	労働基準局安全衛生部計画課
9	平成14年11月19日	基労補発第1119001号	労災診療費算定基準の一部改正の運用に当たっての事務処理について	労働基準局補償課
10	平成17年7月27日	基労補発第0727001号	石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について	労働基準局補償課
11	平成17年9月22日	基労補発第0922002号	診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領について	労働基準局補償課
12	平成20年3月31日	基労補発第0331004号	労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について	労働基準局補償課
13	平成20年4月1日	基安発第0401001号	ポイラ一等の開放検査周期認定要領に係る留意事項について	労働基準局安全衛生部計画課
14	平成21年3月4日	基労補発第0304001号	脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の業務起因性の判断のための調査様式の改正について	労働基準局補償課
15	平成23年3月30日	基安計発0330第1号	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う黒枠帳票の取り扱いについて	労働基準局安全衛生部計画課
16	平成24年9月20日	基労補発0920第1号	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について	労働基準局補償課
17	平成24年9月20日	基労補発0920第2号	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領(特別遺族給付金関係)について	労働基準局補償課
18	平成25年2月26日	主任中央賃金指導官事務連絡(文書番号なし)	最低賃金法第7条の減額の特例許可事務に係る参考文例集の一部改正等について	労働基準局賃金課
19	平成27年12月28日	基補発1228第1号	障害(補償)給付支給請求書に添付する診断書の取扱いについて	労働基準局補償課
20	平成29年2月1日	基補発0201第1号	労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について	労働基準局補償課

21	平成29年3月31日	基補発0331第4号、基保発0331第4号	労災保険給付等に係る支給決定証明願及び支払証明願の取扱について	労働基準局補償課 労働基準局業務課
22	平成29年12月7日	基補発1207第1号	労災保険の特別加入者に係る不正受給防止対策の徹底について	労働基準局補償課
23	平成31年3月20日	基賃発0320第1号	「最低賃金関係事務取扱手引」の改正について	労働基準局賃金課
24	令和元年5月20日	計画課長決定(文書番号なし)	労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任を行った場合の国庫補助金の受領の委任について	労働基準局安全衛生部計画課
25	令和元年5月20日	計画課長決定(文書番号なし)	労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任について	労働基準局安全衛生部計画課
26	令和元年5月20日	計画課長決定(文書番号なし)	労災疾病臨床研究における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について	労働基準局安全衛生部計画課
27	令和2年6月11日	基補発0611第1号	精神障害の労災認定実務要領の一部改正について	労働基準局補償課
28	令和2年8月27日	基補発0827第1号	複数業務要因災害(脳・心臓疾患及び精神障害等)の労災認定実務要領について	労働基準局補償課

項目	発出日	通達番号	通達名	担当部署
【局長通達】				
1	昭和34年8月5日	基発第545号	柔道整復師に対する療養補償費の受任者私の取扱いについて	労働基準局補償課
2	昭和45年10月12日	基発第745号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	労働基準局補償課
3	昭和57年5月11日	基発第326号-2	指名施設所に対する療養(補償)給付たる療養の費用の受任者私の取扱いについて	労働基準局補償課
4	昭和57年5月31日	基発第375号	労災保険における「はり、きゅう及びマッサージ」の施術に係る保険給付の取扱いについて	労働基準局補償課
5	昭和57年6月2日	基発第384号	労災保険における「はり、きゅう及びマッサージ」の施術に係る診断書料の取扱いについて	労働基準局補償課
6	昭和61年3月31日	基発第188号	今後の産業別最低賃金制度の運営について	労働基準局賃金課
7	平成16年1月21日	基発第0121007号	開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者私の取扱いについて	労働基準局補償課
8	令和2年3月30日	基発0330第33号	第三者行為災害事務取扱手引の改正について	労働基準局補償課
9	令和2年7月16日	基発0716第5号	労働保険事務組合事務処理規約例の一部改正について	労働基準局徴収課
【課長通達】				
10	昭和62年3月24日	労徴発第18号	社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて	労働基準局監督課
11	平成31年3月20日	基賃発0320第1号	「最低賃金関係事務取扱手引」の改正について	労働基準局賃金課

事務連絡
令和3年1月6日

日本医師会
健康医療第一課 御中

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

学校保健安全法施行規則の一部改正について

平素より大変お世話になっております。

この度、別添のとおり学校保健安全法施行規則の一部改正を行いました。つきましては、貴会会員方に対し周知くださいますよう、ご協力方お願いいたします。

担当者連絡先

所属：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

担当者氏名：小林沙織

メールアドレス：s-kobayashi@mext.go.jp

電話番号：03-6734-2976

FAX 番号：03-6734-3794

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛
(公 印 省 略)

学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、別添 1 のとおり学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第三十九号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 11 月 13 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏の無いようお願いいたします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

I 改正の趣旨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）において、新たに定期予防接種の対象が追加されたこと及び押印原則等に関する慣行の見直しの観点などから、第一号様式から第七号様式までについて所要の改正を行うこととする。

II 改正の概要

1 就学時健康診断票（第一号様式関係）

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 10 月 1 日から施行され、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた者について、B 型肝炎が定期予防接種の対象となったことを受けて、就学時健康診断票の予防接種の欄に、B 型肝炎の項目を加えたこと。

また、就学時健康診断票の予防接種の欄のワクチンの記載およびその記載順について、母子健康手帳の様式（母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）様式第

三号) に合わせて改めたこと。

さらに、就学時健康診断票の欄外(注)の13における、担当医師又は担当歯科医師(以下、「担当医師等」という。)が「『担当医師所見』及び『担当歯科医師所見』の欄」に押印する旨の規定は、担当医師等の氏名を記入する旨の規定に併せて改めたこと。

2 職員健康診断票(第二号様式関係)

職員健康診断票の欄外(注)の1のトにおける、指導区分を決定した医師が、「指導区分」の欄に押印する旨の規定は、担当医師が氏名を記入する旨の規定に改めたこと。

3 第三号様式から第七号様式関係

教育委員会の押印を求める「印」を削除したこと。

4 施行期日(附則関係)

令和3年4月1日としたこと。

III 改正後の様式について

改正後の様式は別添2から別添8のとおりであるため、令和3年度以降、活用されたいこと。

なお、改正後の就学時健康診断票及び職員健康診断票は文部科学省ホームページからも入手できるため、適宜参照されたいこと。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1383897.htm

IV その他

現在、政府では、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進めているところであり、第一号様式から第七号様式までの押印については、改正省令の施行日前においても、押印を省略することが可能であること。この場合、就学時健康診断票及び職員健康診断票については、担当医師等の氏名を記入すること。

また、学校保健安全法施行規則第八条に学校において作成する旨が規定されている児童生徒等の健康診断票における学校医等による押印についても、就学時健康診断票及び職員健康診断票の改正趣旨に鑑み、同様の取扱いとして差し支えないこと。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課企画調整係

TEL：03-5253-4111(内線4950)

e-mail：kenshoku@mext.go.jp

省 令

○文部科学省令第三十九号

学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号) 第四条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を定める。

文部科学大臣 萩生田光一

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
-----	-----

第1号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第4条関係)

就学時健康診断票

氏名	健康診断年月日	健康診断年月日
	氏名	氏名
就学予定者 現住所	現住所	就学予定者との関係
	現住所	就学予定者との関係
性別	性別	性別
	年齢	年齢
生年月日	生年月日	生年月日
学年	学年	学年
主な既往歴	主な既往歴	
予防接種	予防接種	
[略]	[略]	

教育委員会名

(注) [略]

1~12 [略]

13 [担当医師所見] 及び [担当歯科医師所見] の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師(以下「担当医師等」という。)が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。

14~16 [略]

第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第15条関係)

職員健康診断票

[表略]

(注)

1 [略]

1~1 [略]

第1号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第4条関係)

就学時健康診断票

氏名	健康診断年月日	健康診断年月日
	氏名	氏名
就学予定者 現住所	現住所	就学予定者との関係
	現住所	就学予定者との関係
性別	性別	性別
	年齢	年齢
生年月日	生年月日	生年月日
学年	学年	学年
主な既往歴	主な既往歴	
予防接種	予防接種	
[同上]	[同上]	

教育委員会名

(注) [同上]

1~12 [同上]

13 [担当医師所見] 及び [担当歯科医師所見] の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。

14~16 [同上]

第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第15条関係)

職員健康診断票

[同上]

(注)

1 [同上]

1~1 [同上]

ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分及び医師の氏名を記入する。 テ～ト [略] 2 [略]	ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。 テ～ト [同上] 2 [同上]
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。
 第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「㊸」を削る。
附 則
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
 国家公安委員会委員長 小此木八郎
 令和二年十一月十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後	前
<p>第3章 自転車に乗る人の心得 自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方 [1・2 略]</p> <p>3 普通自転車の確認 車体の大きさと構造が、次の要件に合った自転車で、他の車両をけん引していない自転車を普通自転車といいます。TSマークの付いた自転車は、これらの要件を満たしています。なお、使用する自転車がTSマークの付いていない自転車であるときには、普通自転車であるか否かを自転車安全整備店で確認してもらいましょう。</p> <p>(1) 四輪以下の自転車であること。 [(2)～(6) 略]</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得 第1節 運転に当たつての注意 1 運転免許証などを確かめるなどすること (1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。 [ア～エ 略]</p> <p>オ 進中型免許又は普通免許を受けて1年を経過していない初心者運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。 [カ・キ 略] [(2)・(3) 略] [2～4 略]</p>	改	正	後	<p>第3章 自転車に乗る人の心得 [同左]</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方 [1・2 同左]</p> <p>3 普通自転車の確認 [同左]</p> <p>(1) 二輪又は三輪の自転車であること。 [(2)～(6) 同左]</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得 第1節 運転に当たつての注意 1 運転免許証などを確かめるなどすること (1) [同左] [ア～エ 同左]</p> <p>オ 普通免許を受けて1年を経過していない初心者運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。 [カ・キ 同左] [(2)・(3) 同左] [2～4 同左]</p>

第1号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第4条関係)

就 学 時 健 康 診 断 票

				健康診断日 年 月 日		
就学 予 定 者	氏 名		性 別	男 女	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生	年 齢		現 住 所	
	現 住 所				保 護 者	就 学 予 定 の 係 と 保 護 者 関
主 な 既 往 症						
予 防 接 種 インフルエンザ菌b型 (H i b) 小児肺炎球菌 B型肝炎 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ BCG 麻疹・風しん(第1期 第2期) 水痘 日本脳炎						
栄 養 状 態		栄 養 不 良				
		肥 満 傾 向	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
脊 柱		皮 膚 疾 患				
胸 郭						
視 力	右	()	齲 齒 数	乳 齒	処 置	
	左	()		未 処 置		
聴 力	右			永 久 齒	処 置	
	左			未 処 置		
		その他の歯の疾病及び異常				
眼の疾病及び異常		口 腔 の 疾 病 及 び 異 常				
そ の 他 の 疾 病 及 び 異 常						
担 当 医 師 所 見						
担 当 歯 科 医 師 所 見						
事 後 措 置	治 療 勸 告					
	就 学 に 関 し 保 健 上 必 要 な 助 言					
	そ の 他					
備 考						

教育委員会名



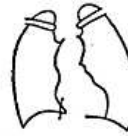




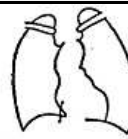
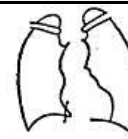

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認められた者を「要注意」と記入する。
- 5 「脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸郭」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これがかつこ内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による。）を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉頭疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によつて歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが齲蝕の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」

不正咬合（機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患（歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師（以下「担当医師等」という。）が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。
- 14 「事後措置」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾患等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。

第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第15条関係)

職 員 健 康 診 断 票

学校の名称																										
氏名				性別	男	女																				
年齢	年	年	年	年	年	年																				
健康診断年月日	年	月	日	年	月	日																				
身長 (cm)	・	・	・	・	・	・																				
体重 (kg)	・	・	・	・	・	・																				
腹囲 (cm)	・	・	・	・	・	・																				
B	M	I																								
視力	右	()	()	()	()	()																				
	左	()	()	()	()	()																				
聴力	右																									
	左																									
結	胸部エックス線検査 (第1回)	撮影年月日	年	月	日	年	月	日																		
		画像番号																								
	所見																									
																										
胸部エックス線検査 (第2回)	撮影年月日	年	月	日	年	月	日																			
	画像番号																									
核	かたん 咳 痰 検査	年月日	年	月	日	年	月	日																		
		塗培	塗培	塗培	塗培	塗培	塗培																			
核	聴診、打診その他の検査	年月日	年	月	日	年	月	日																		
核	病名備考																									
血	圧	/	/	/	/	/																				
尿	糖																									
	糖																									
胃の疾病及び異常																										
貧血検査	血色素量 (g/dl)																									
	赤血球数 (万/mm ³)																									
肝機能検査	GOT (IU/l)																									
	GPT (IU/l)																									
	γ-GTP (IU/l)																									
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)																									
	HDLコレステロール (mg/dl)																									
	トリグリセライド (mg/dl)																									
血糖検査 (mg/dl)																										
心電図検査																										
その他の疾病及び異常																										
指導区分																										
事後備考																										
備考																										

(注)

- 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
 イ 「身長」、「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位までを記入する。
 ロ BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

 ハ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
 ニ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線右下にそれぞれ記入する。
 ホ 「尿」の欄 尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に+等の記号を記入する。
 ヘ 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
 ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分及び医師の氏名を記入する。
 チ 「事後措置」の欄 第16条第2項の規定によって学校の設置者が取るべき事後措置に関し必要な事項を記入する。
 リ 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。
 ヌ 以上のほか、各欄の記入については、第1号様式の「(注)」による。
- 他の学校から移ってきた職員については、送付を受けた健康診断票に空欄がある場合は、これを用いる。

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第25条関係）

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第25条関係）

号
年 月 日

都（道府県）教育委員会名 殿

市（町村）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当市（町村）立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第25条関係）

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助(医療費)の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第27条関係）

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助(医療費)に
係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第27条の規定に基づき、別記のとおり通知します。

別記

学 校 種 別	市 町 村 名	配 分 数
小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程		人
	計	
	特別支援学校の小学部及び中学部	
計		

第 7 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）（第 27 条関係）

号
年 月 日

市（町村）教育委員会名 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）に
係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第 27 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

①配分児童生徒被患者延数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人
	特別支援学校の小学部及び中学部	人
備	②文部科学大臣が定める児童生徒 1 人 1 疾病当りの医療費の平均額	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
考	③国庫補助の限度額	円
	$\{① \times ②\} \times \frac{1}{2}$	円